
1 地球環境の保全

■ 1 - 1 地球温暖化対策の推進

1 地球温暖化の防止（地域エネルギー推進課、森林整備課）

（1）山梨県地球温暖化対策条例の制定

地球温暖化対策については、本県における二酸化炭素の排出量を平成2年レベルで安定させるため、「山梨県地球温暖化対策推進計画」を全国的にも早い平成8年3月に策定し、民生・運輸部門を中心とした対策を実施してきました。

しかしながら、平成17年の本県における温室効果ガスの総排出量は、6,983千t-CO₂であり、平成2年の総排出量に比較して15.3%の増加となりました。

このため、県民や事業者等の地球温暖化防止に対する意識を高め、自主的な取り組みを促進していくことを目指して、平成20年12月に「山梨県地球温暖化対策条例」を制定しました。

条例には、本県の温室効果ガスの排出実態を踏まえ、排出抑制計画の策定や家電製品の省エネ性能の表示を義務付けることなどを盛り込んでいます。また、森林県としての特徴を活かした「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度」を制定し、事業者が森林整備を行った場合には、それによる二酸化炭素の吸収量を県が認証し、その分を排出量から差し引くことができる仕組みとし、企業の森林整備への参加を促すこととしています。

（2）山梨県地球温暖化対策実行計画の策定

人類が直面する喫緊の課題である「地球温暖化問題」に県として積極的に取り組み、国の京都議定書の目標達成に貢献するとともに、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、平成21年3月24日に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和5年3月には国の「地球温暖化対策計画」による新たな温室効果ガスの削減目標との整合性を図るため、実行計画を改定しました。

①計画の期間

本計画の期間は、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの7年間とし、温室効果ガスの排出削減量を算出するための基準年度は、国の計画と整合性を持たせるため、2013（平成25）年度とします。

②対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定する次の7種類の温室効果ガスとします。

温室効果ガス	主な発生源	地球温暖化係数*	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源のもの 燃料の燃焼により発生。灯油やガス等の直接消費はもとより、化石燃料により得られた電気等を含む場合には、それらの消費も間接的な排出につながる。 非エネルギー起源のもの 廃油や廃プラスチック等の廃棄物の焼却処理や、工業過程における石灰石の消費等において発生。	1	
メタン (CH ₄)	水田や廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生。	25	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	一部の化学製品原料製造の過程、農用地の土壌や家畜排せつ物の管理等において発生。	298	
代替フロン	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	エアコンの冷媒、断熱材等の発泡剤等に使用。	1,430 など
	パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体の製造工程等において使用。	7,390 など
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム溶解時におけるカバーガス、半導体等の製造工程や電気絶縁ガス等に使用。	22,800
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造工程等において使用。	17,200

*地球温暖化係数:温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の温室効果を1とした比で表したものの。

③対象とする地域

本計画で対象とする地域は、山梨県全域とします。

④目標の設定

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、以下の目標を設定

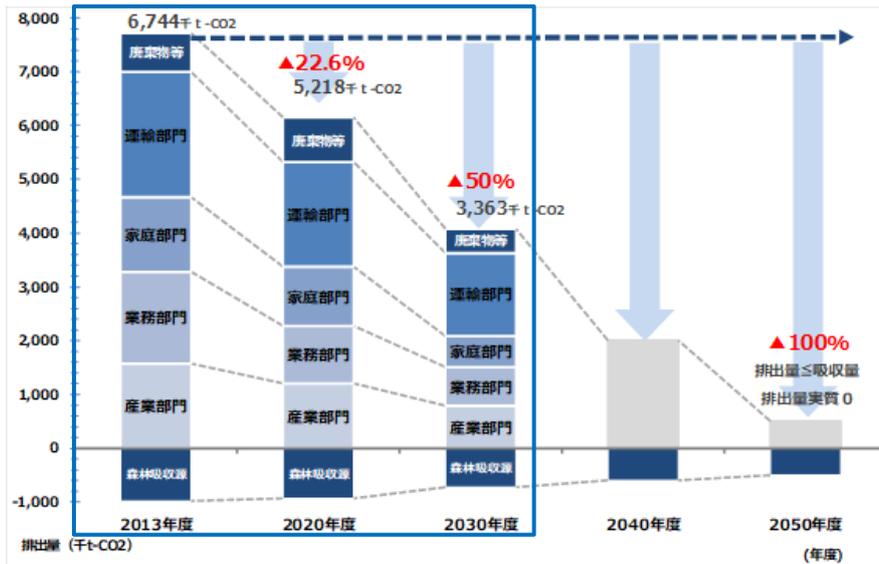
1 温室効果ガス排出量の削減目標 (2030年度 50%削減)

2013年度 6,744千t-CO₂ ⇒ 2030年度 3,363千t-CO₂ (▲50%)

内訳 (エネルギー起源 CO₂ ▲47%)

産業部門: ▲50% 業務部門: ▲58% 家庭部門: ▲59%

運輸部門: ▲33% 廃棄物部門: ▲28%



2 再生可能エネルギー導入目標（2030年度 45%増加）

2020年度 1,215MW ⇒ 2030年度 1,756MW（+45%）

内訳 太陽光：+75%（10kW未満：+184%、10kW以上：+47%）

中小水力：+1% バイオマス：+35%

3 最終エネルギー消費量削減目標（2030年度 30%削減）

2013年度 79,076TJ ⇒ 2030年度 555,139TJ（▲30%）

⑤施策の方向性と主な内容

以下の施策の方向性のもと、あらゆる施策を総動員し、脱炭素化を推進

第1. 脱炭素で レジリエントな エネルギー 構造への転換	1.再エネの更なる導入	【太陽光】▶屋根置き太陽光や駐車場等への導入促進 ▶野立て太陽光の適正導入・維持管理 【その他】▶小水力や木質バイオマス・ごみ発電等の導入推進
	2.再エネの地産地消の拡大	▶蓄電池、ヒートポンプ式給湯器、V2X等の普及促進 ▶卒FIT電力を活用した地産地消の推進 等
	3.電力供給体制の強靱化	▶事前伐採等の推進▶地域マイクログリッドの導入検討
第2. グリーンかつ スマートな 経済社会 システムへの 転換	1.脱炭素で豊かな暮らしへの転換	▶太陽光・蓄電池の導入促進▶省エネ型住宅・家電の普及促進 ▶環境にやさしいライフスタイルの推進や環境教育の充実
	2.産業部門の脱炭素化による競争力強化	▶排出抑制計画を通じた排出量の見える化・ESG投資の推進 ▶省エネ診断、省エネ型の設備・機器及び建築物の普及促進 ▶屋根置き太陽光やオフサイトPPA、再生電力調達等の推進
	3.業務その他部門の脱炭素化による地域の魅力向上	▶デジタル化を通じた事業の生産性向上による省エネルギー化の推進
	4.交通・物流のグリーン化	▶次世代自動車(EV,FCV,PHV等)の普及促進▶充電設備の整備 ▶公共交通・自転車利用の推進及び環境整備 ▶次世代交通システムの基盤づくり ▶自動車環境基本計画を通じた排出量の見える化・ESG投資の促進
	5.廃棄物等の発生抑制と適正処理	▶3R+ Renewableや再生利用等の推進▶フロン類の適正管理
第3. 温暖化対策を 通じた地域の 高付加価値化	1.水素社会の実現	▶P2Gシステムの開発・導入及び区域での面的利用 ▶国内外への展開▶水素・燃料電池関連産業の育成
	2.吸収源対策の充実	▶森林整備・県産木材利用の推進▶カーボンオフセットの推進 ▶4パーミル・イニシアチブ推進による農産物の高付加価値化 ▶野生鳥獣害対策や生物多様性保全に向けた取組の充実
	3.気候変動への積極的な対応	▶脱炭素関連のイノベーション創出▶脱炭素に資する都市の形成 ▶農林水産業の技術開発・研究の推進
	4.気候変動に伴うリスクに対する強靱化	▶災害対策の強化▶エネルギーシステムの強靱化 ▶感染症対策の強化
第4. 各主体による GXへの参画	1.県民一人一人の行動変容の促進	▶あらゆる機会を通じた働きかけの実施▶事業者と協働した運動の展開
	2.事業者の積極的な取組の推進	▶会議体を活用した率直的な取組の推進▶脱炭素経営の推進
	3.市町村による取組の促進	▶市町村の事務事業や区域の脱炭素化推進▶脱炭素先行地域づくり

⑥本県の温室効果ガス排出量の推移

(単位：千t-CO₂,%)

	2013 基準年度	(単位：千t-CO ₂)									(単位：%)	
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	基準年度比	前年度比
二酸化炭素(CO ₂)	7,237	6,587	6,797	6,442	6,252	6,055	5,900	5,563	5,696	5,746	▲ 20.6	0.9
メタン(CH ₄)	56	49	52	41	41	41	40	45	45	46	▲ 17.9	2.2
一酸化二窒素(N ₂ O)	103	93	95	95	95	95	94	97	96	95	▲ 7.8	▲ 1.0
ハイドロフルオロ カーボン類(HFCs)	251	280	300	325	345	352	381	393	407	348	38.6	▲ 14.5
パーフルオロ カーボン類(PFCs)	55	60	65	43	39	36	39	40	36	34	▲ 38.2	▲ 5.6
六ふっ化硫黄(SF ₆)	11	11	12	9	8	8	8	8	8	9	▲ 18.2	12.5
三ふっ化窒素(NF ₃)	2	3	3	3	2	2	3	3	4	4	100.0	0.0
温室効果ガス総排出量	7,715	7,083	7,324	6,958	6,782	6,589	6,465	6,149	6,292	6,282	▲ 18.6	▲ 0.2
森林吸収源対策分	▲ 971	▲ 1,018	▲ 1,014	▲ 1,013	▲ 1,003	▲ 974	▲ 947	▲ 931	▲ 878	▲ 771	-	-
温室効果ガス総排出量 (森林吸収源対策分を含む)	6,744	6,065	6,310	5,945	5,779	5,615	5,518	5,218	5,414	5,511	▲ 18.3	1.8

(3) 地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策は、県民・事業者・県・市町村の全ての主体がそれぞれの役割に応じて取り組むことが重要であり、とりわけ県民を中心とした民生部門（家庭）での取り組みが、今後の地球温暖化対策の推進を図るうえで不可欠とされています。このため、県民一人ひとりに身近にできる取り組みなど、草の根的な啓発を行い、地域での実践行動を促していくことが重要です。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、知事は地球温暖化対策の推進のため地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができることとされています。そこで、本県では推進員を設置し、地域における地球温暖化対策の啓発などに取り組むことにより、地球温暖化対策を推進しています（委嘱人数69人、任期：令和7年9月1日～令和9年8月31日〔2年間〕）。

(4) 家庭でできる脱炭素に向けた取組

昨今、地球温暖化が原因とみられる猛暑や集中豪雨など、私たちの生命や暮らしに深刻な影響を及ぼす異常気象が頻発していることから、県民に地球温暖化対策に高い関心をもって取り組んでいただくことが喫緊の課題となっています。

このため、県民一人ひとりが、日常生活の中で身近にできる省エネの取組やエコ活動を推進するため、山梨県地球温暖化防止活動推進センターと連携して、県民総参加のもと、地球温暖化対策を推進しています。

○家庭できる取組例

- 1 緑のカーテンの推進
- 2 エコドライブの推進
- 3 再生可能エネルギーの導入促進
- 4 省エネルギー型住宅の促進

(5) グリーン購入¹の促進（地域エネルギー推進課、出納局管理課）

グリーン購入は、実践者のライフスタイルを環境にやさしいものに変えるとともに、商品を提供する企業に環境への負荷が小さい製品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになり、地球温暖化を招く二酸化炭素などの環境負荷を抑制することができます。

○山梨県の取り組み

- ・平成7年度 「オフィスアジェンダ21・やまなし」を策定し、再生紙の利用等を明記
- ・平成8年度 「グリーン購入ネットワーク」の設立に際し、発起団体として関与
- ・平成10年度 出納局において、「山梨県グリーン購入（環境に配慮した物品の購入）指針」及び「山梨県グリーン購入ガイドライン」を策定
- ・平成11年度 「オフィスアジェンダ21・やまなし」をより発展させた「山梨県環境保全率先行動計画」を策定
- ・平成14年度 「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」適用
- ・平成20年度 山梨県地球温暖化対策実行計画策定（「グリーン購入の推進」を位置づけ）
- ・平成21年度 「やまなし環境マネジメントシステム」（平成25年度からは「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」）を導入

(6) 温室効果ガス排出抑制計画

山梨県全体の二酸化炭素排出量のうち、事業者の活動に係る産業部門・業務部門の排出量は約4割を占めています。

そこで、平成21年度から、事業活動により排出される温室効果ガスの排出抑制計画を事業者から自主的に作成・実施してもらうことで、地球温暖化対策及び環境保全活動を促進しています。

また、平成26年3月に山梨県地球温暖化対策条例施行規則を一部改正し、対象となる事業者の範囲を拡大し、事業者による実効性ある対策を促進することとしました。

○対象事業者 県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者で、県内に設置する全ての事業所の年間エネルギー使用量合計が原油換算で1,500キロワット以上の事業者は特定事業者となり、計画書の提出が義務となります。（平成26年4月1日施行）

また、特定事業者に該当しない事業者についても、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでもらうため、トライアル事業者としての自主的な参加をお願いしています。

○手 続 き 事業者は、3か年を計画期間として計画書を提出し、その後1年に1回、計画の実施状況を報告します。県は、計画書と報告書の概要を公表します。

¹ 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

○提出状況

(単位：事業者数(実績報告書提出事業者))

種別\計画開始年度別	R3	R4	R5	計
特定事業者	7	10	122	139
トライアル事業者	18	4	16	38
計	25	14	138	177

(7) 自動車環境計画

平成21年度から、自動車を使用して運輸事業を行う事業者から任意で自動車環境計画を作成・実施してもらい、自主的な地球温暖化対策の取り組みを促進しています。

○対象事業者 県内に事業所を有し、自動車を使用して運輸事業を行っている者。一定台数以上の自動車を使用する事業者(トラック30台、バス40台、タクシー20台のいずれか)には積極的な参加を、それ以外の事業者には任意で参加を呼びかけています。

○手続 事業者は、3か年を計画期間として計画書を提出し、その後1年に1回、計画の実施状況を報告します。県は、計画書と報告書の概要を公表します。

○提出状況

(単位：事業者数(実績報告書提出事業者))

種別\計画開始年度別	R3	R4	R5	計
努力義務事業者	2	3	2	7
任意提出事業者	1	2	0	3
計	3	5	2	10

(8) 県庁の脱炭素化の促進

山梨県は、事業者として地球温暖化対策を推進するため、令和5年3月に改定した山梨県地球温暖化対策実行計画の「事務事業編」に基づき、率先して省エネルギー等を推進しています。

ア 計画期間 2030年度まで

イ 適用する組織 全庁

ウ 対象とする取組

- ・原則として、県の各行政機関が行う全ての事務及び事業

エ 令和5年度環境目標の進捗状況

- ・温室効果ガス排出量の削減状況は、前年度比で増加、令和12年度目標の58.0%削減に向け、さらなる取組が求められる
- ・令和5年度は、基準年度平成25年度に対し、実績▲20.0% (前年度比-4.7%)

県庁の温室効果ガス排出量等の状況(R5年度)

1 温室効果ガス排出量、エネルギー使用量に関する目標

項目		単位	H25年度 2013年度 (基準年度)	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R12年度 2030年度 (目標)
温室効果ガス (t-CO2)	排出量	ton	49,468	41,435	39,578	20,776
	実績	%		▲ 16.2	▲ 20.0	▲ 58.0
エネルギー (原油換算量)	使用量	kL	22,566	21,155	20,166	16,079
	実績	%		▲ 6.3	▲ 10.6	▲ 29.0
電気	使用量	kWh	64,150,610	63,335,588	60,244,560	46,231,000
	実績	%		▲ 1.3	▲ 6.1	▲ 28.0
	t-CO2換算	ton	33,679	28,944	27,532	21,128
ガソリン	使用量	L	1,703,873	1,222,563	1,214,926	1,055,191
	実績	%		▲ 28.2	▲ 28.7	▲ 38.0
	t-CO2換算	ton	3,953	2,836	2,819	2,448
軽油	使用量	L	213,069	142,492	133,458	65,451
	実績	%		▲ 33.1	▲ 37.4	▲ 69.0
	t-CO2換算	ton	550	368	344	169
灯油	使用量	L	2,291,612	1,964,948	1,934,401	1,943,786
	実績	%		▲ 14.3	▲ 15.6	▲ 15.0
	t-CO2換算	ton	5,706	4,893	4,817	4,840
A重油	使用量	L	1,339,942	516,803	378,140	647,336
	実績	%		▲ 61.4	▲ 71.8	▲ 52.0
	t-CO2換算	ton	3,631	1,401	1,025	1,754
都市ガス	使用量	m3	522,075	640,398	634,352	122,750
	実績	%		22.7	21.5	▲ 76.0
	t-CO2換算	ton	1,164	1,428	1,415	274
LPガス	使用量	m3	125,842	251,663	250,538	175,448
	実績	%		100.0	99.1	39.0
	t-CO2換算	ton	751	1,661	1,654	1,158

① CNGガスについては、目標値は設定されていないが、参考項目として掲載した。

② 上表の数値は、指定管理施設を含む。

③ R12年度の項目ごとのt-CO2換算については、R4年度の排出係数を用いて算出した。

2 その他の資源利用、廃棄物の減量化に関する目標

項目		単位	H25年度 2013年度 (基準年度)	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R12年度 2030年度 (目標)
上水道	使用量	m3	550,574	350,419	358,311	350,000
	実績	%		▲ 36.4	▲ 34.9	▲ 36.0
コピー用紙 (A4版換算)	使用量	枚	106,236,097	101,052,531	88,985,995	90,000,000
	実績	%		▲ 4.9	▲ 16.2	▲ 15.0
可燃ごみ	排出量	Kg	732,662	628,929	585,284	580,000
	実績	%		▲ 14.2	▲ 20.1	▲ 21.0
不燃ごみ (参考)	排出量	Kg	66,619	72,690	46,356	
	実績	%		9.1	▲ 30.4	
資源ごみ (参考)	排出量	Kg	549,762	243,556	231,181	
	実績	%		▲ 55.7	▲ 57.9	
リサイクル率	実績	%	40.8	25.8	26.8	41.3

① 不燃ごみ、資源ごみについては、目標値は設定されていないが、参考項目として掲載した。

② リサイクル率は、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの合計に占める資源ごみの割合。

③ 上表の数値は、指定管理施設における平成25年度実績がないため、指定管理施設を含まない。

(9) ストップ温暖化やまなし会議

令和3年2月、行政や企業、各種団体等がパートナーシップを構築しながら、2050年までに県内の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて取り組むため、知事や市町村長、各界のトップ51団体で構成する「ストップ温暖化やまなし会議」を設立するとともに、全国初となる県内全市町村共同による『やまなし「ゼロカーボンシティ」宣言』を行い、情報共有などを実施しています。

2 公共交通機関の利用促進（リニア・次世代交通推進課）

自家用車から公共交通機関へのシフトは、自動車の走行量削減になり、地球温暖化対策の面から推進が求められています。また、公共交通の経営環境が厳しさを増す中で、バス路線の廃止や減便が進んだことにより、高齢者や子供等の交通弱者の移動手段が失われつつあります。県では、こうした問題に対処するため、安全でエネルギー効率の良いバス・鉄道などの公共交通機関の利用を促進しています。

(1) 公共交通機関の現状

本県の交通は、モータリゼーションの進展により、自家用車への依存度が高まる一方、乗合バスや鉄道を利用した就業者・通学者の割合は、長期的に減少傾向にあります。乗合バス全体については、平成17年度まで減少傾向にあった走行距離と利用者数が、平成22年度には増加に転じたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度には減少となりました。

(2) 公共交通機関の利用促進対策

利用交通手段別15歳以上自宅外就業者・通学者の割合(%)－山梨

機関／年度		H2	H12	H22	R2
利用交通手段が1種類	徒歩だけ	11.8	8.2	7.2	6.5
	鉄道・電車	2.8	3.5	4.0	3.4
	乗合バス	2.8	1.2	0.9	0.6
	自家用車	55.4	65.1	69.8	72.9
	オートバイ又は自転車	19.2	14.0	11.4	8.2
利用交通手段が2種類	鉄道・電車及び乗合バス	0.7	0.6	0.5	0.3
	鉄道・電車及びオートバイ又は自転車	1.2	1.3	1.1	0.8
利用交通手段が3種類以上		0.5	0.4	0.4	0.4

資料:総務省「国勢調査」

乗合バス走行キロ・輸送人員の推移(単位:千キロ、千人)

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
走行キロ	17,767	15,304	15,740	11,411	8,284	7,541	9,999	18,592	11,488
(指数)	(100)	(86)	(89)	(64)	(47)	(42)	(56)	(105)	(65)
輸送人員	37,558	28,443	22,731	15,969	9,671	7,702	9,043	9,396	5,180
(指数)	(100)	(76)	(61)	(43)	(26)	(21)	(24)	(25)	(14)

※平成27年度走行キロは高速バスを含む。

資料:山梨運輸支局「業務要覧」

①公共交通利用の普及啓発

県内の事業所においてマイカー通勤している者に対し、公共交通や徒歩、自転車など他の通勤手段への転換を促すため、平成24年度から、マイカー通勤者が実際に他の交通手段へと通勤方法の転換に取り組むエコ通勤トライアルウィークを実施し、平成27年度から高校生の通学も対象に加え、「エコ通勤・エコ通学トライアルウィーク」として実施しています。

また、公共交通の利用を促進するため、平成25年度にバス事業者や市町村とともに「やまなしバスフェスタ」を開催、平成26年度からは鉄道事業者も含めた「やまなし公共交通フェスティバル」として実施し、多くの県民に対してバス・鉄道等の魅力をPRしています。

②バス路線の確保維持

令和6年3月に、本県にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランとして、「山梨県地域公共交通計画」を策定しました。本計画では、市町村境を越える広域的な公共交通サービスを対象としており、県民生活に必要な広域的なバス路線等を具体的に選定し、その確保維持方策を示しています。

また、バス事業者等に対しては、生活に欠かせないバス交通を維持するため、赤字路線や廃止代替バスの運行に対して助成しています。

③公共交通網再編に向けた研究

リニア中央新幹線の開業や次世代モビリティの活用等も見据えつつ、交通弱者にも配慮した新たな公共交通網を構築していくため、令和7年5月に山梨県公共交通網再編研究

会を設置し、市町村と一緒に基幹路線や地域内交通のあり方等の研究を進めています。

3 森林による二酸化炭素の吸収

(1) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づく森林整備の推進（森林整備課）

森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、森林の間伐等を促進するための法律「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、森林整備を推進しています。

(2) 県産材の有効利用の促進（林業振興課）

断熱性や調湿性に優れ、再生可能な資源である木材を循環利用することにより、森林の適正な管理や、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止につながります。

平成31年3月、林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化と、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的として、「山梨県県産木材利用促進条例」を制定し、同条例に基づき県産材の有効利用の促進に努めています。

(3) オフセット・クレジットの活用（県有林課）

県有林は、FSC森林管理認証の原則による持続可能な森林経営を行っており、その一環として、県有林内における適切な間伐による二酸化炭素の吸収量について、国のオフセット・クレジット（J-VER）制度²に基づきクレジット化し、カーボン・オフセット³に取り組む企業、団体等へ販売するとともに、その収益について、環境の保全や生物多様性の確保に配慮した県有林の森林整備に活用しています。

また、国の制度改正により平成2年4月以降に森林施業（造林、保育、間伐）を実施した人工林及び保安林や国立公園など保護・保全措置が講じられている天然林についても二酸化炭素の吸収量算定対象になったことから、令和6年度から新たなクレジット（J-クレジット）創出に向けた取り組みを開始しました。この収益についても、県有林の森林整備に活用し、二酸化炭素の吸収機能の保全及び強化を進めていく予定です。

4 クリーンエネルギーの導入促進（地域エネルギー推進課、企業局電気課、耕地課）

本県には、全国有数の日照時間の長さを生かした太陽光、豊富な水や森林資源など、地球温暖化対策や地域活性化に貢献する再生可能エネルギーとして活用できる様々な資源があり、こうした地域資源を最大限活用して、景観・自然環境への影響や安定供給面の課題等を考慮

² 平成25年4月に「国内クレジット制度」と統合し、「J-クレジット制度」として運営されている。

³ 日常生活や経済活動で避けることのできないCO₂等の温室効果ガスの排出について、どうしても削減できない量の全部または一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）すること。

しながら、適切に多様なクリーンエネルギーの導入拡大を図ることとしています。

(1) 再生可能エネルギー導入目標の設定（地域エネルギー推進課）

令和5年3月に改定した「山梨県地球温暖化対策実行計画」において、2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、本県の特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため2030年度における再生可能エネルギーの導入目標を定めています。また、脱炭素を通じて地域の高付加価値化を図るとともに、産業・運輸部門における脱炭素化を図るため水素エネルギー社会の実現を目指し取り組むこととしています。

山梨県地球温暖化対策実行計画における再生可能エネルギー導入目標

再生可能エネルギーの 導入量 (MW)		2020年度 (実績)	2030年度 (目標)	増加率 (%)
太陽光	10kW未満	146	414	184%
	10kW以上	555	814	47%
	小計	701	1,228	75%
中小水力		488	493	1%
バイオマス		26	35	35%
合計		1,215	1,756	45%
参考	発電量 (億kWh)	38.6	43.4	12%
	消費量 (億kWh)	51.0	48.7	-4%
	電力自給率	76%	89%	13%

(2) 太陽光発電の普及促進（地域エネルギー推進課、森林環境政策課、新エネルギーシステム推進課、耕地課）

①メガソーラー発電所

企業局では、甲府市の米倉山造成地に、全国トップクラスの本県の日照時間を活かして、内陸部では当時最大規模となるメガソーラー（大規模太陽光）発電所の建設を東京電力(株)と共同で進め、平成24年1月に運用を開始しました。この発電所は、本県の地球温暖化対策の促進のため、また、米倉山造成地の本格活用までの活用策として進めたもので、県内の二酸化炭素の排出量の削減に貢献するとともに、再生可能エネルギーの普及促進が図られるなど、低炭素社会の実現に向けた先導的な役割を果たしています。また、次世代エネルギーの情報発信や環境学習の場として、発電所の隣接地には、PR施設「きらっと」を整備し、地球温暖化や次世代エネルギーに関する情報や山梨の電気の歴史等を学習するための展示を行っています。さらに、屋上に設置した太陽光パネルから生み出された電力を需要にあわせて使い、冷暖房には地中熱を利用するなどエネルギーの自給自足によるCO2ゼロ運営を目指しています。

<施設の概要>

○米倉山太陽光発電所

- ・所在地：甲府市下向山（山梨県所有地）
- ・出力：10,000kW（一般家庭約3,400軒分）
- ・運転開始：平成24年1月

○米倉山次世代エネルギーPR施設「きらっと」

- ・所在地：甲府市下向山（山梨県所有地）
- ・内容：敷地内に設置する「やまなしモデルP2Gシステム」等に関する普及啓発
- ・開館：平成24年1月（令和6年4月リニューアル）

②民間メガソーラー発電所誘致

平成23年8月の再生可能エネルギー特別措置法成立に合わせ、未利用県有地2箇所を活用した民間メガソーラー発電所設置の企画提案を募集した結果、最優秀提案者と山梨県との間の協定による事業化とともに、事業者から県への環境協力金の納付等の地域貢献が行われています。

- ・県有地 旧蚕業試験場跡地（甲斐市菖蒲沢、約13ha）
あけぼの医療福祉センター未利用地（韮崎市大草町、約11ha）
- ・設置事業者 平成23年11月決定
三井物産連合（三井物産株式会社、東京海上アセットマネジメント投信株式会社、株式会社明電舎を構成員とする連合体）
- ・協定締結 平成24年7月
- ・発電所 「やまなしメガソーラー（甲斐）」 出力5,112kW(認定出力3,749kW)
平成25年8月運転開始



「やまなしメガソーラー（韮崎）」 出力5,266kW(認定出力3,750kW)
平成26年1月運転開始



③農村地域への導入促進

農政部では、農村地域の恵まれた太陽光を発電に活用することで、地域における低炭素社会の実現を目指しています。

これまでに、土地改良施設等を利用した太陽光発電施設のモデル地区として、笛吹川地区（山梨市東・江曾原地内）と永井原地区（北杜市明野町地内）に太陽光発電施設を整備し、農業関係施設の維持管理費の低減を図っています。（笛吹川地区：平成23年2月運転開始）（永井原地区：平成26年4月運転開始）

また、上記のモデル地区を活用しながら、土地改良施設等を活用した太陽光発電の円滑な導入の取り組みを推進するとともに、関係市町村や土地改良区等に対して、情報の共有や技術力向上の支援を行っています。

④山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定

平成24年7月にFIT制度が創設されて以降、日照時間に恵まれた本県では、太陽光発電施設の導入が急速に進み、それに伴い、災害、環境及び景観等に関する様々な問題が顕在化してきました。

こうした中、平成27年に「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」を策定し事業者への指導を行ってきましたが、ガイドラインによる事業者指導には限界があることや、全国的に施設の事故事例が増加傾向であり、地域住民の不安や懸念が増しているため、施設の適切な維持管理を徹底する必要があることから、令和3年7月に「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定しました。

条例は、すべての太陽光発電施設（建築物に設置されたものを除く）を対象としており、太陽光発電施設の、導入から維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の全般について地域環境を保全し、又は災害の発生を防止する方法により、適切に発電事業を実施するために必要な事項を定めております。

太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならぬという考えのもと、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図っています。

（3）小水力発電の普及促進（地域エネルギー推進課、企業局電気課、耕地課）

①市町村等への情報提供、技術支援

企業局では、平成14年度から出力1,000kW以下の小水力発電の導入可能性調査を実施し、その成果をもとに平成18年度には市町村等が主体となって設置する出力100kW以下のマイクロ水力発電の開発に対する技術支援を開始しました。平成20年11月には電気課内に「小水力発電開発支援室」を設置し、小水力発電の活用を促進するための支援体制を整備し、現在では地域エネルギー推進課内において積極的に支援を行っています。

また、平成21年5月には、県内の小水力発電の開発を促進するため、概ね10kW以上の発電が見込め、かつ採算の取れる可能性のある87地点をリストアップした「やまなし小水力発電推進マップ」を公表（令和7年6月改訂）するとともに、令和3年からは県有林内での小水力発電事業の公募を開始するなど民間事業者の参入を促しています

②小水力発電モデル施設の整備及び「やまなし小水力ファスト10」

企業局では、平成21年度から、小水力発電のモデル施設の整備として、上水道を利用した塩川第二発電所と、トンネル湧水を利用した若彦トンネル湧水発電所を建設し、平成22年4月に運転を開始しました。さらに平成24年4月に深城ダムの放流水を利用した深城発電所、平成26年9月に砂防ダムを利用した大城川発電所の運転を開始しました。

また、平成24年度から新たに始まった固定価格買取制度を利用し、採算性が見込める地点への小水力発電所の県内への導入を積極的に推進するため、小水力発電開発推進計画「やまなし小水力ファスト10」を平成25年度からスタートしました。平成25年度から10箇所程度の小水力発電所の開発を目指していくものであり、平成27年4月に、かんがい用水を利用した朝穂堰浅尾発電所、平成29年6月に甲州市営「大菩薩の湯」の敷地内において重川発電所、平成31年4月に山梨市内に上水道を利用した峡東水道第一発電所、峡東水道第二発電所、令和2年8月に西山ダムの放流水を利用した西山ダム発電所、令和5年8月に富士吉田市内において用水路を利用したふじのしずく発電所の運用を開始しました。また、深城発電所の放水を利用した深城第二発電所の建設を進めています。

③農村地域への導入促進

農政部では、農村地域の恵まれた水資源を発電に活用することで、地域における低炭素社会の実現を目指しています。

これまでに、農業用水利施設を利用した小水力発電施設のモデル地区として、韮崎地区（韮崎市円野地内）に小水力発電施設を整備し、農業関係施設の維持管理費の低減を図っています。（韮崎地区：平成27年4月運転開始）

また、上記のモデル地区を活用しながら、農業用水利施設等を活用した小水力発電の円滑な導入の取り組みを推進するとともに、関係市町村や土地改良区等に対して、情報の共有や技術力向上の支援を行っています。

（4）木質バイオマス利活用の促進（林業振興課）

木質バイオマスは、持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギー源又は製品の原材料として利用することにより、地球温暖化の防止や持続可能な循環型社会の形成に大きく貢献します。

令和4年度より、林内に残されている未利用材のエネルギー利用を促進するため、未利用材の収集・運搬作業の低コスト化を図る取組により生産される木質バイオマスの運搬に対し助成するなど、木質バイオマスの利活用促進に向けた取り組みを行っています。

(5) 電気自動車・燃料電池自動車等の普及促進（地域エネルギー推進課）

電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）等の導入は、運輸部門の温室効果ガス排出量の削減につながり、地球温暖化防止に寄与します。

このため、令和4年度には、県内のEVタクシー、PHVタクシーの普及拡大に向け、事業者への導入に要する経費の一部を補助する事業を開始しました。

また、FCVの燃料となる水素は、再生可能エネルギー、天然ガス、LPガスなど多様なエネルギー源から地域で生産が可能であり、利便性やエネルギー効率が高く、利用段階で温室効果ガスを排出せず、非常時対応にも効果が期待されるなどの優れた特徴を有しています。このことから、その普及を促進するため、令和3年7月からは県が所有する燃料電池自動車と外部給電器の貸出事業を実施しています。



(6) クリーンエネルギー総合窓口の設置（地域エネルギー推進課）

太陽光発電や小水力発電、バイオマス、燃料電池など、クリーンエネルギーの導入促進に向けて、事業者や市町村等の取り組みの円滑化を図るため、クリーンエネルギー総合窓口を設置しています。

- ・ 設置日 平成25年4月16日
- ・ 業務内容 クリーンエネルギーを導入しようとする事業者及び市町村等に対する関係法令に基づく手続き及び各種支援制度等に関する情報提供や庁内関係課及び外部の支援機関等との連絡調整など

(7) 再生可能エネルギー安定利用の促進（地域エネルギー推進課、企業局電気課、新エネルギーシステム推進課）

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーは、自然条件によって発電量が大きく変化することから、効率的にエネルギーを利用するためには、大量に電力系統に接続された場合の電圧変動や周波数変動など、電力系統への影響を抑える必要があります。

これら課題の解決のため、米倉山電力貯蔵技術研究サイトを開設し、民間事業者と共同で研究開発に取り組んでいます。

平成27年度から「超電導フライホイール蓄電システム」、平成28年度から「ハイブリッド水素電池システム」の実証試験及び「水素電力貯蔵技術（P2Gシステム）」の技術開発を開始し、県内での技術開発と実証試験を開始しています。

また、令和5年3月に、国や民間企業との連携を更に深め、新たな産業の芽を創造し、県内産業の発展を目指し、世界最先端の蓄電システムや水素・燃料電池等に関する技術者が交流する研究開発拠点として、次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジを開所

しました。

5 クリーンエネルギーの普及啓発（地域エネルギー推進課、企業局電気課、新エネルギーシステム推進課）

太陽光や小水力など環境にやさしいクリーンエネルギーの導入・普及を図るため、次のイベント等を開催しました。また、「富士の国やまなし次世代エネルギーパーク」として、県内のクリーンエネルギー施設の情報を発信しました。

- ①山梨県営発電総合制御所（クリーンエネルギーセンター）において、小学校3年生から6年生の親子を対象に、手回し発電機を用いた水の電気分解による水素発生実験及び発生させた水素エネルギーによるロケット打上実験を行い、エネルギーについて学習してもらう「夏休み親子クリーンエネルギー工作教室」を開催しました。
- ②次世代エネルギーPR施設「きらっと」において、太陽光発電の稼動状況を示すパネルの展示や地球温暖化対策の情報、山梨県の電源開発の歴史や電力貯蔵技術研究サイトの実証内容、次世代エネルギーなどの情報について展示を行い、情報発信や環境学習の場を提供しており、平成24年1月の開館以来、小学校から大学までの授業、県外からの観光客、国及び自治体関係から国内外の研究者まで、多くの方に来館いただいております。令和7年3月31日までの来館者数は91,099人となっています。
- ③水力発電、水素等を広く県民にPRするため、県民の日記念行事に普及啓発ブースの展示を行いました。
 - ・ 開催日時 令和6年11月17日
 - ・ 開催場所 小瀬スポーツ公園（甲府会場）
 - ・ 開催内容 山梨県の取り組み紹介（パネル・動画）
外部給電器の給電デモンストレーション
電気体験コーナー（自転車発電、手回し発電等）、P2G体験コーナー（水素ロケット発射実験）、啓発品配布など
- ④水素を広く県民にPRするため、「やまなしミライエネルギーフェス2025」を開催しました。
 - ・ 開催日時 令和7年3月14日、15日
 - ・ 開催場所 県立図書館（14日）
米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ「Nasard」（15日）
 - ・ 開催内容 企業・団体によるセミナー&交流会（14日）
五感で楽しむ水素体験イベント（15日）

6 既設水力発電所によるクリーンエネルギーの安定生産（企業局電気課）

水力発電は、純国産エネルギーとしてエネルギーの自給率の向上、二酸化炭素を排出しないエネルギー源として地球温暖化対策や地域分散型エネルギーとして循環型社会の形成等に

貢献しています。企業局では、昭和32年の西山発電所の運転を開始して以来60年以上が経過し、現在28の発電所で水力発電を行っており、温室効果ガス排出抑制等に貢献しています。

直近10か年の供給電力量の実績及び令和4年度の環境負荷低減効果

水力発電による供給電力量の実績

年度	目標電力量	供給電力量実績
	kWh	kWh
27	478,116,500	521,579,133
28	471,276,500	471,060,917
29	446,400,500	411,048,881
30	477,932,500	468,194,008
R1	489,174,500	501,311,988
R2	491,616,492	467,437,188
R3	489,114,500	417,607,777
R4	464,152,500	403,788,143
R5	493,832,700	438,768,590
R6	467,147,500	493,874,917

○温室効果ガス排出抑制効果

$493,874,917\text{kWh} \times 0.457 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh} \div 1,000 = 225,700\text{t-CO}_2$

- ・年間約20万 t の温室効果ガスの抑制効果
- ・排出係数0.457 kg-CO₂/kWhは、東京電力エナジーパートナー(株)を適用(環境省公表 電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)-R4年度実績)

■ 1 - 2 気候変動への適応 (地域エネルギー推進課)

(1) やまなし気候変動適応センター

平成30年12月1日に「気候変動適応法」が施行され、地域において気候変動適応を推進する拠点となる体制整備が求められたことを踏まえ、令和3年2月に地域における気候変動による影響や適応に関する情報の収集・提供等の拠点として「やまなし気候変動適応センター」を設置しました。

(2) 気候変動の影響への適応

気候変動の影響にあらかじめ備え、食や暮らし、健康等を守るため、農業・林業分野や健康分野など幅広い取組を推進します。

■ 1 - 3 オゾン層の保護対策 (森林環境政策課、環境整備課)

地球を取り巻く成層圏に分布するオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線⁴のうち有害なもの

⁴ 紫外線は、波長により、A領域紫外線 (UV-A:波長315~400nm)・B領域紫外線 (UV-B:波長280~315nm)・C領域紫外線 (UV-C:波長100~280nm) の3つに区分され、波長が短いほどエネルギーが大きく有害性が増加する。しかし、波長が短いUV-Cは成層圏のオゾンに完全に吸収され地上へ到達しないため、UV-Bが「有害紫外線」と一般に呼ばれており、オゾン層の破壊の影響をもっとも強く受けている。また、紫外線はオゾン全量の影響を受けるほか、大気により散乱・吸収等されたのち地上に到達するため、大気中での透過条件(天候・大気層を透過する距離・大気汚染状況等)により地上への到達量が大きく変化する。このため、同じ標高であれば太陽高度の高い地域(より低緯度の南の地域)が、同じ地域であれば標高が高い地域の方が紫外線量は多くなる。

(UV-B)の大部分を吸収し、私たち生物を守っています。このオゾン層が特定フロン（クロロフルオロカーボン）等の化学物質により破壊され、その結果として、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じる恐れがあります。

また、代替フロンとして利用されているHFC（ハイドロフルオロカーボン）については、その種類によって二酸化炭素の数百倍から数万倍の地球温暖化をもたらすことから、HFCについても適正な管理及び廃棄時の回収・破壊などの対策が求められています。

(1) フロン対策の経緯等

オゾン層の保護については、「ウィーン条約」など国際的な取り組みにより、その対策が進められてきました。我が国では、昭和63年に制定された「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（オゾン層保護法）により段階的に生産を廃止し、代替フロンへの転換等が進んでいます。

しかし、オゾン層保護の観点からは、過去に生産され、エアコン等の中に冷媒として充てんされているフロン類が排出されないように、これを回収・破壊することが必要とされています。

(2) フロンの回収・破壊処理の法的整備

平成13年に業務用の冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類の回収等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定され、平成18年には、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等を追加する法改正が行われました。

また、平成25年には、機器の使用時におけるフロン類の漏えいが想定よりも相当程度多いことが判明したこと等を踏まえ、フロン類の回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が導入され、名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改められました。

さらに、令和元年には、低迷する機器廃棄時のフロン類の回収率を向上させるため、引渡義務違反にかかる直接罰や廃棄物・リサイクル業者等が機器を引き取る際にフロン回収を確認できない場合の引取り禁止等を追加する法改正が行われました。

なお、カーエアコンについては、平成17年1月1日から「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に移行しています。

また、家庭用エアコン・冷蔵庫については、平成13年4月1日から「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」においてフロンの回収が義務づけられています。

今後とも、これらの法律等に基づき、オゾン層の保護及び地球温暖化防止の双方の観点から、フロン類回収の徹底を図ることが重要となっています。

・回収実績（令和6年度） 冷凍空調機器 5,918台 32,479kg

2 生物多様性の保全

■ 2-1 生物多様性の保全(自然共生推進課)

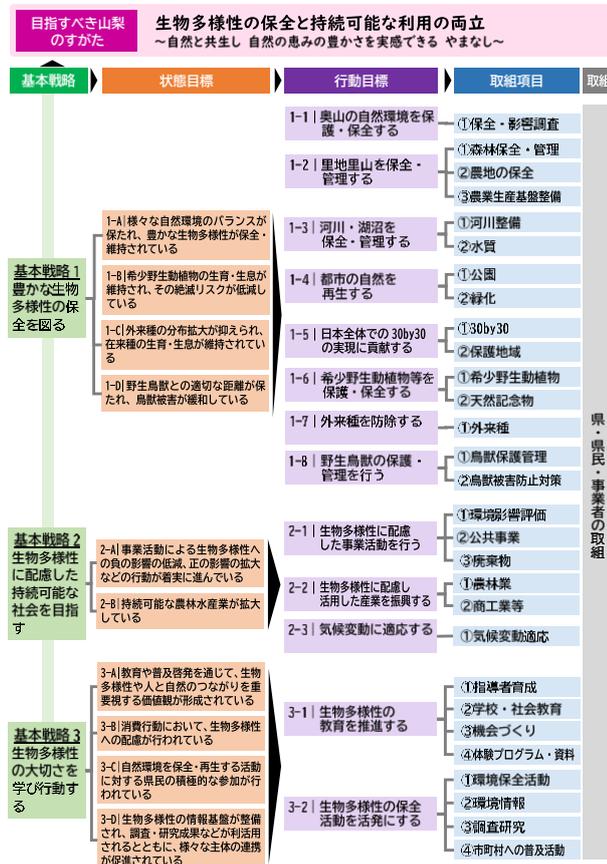
本県は、地形・地質や気候などの変化に富んだ自然環境のもと、世界の生息南限である南アルプスのライチョウなどの分布境界線となっている種や、キタダケソウなどの氷河期遺在種も多く、また、温暖な低地から寒冷な高山帯まで、自然環境の特性に応じた様々な動植物が生息・生育し、国内でも有数の生物多様性に富んだ豊かな生態系が形成されています。

しかしながら、本県でも自然破壊や絶滅のおそれのある種の増加、外来種の侵入による在来種の減少など、生物多様性の危機が迫っております。

県では「第二次山梨県環境基本計画（中間見直し）」（令和元年11月）の第5章第3節を「山梨県生物多様性戦略」と位置づけ、生物多様性の保全の実現に向けた取り組みを進めておりましたが、「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえ、「第三次山梨県環境基本計画」の策定と同時に、令和6年3月、本県の地域特性に応じた単独の計画として「やまなし生物多様性地域戦略」（計画期間：令和6年度～令和12年度）を新たに策定しました。

本戦略は「生物多様性基本法」第13条に基づく法定計画であり、「豊かな生物多様性の保全を図る」「生物多様性に配慮した持続可能な社会を目指す」「生物多様性の大切さを学び行動する」の3つの基本戦略と30の指標を掲げ、生物多様性の保全と持続可能な利用の両立の実現に向けた取り組みを進めています。

やまなし生物多様性地域戦略の体系



■ 2-2 自然環境の保全

1 自然環境の状況

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、周囲を富士山、南アルプスをはじめとする高山に囲まれた内陸県です。

地形をみると、山系は、甲府盆地をほぼ中央にして、西部には南アルプス（赤石山地）、巨摩山地が並列して南北に連なり、北部から東部にかけては八ヶ岳、関東山地、南東部には御坂山地、丹沢山地の一部である道志山地がそびえています。

地質的には、南アルプスと桂川の北側で、大菩薩嶺の東側に連なる山地及び多摩川上流・奥秩父山地の岩石は、四万十層群と呼ばれる薄くはげやすい粘板岩などからなる中生代から新生代初期の地層や風化しやすい花崗岩から成り立っています。また、巨摩山地、御坂山地の大部分は、海底火山の噴出物でもあるグリーンタフと呼ばれる緑色凝灰岩からなり、関東山地から大菩薩嶺、笹子峠、御坂山地へ連なる山々は、花崗岩等深成岩によって形成され、南東から北西にのびる富士火山帯に沿った方向には、富士山、茅ヶ岳、八ヶ岳などの火山が並び広大な裾野を有しています。

水系は、御坂山地を境とした西側には駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川があり、この流域は、県土の約四分の三を占めており、東側には、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が、その他北東部で多摩川水系の丹波川、小菅川などがあります。

周囲を高い山々に囲まれた本県は、太平洋岸や日本海岸に比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒いうえ、昼夜の気温差も激しい盆地特有の内陸的気候を示しています。年平均気温でみると、県南部や東部で比較的暖かく、北部や西部の山岳地が寒冷地となっており、年降水量は、県の南部や西部山岳地が、九州並みの多雨地帯で、北部山岳地が少ないことが特徴です。

2 自然環境の保全施策

(1) 森林の保全育成

① 本県の植生（自然共生推進課）

本県は、県南部の富士川の最低点80mから最高点は富士山の3,776mと標高差が大きく、そのため暖帯から温帯、亜寒帯、寒帯と植生分布を全体にわたって見られる山が多いことが特徴です。

まず、暖帯に属するのは、県南部の富士川沿岸から甲府盆地、さらに平地から低山地にかけた海拔500mぐらいまでの地域、県東部の桂川流域などで、この地域は、タブノキ、シロダモ、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林で占められています。また、この地域は、代表植物がカシ類であることから、カシ帯とも呼ばれています。このカシ帯から海拔1,800mぐらいまでの間は、ミズナラ、ブナの温帯落葉広葉樹林が生育する地域であり、この地域は、ブナが代表樹種であることからブナ帯と

呼ばれています。

富士山、南アルプス、八ヶ岳、関東山地等の海拔1,800mから2,500mの間は、亜寒帯（亜高山帯）に属し、シラベ、コメツガ、オオシラビソなどの針葉樹林からなり、その中にダケカンバが混生し、富士山では、この帯の上部にカラマツ林が発達しています。南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,500m以上の寒帯（高山帯）にはハイマツが生育しています。高山の草原には、高山植物が花畑を形成しており、中でも南アルプス・北岳の高山植物群落は、種類も多く氷河時代の遺存植物であるキタダケソウをはじめとして貴重な植物が多く見られます。これらの植物の中には、絶滅を危惧されているものもあり、将来にわたって大切に保護していく必要があります。

②森林の保全育成に関する施策

ア 緑化の推進（森林整備課）

本県の森林をはじめとするみどり資源は、昭和25年から本格的に推進してきた緑化運動など、県民のたゆまぬ努力によりその量を増やし、このみどりの中で人々の生活が営まれ、各地に独自の文化が育まれてきました。

県では、21世紀においてこのみどり資源を充実させるとともに、人と自然の共生による緑づくりを目指して、平成5年度に「自然との共生」を基本理念とし「県土をみどりの博物館に」を目標とする山梨県緑化計画－グリーンミュージアム構想の展開－（平成5年度～平成15年度）を策定しました。平成15年度には、その計画を継承し、新たに山梨県環境緑化条例に規定する「環境緑化に関する計画」に位置付けた山梨県緑化計画「緑のある風景の保全と創造」（平成16年度～平成25年度）を策定し、緑化施策を総合的に展開してきました。

その後、計画を推進する中で、地球温暖化対策や生物多様性保全への関心の高まり、人口減少、超高齢化社会の到来と健康志向の高まり、東日本大震災を契機とした節電意識の高まりなどを踏まえ、新たな山梨県緑化計画を平成26年3月に策定しました（平成26年度～令和5年度）。

更に、計画の進捗状況の確認と検証を行い、令和5年度には、重点項目として、SDGs、カーボンニュートラル、グリーントランスフォーメーションへの貢献、グリーンインフラの推進、ネイチャーポジティブに向けた生態系の保全・再生を掲げ、新たな緑化計画（令和6年度～令和15年度）を策定しました。

本計画では、県民1人ひとりが、緑化の大切さや重要性を認識して、企業や団体、行政などと協働・連携することにより、社会全体で次代に引き継いでいく緑づくりを進めることを基本目標としています。この目標の達成に向けた基本方針を、「緑をつくる」、「緑をいかす」、「緑をまもる」、「緑をまなぶ」とし、各施策の位置づけを明確にすることで、着実に緑づくりを進めていくこととしています。

イ FSC[®]森林管理認証⁵の維持・活用（県有林課）

環境、社会、経済の各分野において国際的な基準を満たす森林経営を認証する非営利

⁵ 世界各国の環境団体、社会・経済団体などで構成するNGO（非政府組織）であるFSC（Forest Stewardship Council[®]、森林管理協議会）が、環境に配慮した適切な森林管理に関する10原則70基準を定め、これへの適合を審査・認証するもの。認証した森林から生産された木材にはFSCマークを付けることができる。

団体（FSC：Forest Stewardship Council®、森林管理協議会）の審査認証により、県有林が取得した「FSC森林管理認証」（令和5年3月12日認証更新）を維持活用し、持続可能な森林経営のさらなる推進と、認証森林から生産された県有林材（FSC認証材）の付加価値向上を図ります。FSCの5年毎の更新審査及び毎年の年次監査を受けることにより、FSCの原則と基準に沿った、よりレベルの高い森林経営に必要な事項（多様な生物資源のモニタリングなど）に対応するとともに、消費者への販売促進を通じて、FSC認証材を選択することによる「責任ある森林経営」への貢献などを普及啓発します。（FSC® C012256）

・認証面積	144,000ha（貸地等の除地小班を除くすべての県有林）
・認証期間	令和5年3月12日～令和10年3月11日（5年間。但し期間中毎年の「年次監査」が必要）

ウ 保安林の管理（治山林道課）

森林法に基づく保安林は、水源の涵養・災害の防備・生活環境の保全の場の提供などの公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事により指定された森林です。保安林は指定の目的別に17種類が定められており、そのうち本県では10種類の保安林を指定しています。

保安林では、立木の伐採や土地の形質の変更等に制限が課せられており、これにより森林の機能の確保が図られています。

また、こうした保安林の管理のほか、保安林機能の維持強化を図るため、気象災害の被災地や荒廃地等における造林、保育などの整備を行っています。

山梨県の保安林

(R7.3.31)

保安林の種類	指定面積 (ha)	主な機能
水源かん養保安林	165,223	渇水や洪水の緩和、水質の保全
土砂流出防備保安林	36,048	表土の浸食、土砂の流出、土石流の防止
土砂崩壊防備保安林	14	山崩の防止
防風保安林	158	田畑や住宅への風害の防止
水害防備保安林	110	洪水時の川の氾濫を軽減、河岸の浸食の防止
干害防備保安林	56(174)	特定の水源の渇水の防止、きれいな水の供給
落石防止保安林	3	岩石の安定、落石被害の防止
防火保安林	26	火災の延焼の防止
保健保安林	1,071(11,865)	生活環境の保全、空気の浄化や騒音の緩和
風致保安林	237	名所や旧跡の景色の保存
計	202,945(12,039)	

() 面積は兼種保安林で外数

(2) 農村地域の環境保全への取り組み（農村振興課）

農地や農業用施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、これと併せた県土の保全に資する生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様で公益的な機能

(以下「多面的機能」)を有しています。

農業・農村のもつ多面的機能を良好に発揮・促進させるために、農地や農業用施設の保全に係る地域住民の共同活動を支援して、農村環境の保全に努めることが必要です。

地域の共同活動を支援する施策として「多面的機能支払交付金」を活用し、令和6年度には17市町村203組織が取り組んでいます。

また中山間地域等の条件不利地においては、農業生産活動の継続や多面的機能の維持に資するため、「中山間地域等直接支払交付金」を活用して、令和6年度には17市町村301組織が取り組んでいます。

なお両交付金は、平成27年度に施行された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施しています。

(3) 温泉の管理指導 (大気水質保全課)

本県の温泉は、古くから「信玄公の隠し湯」として親しまれた山間のいで湯から、昭和30年代の「石和温泉郷」の出現による盆地内での掘削や昭和60年代からの「ふるさと創生資金」による地方自治体の温泉開発などバラエティーに富んだ温泉が数多くあります。温泉は、古くから療養、保健、休養の場として親しまれ、自然とのふれあいの面でも大きな役割を果たしています。

全国の温泉地宿泊利用者数はこのところ漸減傾向にあります。県内においては、平成19年をピークに宿泊利用者数は減少傾向が見られます。令和7年3月現在、426の源泉が、県内の26市町村に所在しています。また、延べ477施設が温泉利用許可を取得しており、年間29.0万人の利用者を数える日帰り温泉施設もあります(県内温泉の状況は資料編に掲載)

温泉は本県の重要な資源であることから、温泉資源の保護を図るため、毎年行う定時定点調査や5年に1度行う温泉資源調査を実施するとともに、温泉掘削等の許可申請を審議する環境保全審議会温泉部会で「温泉保護対策に関する審議方針」を設け、既存源泉からの掘削距離制限等を行っています。

また、本県を含め全国各地で起きた温泉問題を契機に、温泉表示の適正化や定期的な温泉成分の分析の実施等を温泉事業者にも周知するとともに、東京都内で起きたガス爆発を受けて、温泉利用時の災害防止対策について徹底を図るよう、事業者に向けた指導を行っています。

今後は、長寿社会の到来、余暇時間の増大、多様なレクリエーション指向、健康への関心の高まりなど国民生活、国民意識の変化の中で、温泉の果たす役割はますます重要なものとなっており、利用の一層の適正化を図ることが必要です。

3 希少野生動植物の保護 (自然共生推進課)

(1) 山梨県レッドデータブック

本県は、全国に先駆け昭和60年に※山梨県高山植物保護条例を制定し、絶滅のおそれのある高山植物18種を規制対象植物として監視体制等を強化してきました。

しかし、都市化や工業化の進展は、自然環境に大きな変化をもたらし、以前はよく見

かけられた動植物が減少して、中には絶滅のおそれが生じているものもあることがわかってきました。

このため、県独自のレッドデータブックが必要であるとの声が高まり、平成14年に山梨県レッドデータブック作成委員会を設置し、3年間をかけ県内の動植物の状況を調査しました。この調査は、文献・標本調査や現地調査によって県内の野生生物の生息・生育状況を検討し、県内の絶滅のおそれのある生物や絶滅のおそれはないが注意を払う必要がある生物などを選定したものです。この調査結果に基づき平成17年に「山梨県レッドデータブック」を作成しました。

更に、初版発行から年月が経過し、希少野生動植物の状況に変化が見られたため、平成27年から改訂作業に着手し、平成30年3月に改訂版レッドデータブックを発行しました。

本書は、本県の希少野生動植物の絶滅の危険度、生息・生育状況及び生態等について記載したものであり、動植物723種を掲載しています。絶滅の危険度分類の考え方は表1のとおりであり、植物の掲載種は469種（表2参照）、動物の掲載種は254種となっています（表3参照）。

この「山梨県レッドデータブック」の改訂版は、県民情報センターで有償頒布しております。

また、「山梨県レッドデータブック掲載種の一覧」は県のホームページにおいても閲覧することができます。

※山梨県高山植物保護条例は、上記レッドデータブックを基に平成19年に山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例へと改編

表1 山梨県レッドデータブックカテゴリー

絶滅(EX)		県内ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅(EW)		飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		県内において絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類(EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類(VU)		県内において絶滅の危険性が増大している種
準絶滅危惧(NT)		現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの
情報不足(DD)		評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)		地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
要注目種(N)及び要注目地域個体群(NLP)		近い将来絶滅危惧に移行しないか、その動向を注目する必要がある種または地域個体群

表2 山梨県レッドデータブック掲載種(植物編)(VU以上の植物)

カテゴリー	植 物			
	シダ植物	種子植物		植物計
		裸子植物	被子植物	
絶滅(EX)	0	0	0	0
野生絶滅(EW)	0	0	4	4
絶滅危惧ⅠA(CR)	27	1	107	135
絶滅危惧ⅠB(EN)	22	3	141	166
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	10	0	78	88

表3 山梨県レッドデータブック掲載種(動物編) (VU以上の動物)

カテゴリー	動物									動物計
	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類				
						チョウ目	コウチュウ目	トンボ目	その他	
絶滅(EX)	2	0	0	0	1	3	1	0	0	7
野生絶滅(EW)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧ⅠA(CR)	0	3	0	1	0	7	7	1	2	21
絶滅危惧ⅠB(EN)	3	9	0	0	0	13	5	2	0	32
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	5	10	2	1	2	26	4	5	1	56

(2) 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例

「山梨県レッドデータブック」の作成を踏まえ、希少野生動植物の保護を図ることを目的として平成19年7月に、これまでの「高山植物の保護に関する条例」の内容をより充実させた、「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。

条例の概要

- ① 本県において絶滅のおそれのある野生動植物の種を「指定希少野生動植物種」として指定し、これらの採取・損傷行為を原則として禁止する。
- ② ①の指定希少野生動植物種のうち、特に違法な採取と動機となる販売等の状況を監視する必要がある種を「特定希少野生動植物種」として指定し、これらの種の個体の栽培業、販売業の届出を義務付け、販売業者に帳簿の備え付けを義務付ける。
- ③ ①の希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地を保護するため、開発行為などを規制することができる「生息地保護区の指定」ができることとする。
- ④ その他、希少野生動植物種の生息・生育状況を監視する希少野生動植物種保護専門員制度や、希少野生動植物種保護管理事業計画などの策定等について規定している。

【条例に基づく指定状況】
<input type="radio"/> 指定希少野生動植物種（22種、H20.3.31告示） キタダケソウ（キンボウゲ科）キタダケキンボウゲ（キンボウゲ科）キタダケトリカブト（キンボウゲ科）ヒイラギデンダ（オシダ科）ヒメデンダ（メシダ科）キバナアツモリソウ（ラン科）カモメラン（ラン科）ホテイアツモリ（ラン科）アツモリソウ（ラン科）ニョホウチドリ（ラン科）ホテイラン（ラン科）タカネビランジ（ナデシコ科）タカネマンテマ（ナデシコ科）ホウオウシャジン（キキョウ科）ユキワリソウ（サクラソウ科）クモイコザクラ（サクラソウ科）ハコネコメツツジ（ツツジ科）ムシトリスミレ（タヌキモ科）ヒメマツカサススキ（カヤツリグサ科）ヒツジグサ（スイレン科）カリガネソウ（クマツヅラ科）ライチョウ（ライチョウ科）
<input type="radio"/> 指定希少野生動植物種（15種、H31.1.31告示） アカイシサンショウウオ（サンショウウオ科）ホトケドジョウ（ドジョウ科）コヒヨウモンモドキ（タテハチョウ科）クモマベニヒカゲ（タテハチョウ科）ベニヒカゲ（タテハチョウ科）オオイチモンジ（タテハチョウ科）コヒオドシ（タテハチョウ科）ミヤマシロチョウ（シロチョウ科）クモマツマキチョウ（シロチョウ科）カイクバイモ（ユリ科）コシノコバイモ（ユリ科）スルガジョウロウホトトギス（ユリ科）ベニバナヤマシャクヤク（ポタン科）ミヤマアケボノソウ（リンドウ科）ホザキツキヌキソウ（スイカズラ科）
<input type="radio"/> 指定希少野生動植物種（1種、R2.1.27告示） ヒメスズムシソウ（ラン科）
<input type="radio"/> 特定希少野生動植物種（18種、H20.3.31告示） キタダケソウ（キンボウゲ科）キタダケキンボウゲ（キンボウゲ科）キタダケトリカブト（キンボウゲ科）ヒイラギデンダ（オシダ科）ヒメデンダ（メシダ科）キバナアツモリソウ（ラン科）カモメラン（ラン科）ホテイアツモリ（ラン科）アツモリソウ（ラン科）ニョホウチドリ（ラン科）ホテイラン（ラン科）タカネビランジ（ナデシコ科）タカネマンテマ（ナデシコ科）ホウオウシャジン（キキョウ科）ユキワリソウ（サクラソウ科）クモイコザクラ（サクラソウ科）ハコネコメツツジ（ツツジ科）ムシトリスミレ（タヌキモ科）
<input type="radio"/> 特定希少野生動植物種（7種、H31.1.31告示） ホトケドジョウ（ドジョウ科）カイクバイモ（ユリ科）コシノコバイモ（ユリ科）スルガジョウロウホトトギス（ユリ科）ベニバナヤマシャクヤク（ポタン科）ミヤマアケボノソウ（リンドウ科）ホザキツキヌキソウ（スイカズラ科）
<input type="radio"/> 特定希少野生動植物種（1種、R2.1.27告示） ヒメスズムシソウ（ラン科）
<input type="radio"/> 生息地等保護区（指定なし、R2.1.27現在）

また、この条例に基づく指定希少野生動植物種のうち、特に指定種が多い高山植物については、希少野生動植物種保護専門員の配置のほか、山岳レインジャーによる生育地のパトロールの実施など高山植物保護の指導、啓発に努めています。山岳レインジャーについては、県山岳連盟に委託し、令和6年4月～9月の間、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父周辺に延べ192人を配置しました。

4 野生鳥獣の保護（自然共生推進課）

山梨県の地勢は、低地林から高山帯にまで及ぶことから変化に富み、四季を通じて多くの種類の野生動物が見られます。現在までに鳥類は約173種、獣類は53種が生息しているとされています。

南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウが生息しており、また冬季には、

富士五湖をはじめ甲府盆地を流れる釜無川、笛吹川の二大河川にカモ類の渡来も多く見られます。特に富士五湖は鳥獣保護区として指定され、その保護が図られています。

本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれています。開発や森林の変化、中山間地を取り巻く環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化しています。その結果、生息数が減少する種がみられる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れています。

ニホンジカは近年、分布を拡大させ農林業被害が顕在化しており、またイノシシやニホンザルも近年農作物や生活への被害が顕在化しています。このため、生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、それぞれ第二種特定鳥獣管理計画を定め適切な管理を行っています。

また、ツキノワグマについて、令和2年度に実施した生息調査で県内生息数は約500頭と推定され、これに基づき指針を定め適切な保護管理を行うこととし、またカワウについても、管理指針を定め適切な管理を行うこととしています。

令和4年3月、県では環境省の指針に基づき「第13次鳥獣保護管理事業計画」を策定し、人と野生鳥獣との共生及び生物の多様性の保全を目的として、野生鳥獣の保護及び管理を行い、生活環境の保全及び農林水産業の振興に資することにしました。この計画は令和4年度から令和8年度までの5か年計画で、次の事項により構成されています。

鳥獣保護管理事業計画を構成する事項

- 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
- 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
- ツキノワグマの保護管理に関する事項
- カワウの管理に関する事項
- 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
- 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- その他

(1) 鳥獣保護区等の指定

①鳥獣保護区

鳥獣の保護を図るために必要な地域を鳥獣保護区⁶として指定しています。鳥獣保護区は、その性格により森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区に区分され、令和6年度末現在で指定されている鳥獣保護区は38か所74,794.1haです。

②特別保護地区

鳥獣の保護が特別に必要と認められる地域については、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定しています。特別保護地区では水面の埋め立て、干拓、立木竹の伐採又は大規模な工作物を設置するときは許可を必要とします。なお、令和6年度末現在、指定されている特別保護地区は10か所6,310.1haです。

⁶ 鳥獣保護区においては、鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の保護繁殖を図ることとされている。

③休猟区

県内においては、狩猟者が長期的に減少傾向にあり、また許可捕獲によるニホンジカ等の大型鳥獣の捕獲を推進している中で、中小型の獣類や鳥類の捕獲頭数も減少していることから、当面新たな休猟区の指定は行わないこととしています。なお、生息状況調査等により、明らかな狩猟鳥獣の減少が見られる場合は、一定の地域における狩猟鳥獣の個体数の回復を図るため、その指定を検討することとしています。

④特定猟具使用禁止区域

特定の猟具（銃又は特定のわな）による危険の予防又は静穏の保持のために指定するものであり、この区域では特定の猟具の使用を禁止しています。令和6年度末現在で103か所23,346.6haを指定しています。

(2) 鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、毎年愛鳥週間（5月10日～16日）関連行事としてポスターコンクールや探鳥会を実施しています。また、愛鳥モデル校を指定し、鳥獣保護思想の普及啓発を図っています。

(3) 鳥獣センターの運営

昭和51年に設置した鳥獣センターを活用し、広く県民に鳥獣保護、自然保護思想の普及を図っています。特に、傷病鳥獣の保護や鳥獣写真コンクールなどを通して鳥獣保護思想の普及啓発を図っており、令和6年度における傷病鳥獣の持ち込み数は186個体でした。

(4) 鳥獣の生息状況調査

野生鳥獣保護対策の基礎資料とするため、令和6年度に実施した生息調査の主なものは次のとおりです。

① ガン・カモ鳥類調査

調査地域は県内の河川で令和6年9月から令和7年3月まで調査しました。

② 全国一斉のガン・カモ鳥類生息調査

本調査は毎年1回1月中旬に全国一斉に行われるもので、令和7年1月17日に県内107か所で実施しました。

(5) 有害鳥獣の捕獲

最近、野生鳥獣の生息環境の変化などから、人間の生活領域において人的被害や農林水産物被害が増加してきており、その被害の防止や軽減を図るため、県では、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を行っています。特に有害鳥獣に対する対応の迅速化を図るため、下の種については県条例によりその許可権限を市町村長に移譲しています。また、このほか、鳥獣被害防止特措法により、市町村が被害防止計画中に個別に委譲鳥獣を規定した場合も、市町村に捕獲許可の権限を委譲しています。

市町村長に許可権限を移譲している種

スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、ドバト、ムクドリ、オナガ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ

(6) 第二種特定鳥獣管理計画の策定

野生鳥獣のうち個体数が著しく減少あるいは増加している種については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画を策定して、個体数の適正管理を図ることとしており、平成16年度にはニホンジカ、平成17年度にはイノシシ、平成19年度にはニホンザルについて特定鳥獣保護管理計画を策定しました。また、平成27年5月29日の鳥獣保護管理法の施行に併せ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて新たに第二種特定鳥獣管理計画を策定しました。

令和4年4月第13次鳥獣保護管理事業計画の施行に併せ、それぞれ第二種特定鳥獣管理計画についても令和4年度から令和8年度までの5か年計画を策定しましたので、これに基づき引き続き適切な管理を行います。

(7) ツキノワグマの保護管理

第13次鳥獣保護管理事業計画の施行に併せ、令和4年度から令和8年度を計画期間とした山梨県ツキノワグマ保護管理指針を策定しました。令和4年度からは、同指針に基づき、年間の捕獲頭数の上限を原則40頭として保護管理を行っています。

(8) 野生鳥獣の生息環境の改善

自然条件を勘案して、鳥獣保護区の指定目的を達成するため、巣箱の設置、修繕及び必要な給水施設の設置等の保護措置を講じています。

(9) 狩猟の状況

狩猟をするためには、都道府県知事が実施する狩猟免許試験に合格し、狩猟免許の交付を受け、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県に狩猟者登録をしなければなりません。狩猟免許には、網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許（ライフル銃・散弾銃、空気銃）、第2種銃猟免許（空気銃）があります。狩猟期間は、本県では11月15日から翌年2月15日（ニホンジカとイノシシの狩猟は3月15日）までとなっています。また、狩猟が適正に行われるよう鳥獣保護巡視員（73名）等による狩猟パトロールを実施しています。

(10) 外来種の繁殖抑制、人為的移入の防止

近年、人為により意図的、非意図的に持ち込まれた外来生物による在来生物の捕食、競合・駆逐等生態系や、農林水産業等に被害を及ぼしている事例が多数生じてきました。このような状況を考慮し、特定外来生物⁷による生態系、人の生命若しくは身体又は農林

⁷ もともと日本に生息していない外来生物のうち、生態系などへ被害を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのあるもの。

水産業に係る被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行（平成17年6月1日）されました。法律で規制している特定外来種は現在、162種です。

内訳は、①哺乳類25種（タイワンザル等）、②鳥類7種（ガビチョウ等）、③は虫類22種（カミツキガメ等）、④両生類18種（オオヒキガエル等）、⑤魚類26種（オオクチバス等）、⑥クモ・サソリ類7種（キョクトウサソリ等）、⑦甲殻類6種（ウチダザリガニ等）、⑧昆虫類24種（ヒアリ等）、⑨軟体動物等5種（ヤマヒタチオビ等）、⑩植物19種（ナガエツルノゲイトウ等）となっています。

特定外来生物の規制内容は、「国内での飼養、栽培、保管、運搬の禁止。輸入の禁止。譲渡、引き渡し、販売、譲り受け、引受、購入の禁止。野外へ放つこと等の禁止。主務大臣への届出の義務。識別措置の実施。繁殖制限等。」です。

本県では、平成22年9月に「山梨県アライグマ防除実施計画」を策定、令和3年4月に「第3期山梨県アライグマ防除実施計画」を策定し、県内全域で計画的な捕獲を実施しています。令和6年度の捕獲数は409頭でした。

5 自然公園

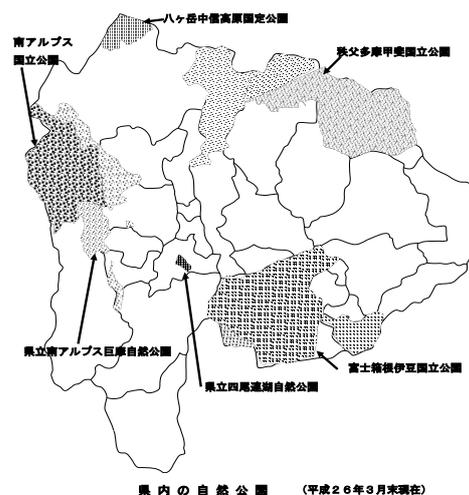
(1) 自然公園の保護・管理（自然共生推進課）

将来にわたり共有する自然の恩恵は、貴重かつ限られた資源であり、いったん損なうと回復するのはなかなか難しいだけに、その保全と適正な利用を図ることが必要です。

近年、生活の質の向上や都市化の進展、余暇時間の増大などにより、人と自然とのふれあいが一層求められ、自然とふれあうことの大切さが強調されています。身近な地域のホタルやオオムラサキなどを守る運動や自然観察会、高山植物を守る運動の盛り上がりもその現れと言えます。

一方、開発行為等については、自然への影響を最小限に抑えるよう、法令に基づく指導等を十分に行うことが必要であり、自然記念物の指定、自然環境の調査、自然公園や自然環境保全地区のパトロール、自然に接するマナーの普及等の保全施策の充実を図ることも重要です。

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の増進を図り、国民の保健、休養などに役立てるために設けられた制度で、自然公園法に基づいて指定された国立公園と国定公園、山梨県立自然公園条例に基づいて指定された県立自然公園があります。



本県では現在、富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐及び南アルプスの3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、四尾連湖及び南アルプス巨摩の2つの県立自然公園が指定されており、自然公園の面積は県土の27.1%を占め、これらの自然公園は、四季を通じて多くの人々に利用され、令和5年には4,550万人が県内の自然公園を訪れています。

自然公園内は、特別地域（特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域）と普通地域に区分され、その区分に応じて各種の行為に制限があり、許可や届出が必要です。これらの行為については、特別地域内の各種行為に関する審査基準、富士箱根伊豆国立公園普通地域内の建築物設置に関する指針等に沿って事前指導を行うとともに、許可等にあたって必要に応じて条件等を付けたり、環境影響調査を実施させるなど、自然への影響を最小限にするよう努めています。また、利用のための施設である宿舍等の公園事業の執行については、環境省の認可等が必要とされています。

自然公園利用者の推移

(単位：千人)

自然公園	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
富士箱根伊豆 国立公園	30,089	32,647	33,071	33,302	36,865	40,109	13,396	12,627	18,682	29,018
秩父多摩甲斐 国立公園	7,674	8,610	8,576	8,327	8,852	9,392	5,579	6,087	6,905	7,459
南アルプス 国立公園	255	385	2,923	1,786	1,832	1,745	0	-	-	4,212
八ヶ岳中信高原 国定公園	7,358	7,255	7,349	7,386	7,497	6,875	3,939	3,412	3,858	3,836
県立四尾連湖 自然公園	75	97	102	97	98	102	53	56	65	85
県立南アルプス 巨摩自然公園	726	685	782	772	759	714	496	505	761	891
合 計	46,177	49,679	52,803	51,670	55,903	58,937	23,463	22,687	30,271	45,501

自然公園内の許可等の処理状況

(単位：件)

区 分	許 可					届 出		公園事業同意(認可)				
	工 作 物	木 竹 の 伐 採	広 告 物 等	土 地 形 状 の 変 更	そ の 他	工 作 物	そ の 他	宿 舎	野 営 地	園 地	道 路	そ の 他
富士箱根伊豆国立公園	264	11	66	8	11	2	75	0	0	0	0	0
秩父多摩甲斐国立公園	16	0	5	2	2	1	9	0	0	0	0	0
南アルプス国立公園	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
八ヶ岳中信高原国定公園	7	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
県立四尾連湖自然公園	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0
県立南アルプス巨摩自然公園	17	1	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度合計	309	14	78	11	18	4	85	0	0	0	0	1
令和5年度合計	314	15	64	9	17	5	62	0	0	0	0	2
令和4年度合計	355	19	62	7	13	15	80	0	0	0	0	0
令和3年度合計	340	26	47	14	39	9	65	10	6	3	6	10
令和2年度合計	282	31	40	9	42	11	48	6	2	3	11	2
令和元年度合計	367	22	77	7	38	18	71	16	3	6	9	7
平成30年度合計	304	20	75	16	31	16	81	16	12	8	7	14
平成29年度合計	363	8	76	12	37	18	66	15	9	2	9	9
平成28年度合計	335	24	70	14	42	23	62	8	7	4	15	10
平成27年度合計	341	12	85	12	56	14	77	5	9	4	25	11
平成26年度合計	344	14	80	11	46	23	77	10	3	3	33	8
平成25年度合計	385	8	73	16	33	17	84	11	5	3	15	4
平成24年度合計	325	5	64	20	36	27	64	8	4	3	20	5
平成23年度合計	301	8	41	5	30	17	46	10	1	3	7	5
平成22年度合計	276	8	24	13	38	18	35	8	0	1	14	4

①公園計画

自然公園は、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。公園計画は規制計画と施設計画からなり、規制計画は保護のための保護規制計画として、特別地域、普通地域などの地種区分が定められているほか、利用規制計画及び利用調整地区を定める計画があります。また、施設計画は、利用のための利用施設計画として、利用施設を集団的に整備する集団施設地区と道路、宿舍などの単独施設が定められることになっているほか、保護施設計画があります。

②公園計画の見直し

国立公園については、その公園計画について社会情勢の変化に適切に対応し、自然保護の強化を基調として、逐次公園計画の見直しを実施することとされています。公園計画の「再検討」とは、公園指定後の自然的、社会的条件の変化に対応して、当初の公園区域及び公園計画の全体的な見直し作業のことであり、公園計画の「点検」は、「再検討」が終了した公園について、概ね5年ごとに実施する公園計画等の見直し作業です。

③富士箱根伊豆国立公園

昭和11年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、平成8年に地種区分の設定などの公園計画の変更、再検討が行われました。平成18年3月には、懸案であった本栖湖における動力船の乗り入れ規制が計画に位置づけられました。その後、平成25年度の富士山世界遺産登録などにより、当該公園をとりまく情勢変化が生じていたため、平成30年3月に公園区域の一部見直しや西湖における動力船の乗り入れ規制が計画に位置づけられました。

④秩父多摩甲斐国立公園

昭和25年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、平成12年8月公園区域及び公園計画の変更、再検討が行われると同時に、名称変更も行われました。その後、平成20年2月、令和5年3月に公園計画が一部変更され、現在に至っています。

※「秩父多摩甲斐国立公園」名称変更の実現

山梨県、東京都、埼玉県、長野県の1都3県に位置しながら、「秩父多摩」の名称は埼玉県と東京都を連想させるのみで、本県は公園区域に含まれていないかのように受けとめられ、観光振興や公園利用促進のうえで極めて不都合な状態でした。

そのため、昭和62年頃から山梨県を表す名称も加えるべきだとの声が高まり、地元の市町村と観光協会により組織された「秩父多摩国立公園名称変更推進協議会」を中心として、様々な要望を行ってきました。

これらの要望活動が実り、平成12年8月に、公園区域及び公園計画の変更と併せ、「秩父多摩甲斐国立公園」の名称変更が実現しました。

⑤南アルプス国立公園

昭和39年に国立公園に指定されましたが、スーパー林道開設に伴う当時の環境庁長官談話により、施設整備凍結の方針との整合性の点で調整が図れないことなどから、今まで公園計画の再検討が行われませんでした。最近の登山者の高齢化などの南アルプス国立公園を取り巻く情勢の変化がある中で、必要な施設を整備することが自然保護につながるという考え方も出てきています。

⑥八ヶ岳中信高原国定公園

昭和39年に国定公園に指定されましたが、公園を取り巻く社会条件が変化したため、平成元年度に公園計画の再検討を実施しました。なお、この際、既存の車道、休憩所、宿舍及び野営場を利用計画に位置づけるとともに、新たにスキー場を利用計画に追加しました。

(2) 自然公園内における規制（自然共生推進課）

自然公園は、自然公園法に基づいて国立公園及び国定公園が指定され、山梨県立自然公園条例に基づいて県立自然公園が指定されており、それぞれの公園計画の保護規制計画において、特別地域と普通地域に区分され、公園内での行為について自然保護のための一定の規制が設けられています。

このため、特別地域内で工作物を設置するなどの一定の行為を行う場合は、事前に許可を受けることが必要であり、普通地域内で一定の行為を行う場合は、事前に届出を行う必要があります。

なお、行為の内容、規模等により、環境大臣が直接行うものと知事が行うものに区分されております。

(3) 自然公園美化推進事業（観光振興グループ、南アルプス観光振興グループ、富士山観光振興グループ）

自然公園内や観光地の美しい自然景観を保全するため、環境美化の普及啓発活動等を実施する団体に対して補助金を交付しました。

○富士山美化清掃事業（富士山美化啓発清掃活動費補助金）

- ・ 富士山及びその周辺の環境美化清掃活動等に対する補助
- ・ 補助事業者

富士山及び周辺美化推進協議会（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村他）

（公財）富士山をきれいにする会

○観光地美化推進事業（富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金）

- ・ 山岳観光地における清掃活動に対する補助
- ・ 補助事業者

南アルプス美化推進協議会（韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町）

甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会（甲府市、山梨市、北杜市、甲州市）

八ヶ岳南麓美化活動推進協議会（北杜市）

6 自然環境保全地区等（自然共生推進課）

(1) 自然環境保全地区等の保護・管理

県では、自然環境保全条例に基づき、将来にわたって保存していく必要がある地域や動植物等を自然環境保全地区・自然記念物に指定しています。自然環境保全地区については、現在、32地区16,725ha（自然保存地区13地区2,144ha、景観保存地区12地区1,298ha、歴史景観保全地区5地区117ha、世界遺産景観保全地区1地区13,075ha、自然活用地区1地

区91ha)が指定され、自然記念物は、植物や動物、地質鉱物38か所が指定されています。

自然環境保全地区等の管理は、巡視、清掃活動などについて、地元市町村の協力を得るとともに、解説板などの施設整備を行っているほか、指定された土地のうち山林、原野の所有者に対し固定資産税相当額を交付しています。

県ではまた、自然環境保全条例により自然監視員制度を設けており、一般県民89人、県関係職員・市町村職員39人を自然監視員に委嘱して、自然環境保全地区や自然公園での監視・指導や自然保護の普及啓発を行っています。

(2) 自然環境保全地区等における規制

本県には、現在のところ自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の指定はありませんが、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区を指定して、開発行為等の届出制等の措置を講じています。

7 甲武信ユネスコエコパークの保全・活用の推進（自然共生推進課）

平成28年5月に、本県と埼玉県、長野県の10市町村で構成する甲武信水の森ユネスコエコパーク登録推進協議会が設立され、平成28年10月に、日本ユネスコ国内委員会へ申請書を提出しました。また、平成29年3月には、協議会の名称を甲武信ユネスコエコパーク登録推進協議会へ変更しました。

平成29年10月、エリアの拡張や組織体制の強化など内容を改善した申請書を日本ユネスコ国内委員会へ提出し、その結果、平成30年3月7日に文部科学省からユネスコへ推薦する地域として選定されました。

平成30年7月に協議会の名称を甲武信ユネスコエコパーク推進協議会に変更し、同年9月には日本ユネスコ国内委員会を通じて、ユネスコへ申請書を提出しました。

令和元年6月、パリで開催された第31回人間と生物圏(MAB)計画国際調整理事会において「甲武信」について審議が行われ、ユネスコエコパークに登録することが決定されました。

甲武信ユネスコエコパーク推進協議会では、この地域の優れた自然や固有の文化の保全・継承及び地域資源の持続可能な利活用を推進するための取り組みを行っています。

【甲武信ユネスコエコパーク推進協議会 構成自治体】3県10市町村

埼玉県、山梨県、長野県、秩父市、小鹿野町、甲府市、山梨市、北杜市、甲斐市、甲州市、小菅村、丹波山村、川上村

8 環境影響評価制度の実施等

(1) 経緯（大気水質保全課）

本県においては、事業の実施に際し公害の防止及び自然環境の保全について適正な配慮がなされ、県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的に、平成2年9月に「山

梨県環境影響評価等指導要綱」を制定し、環境影響評価（環境アセスメント）制度⁸を適切かつ円滑に運用してきました。

その後、環境問題を取り巻く社会情勢や環境行政に対する県民ニーズの変化に伴い、環境アセスメント制度が担うべき役割が変化するとともに、環境影響評価法の成立（平成11年6月施行）を踏まえ、平成10年3月に「山梨県環境影響評価条例」を制定しました（平成11年6月施行）。

この条例は、制度の公平性と透明性を確保するため、県民や専門家等からの様々な意見を踏まえた基本的事項に基づき制定されており、このことから従来の要綱に基づく本県の制度はもとより、環境影響評価法や他の自治体の制度と比べ、手続のあり方や対象事業の種類、規模において充実した制度となっています。

条例の基本的事項

- ・ 地方の独自性のある環境アセスメント制度を制定
- ・ 恵まれた自然に配慮した対象事業の種類、規模、評価項目を採用
- ・ 環境アセスメント手続の各段階での住民意見提出機会の確保
- ・ 方法書段階からの公聴会の実施
- ・ 事業着手後の中間報告手続や事業完了後の完了報告手続を導入
- ・ 環境情報を科学的に整理分析するため「技術審議会」を知事の諮問機関として設置
- ・ 時間的経過による環境アセスメント手続の再実施手続を導入

⁸ 大規模な開発事業を行おうとする時に、その地域の環境にどのような影響を与えるのかを、事業者自らが県民や関係する市町村長等の意見を聴きながら調査（現地調査や文献調査による環境の状況把握）、予測（調査結果と事業内容から環境に与える影響を予測）により明らかにするとともに、評価（環境に与える影響を小さくするための保全措置の検討）の結果を、環境の保全についての適正な配慮として事業の実施に反映させるための手続をいう。

(2) 実施状況

①現在手続中の事業 (R7.3 未現在)

環境影響評価法及び山梨県環境影響評価条例 手続き状況

事業の種類	事業名	事業規模	事業主体	実施時期	備考
高速道路の新設	中部横断自動車道 (長坂～八千穂)	延長：約34Km	国土交通省関東地方整備局	H22.12～	法第一種事業 配慮書手続終了 方法書手続終了
廃棄物処理施設の設置	山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業	ごみ処理能力： 約274 t/日	山梨西部広域環境組合	R3.11～	条例第二分類事業 評価書手続中

②これまでの実績 (R7.3未現在)

環境影響評価法の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
一般国道の新設	都市計画道路 甲府外郭環状道路北区間	4車線 延長：15 km	国土交通省関東地方整備局 (都市計画特例適用事業)	H17.7 ～H25.3	法第一種事業 事業実施中
一般国道の新設	都市計画道路 甲府外郭環状道路東区間	4車線 延長：9 km	山梨県 国土交通省関東地方整備局 (都市計画特例適用事業)	H18.12 ～H25.3	法第二種事業 事業実施中
新幹線の建設	中央新幹線 (東京都・名古屋市間)	延長：約286km	東海旅客鉄道(株)	H23.9 ～H26.8	法第一種事業 事業実施中

山梨県環境影響評価条例の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
土地区画整理	昭和田常永土地区画整理 事業	面積：63.4ha	昭和田	H17.3 ～H18.11	条例第二分類事業 H29.7事業完了 事後調査実施中
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	大規模太陽光発電施設等 整備事業	面積：25.5ha	山梨県、東京電力(株)	H21.12 ～H22.2	条例第三分類事業 判定手続終了
廃棄物処理施設の設置	甲府・峡東地域ごみ処理施設、 廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振 興施設整備事業	ごみ処理能力： 約369t/日	甲府・峡東地域ごみ 処理施設事務組合、 山梨県市町村総合事 務組合、笛吹市	H19.5 ～H24.7	条例第二分類事業 H30.11事業完了 完了報告書手続中
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	(仮称)山梨県甲斐市太陽 光発電所建設事業	面積：29ha	山梨甲斐東平メガソー ラー発電合同会社	H25.12 ～H26.2	条例第三分類事業 判定手続終了
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	(仮称)山梨県甲斐市・韮 崎市太陽光発電所建設事業	面積：29ha	SBエナジー(株)	H25.12 ～H26.2	条例第三分類事業 判定手続終了
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	クリーンエナジー清里太陽 光発電事業	面積：23.2ha	北杜市	H26.1～2	条例第三分類事業 判定手続終了
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	(仮称)山梨県甲斐市メガソ ラー発電事業	面積：29ha	G S J エナジー(株) (株)リビエラコーポ レーション	H26.1～12	条例第三分類事業 判定手続終了 (アセス要の判定)
工場又は事業場の 建設 (バイオマス発電施設)	大月バイオマス発電事業	燃料中炭素量： 6,000kg/h以下	大月バイオマス発電 (株)	H24.1 ～H27.7	条例第二分類事業 完了報告書手続終了
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	いちご葎崎穂坂町柳平 E C O 発電所	面積：28.7ha	いちご E C O エナジー (株)	H28.12 ～H29.2	条例第三分類事業 判定手続終了 (アセス要の判定)
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	(仮称)大平ファーム太陽 光発電事業	面積：35.8ha	自然電力(株)	R2.1 ～R3.3	条例第二分類事業 対象事業の廃止
電気工作物の設置 (送電線路)	東清水線(仮称)新設工事 事業	電圧：275kW	東京電力パワーグリッ ド(株)	H31.4 ～R4.10	条例第二分類事業 事業実施中
電気工作物の設置 (送電線路)	佐久間東西幹線他増強工事 計画	電圧：275kW	電源開発送变电ネッ トワーク(株)	R1.7 ～R5.1	条例第二分類事業 事業実施中

廃棄物処理施設の設置	富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業	ごみ処理能力：約219t/日	富士・東部広域環境事務組合	R5.11 ～R6.3	条例第二分類事業 方法書手続終了
------------	----------------------------	----------------	---------------	----------------	---------------------

山梨県環境影響評価等指導要綱の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
住宅団地の造成	東大月ニュータウン開発事業	面積：73.0ha	東日本旅客鉄道(株)、 (株)エスアイランドシステム	H4.2 ～H5.5	第2種事業 H10.5造成完了
住宅団地・工業団地の造成	米倉山ニュータウン造成事業	面積：44.7ha	山梨県土地開発公社	H6.3 ～H6.12	第2種事業 工事中断
下水道終末処理場の建設	桂川清流センター建設計画	面積：11.4ha 計画処理人口： 163千人	山梨県	H8.3 ～H8.11	第2種事業 H16.4供用開始
レクリエーション施設用地の造成	サンパーク明野第2期計画	面積：101.6ha	湘南観光開発(株)	H9.10 ～H10.3	第2種事業 計画中止
住宅団地の造成	本栖環境創造の森構想	面積：75.5ha	富士急行(株)	H10.6 ～H11.2	第2種事業 H30.12第1工区事業完了、第2～4工区事業実施中

↓第2種事業に準じて手続きを実施

廃棄物処理施設の建設	明野クリーンセンター(仮称)建設事業	面積：8.6ha	(財)山梨県環境整備事業団	H8.6 ～H8.12	第2種事業 対象規模10ha未満 H21.5供用開始 (現在、閉鎖)
------------	--------------------	----------	---------------	----------------	---

国の要綱に基づく環境影響評価の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
高速道路	中部横断自動車道増穂双葉線(増穂町～白根町間)	延長：8km	建設省関東地方建設局	H2.6 ～H3.3	建設省要綱 H18.12供用開始
高速道路	中部横断自動車道白根双葉幹線	延長：7km	山梨県	H2.8 ～H3.3	建設省要綱 H14.3供用開始
高速道路	中央自動車道富士吉田線改築(上野原～大月市)	2車線増築 延長：21km	建設省関東地方建設局	H2.8 ～H3.3	建設省要綱 H15.3供用開始
水力発電所	葛野川発電所	発電出力： 160万kw	東京電力(株)	H3.1 ～H3.10	通産省要綱 H10.5完成
高速道路	高規格幹線道路富沢増穂線	延長： 46.4km	建設省関東地方建設局	H8.7 ～H8.10	建設省要綱 R3.8供用開始
一般国道	西関東道路一般国道140号(山梨市～甲府市間)	4車線 延長：6.2km	山梨県	H8.11 ～H9.4	建設省要綱 H18.12供用開始

県と事業者との協定に基づく環境影響調査の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
リニアモーターカー一実験線	リニアモーターカー山梨実験線	延長：42.8km	東海旅客鉄道(株)、 (財)鉄道総合技術研究所、 日本鉄道建設公団	H2.7 ～H2.9	H9.4実験開始
送電線路	葛野川線建設事業	電圧：50万V 延長：19.0km	東京電力(株)	H7.9 ～H7.12	H10.11完成

■ 2-3 自然とのふれあいの推進

(1) 「八ヶ岳環境と文化のむら」の運営（自然共生推進課）

平成6年11月にオープンした「八ヶ岳環境と文化のむら」は、八ヶ岳南麓一帯の自然環境を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、その仕組みを学習する場、さらには自然と人間との関係を見つめ直す場でもあり、「八ヶ岳自然ふれあいセンター」を中心とするセンター地区と八ヶ岳南麓に11のスポット地区を設けています。

センター地区では、大画面映像や展示パネル等により自然環境に関する情報と学習の機会を提供しており、自然観察路や園地では豊かな自然を

実体験することができ、各スポット地区では、八ヶ岳の動植物や歴史文化遺産などとのふれあいを通して、この地域固有の特色ある自然を体験できます。

利用者は、センター地区で得た情報と体験を生かし、それぞれの興味に応じたスポット地区を訪れることにより、古来私達が自然との深い関わりの中で、日常生活や社会活動の場で様々な恵みを享受してきたことを再認識し、身近な自然環境を見直し、人と自然との共生を考える動機付けを得ることができます。令和6年度の利用者は96,788人で、平成6年11月のセンター開館から令和7年3月までの累計利用者数は、2,648,687人です。

八ヶ岳環境と文化のむら

・センター地区

八ヶ岳自然ふれあいセンター：鉄骨平屋建798.66㎡

園地：2,018㎡、自然観察路：W=1.5m L=1,270m

・スポット地区

- ①水と風切の里（北杜市高根町清里）
- ②清流と飛瀑の里（北杜市高根町清里）
- ③星空・青空集いの里（北杜市高根町清里）
- ④体験農場と清流の里（北杜市大泉町西井出）
- ⑤泉ライン名水と野鳥の里（北杜市長坂町小荒間、大泉町谷戸）
- ⑥トチとミズナラと歴史の里（北杜市大泉町谷戸、西井出）
- ⑦オオムラサキの里（北杜市長坂町日野）
- ⑧ふるさと歴史公園（北杜市小淵沢町上深沢）
- ⑨すずらん池と水辺の里（北杜市小淵沢町井詰原）
- ⑩大滝名水と緑の里（北杜市小淵沢町上笹尾）

(2) やまなし野鳥観察地の選定（自然共生推進課）

山梨県は、四方を山に囲まれ、川や湖も多く、このような多岐にわたる自然環境の中には様々な野生鳥獣が生息しています。そこで、自然に親しみながら、野生の鳥や動物との共生や保護への関心を高めることを目的として、「第8次鳥獣保護事業計画」の中で、「やまなし野鳥観察地」の整備を行うこととし、広く県民から適地を募り、応募のあった中から15か所を選考し、山梨県自然環境保全審議会の答申を受け、平成10年3月に

やまなし野鳥観察地

指定場所	観察ポイント
1 武田の杜(武田神社周辺)(甲府市)	武田神社～竜華池～若宮神社～竜華山頂(休息小屋)～護国神社～武田神社
2 貫川及び荒川との合流点(甲府市)	西原橋～新田橋～新貫川橋～貫川橋～貫川・荒川合流点
3 西沢溪谷入口周辺(山梨市)	旧三富村営駐車場周辺～西沢山荘～二俣吊橋
4 乙女高原(山梨市)	塩平～乙女高原グリーンロッジ
5 シルクの里公園周辺(中央市)	郷土資料館～山之神展望台
6 四尾連湖(市川三郷町)	四尾連湖周辺
7 三郡橋周辺(釜無川と笛吹川合流地域)(富士川町、市川三郷町、南アルプス市)	富士川大橋～土手道～高田～三郡橋～対岸土手道(復路も同じ)注:対岸土手道から富士川大橋へは通行不能
8 精進湖パノラマ台(富士河口湖町)	パノラマ台下～パノラマ台
9 県立なかとみ青少年自然の里周辺(身延町)	県立なかとみ青少年自然の里～富士見山林道～句碑の里
10 井富溜池、飛沢溜池周辺(北杜市)	甲斐大泉駅～井富溜池～井富湖から松通り～飛沢溜池～甲斐大泉駅
11 「フレンドパークむかむか」周辺(北杜市)	「フレンドパークむかむか」～林道～石空川沿い(復路も同じ)
12 山中湖(山中湖村)	山中湖役場前湖畔一帯 ママの森～平野
13 河口湖(富士河口湖町)	シッコゴ公園 大石公園付近及び奥河口湖
14 三ツ峠(旧御坂峠口)(富士河口湖町、西桂町)	三ツ峠登山口(旧御坂峠)～三ツ峠山頂(復路も同じ)
15 大野貯水池(上野原市)	大野貯水池及び周辺

決定しました。県では、やまなし野鳥観察地として選定した15か所には、案内板を設置して周知に努めています。

(3) 緑サポーター養成事業（森林整備課）

緑サポーター養成事業は、緑化に関心の高い方々を対象に、樹木医が指導者となって地域内の緑の保全に関する相談、指導等の補助的な活動を行う者を養成するための研修を実施しています。研修の内容は、身近な緑化に必要な植栽木の選定方法、土壌の改良や管理等の講義と現地研修であり、研修修了者には、修了証書が授与されるとともに、認定機関である（一財）日本緑化センターから「緑サポーター」の称号が与えられます。緑サポーターは、樹木医の指導の下、年間30日以上、緑サポーターの活動を行った場合、この年度が樹木医試験の受験資格に必要な実務経験年数（通算7年）に算入することができます。本県では、県民が主体となって行う身近な緑化活動を支援するため、平成14年度から緑サポーター養成研修を実施しており、令和6年度末現在272名が緑サポーターとして登録されています。

なお、緑サポーター養成研修は、平成26年度からは緑の普及啓発事業の緑サポーター養成講座と位置づけられ、より専門性が高い緑化学習の提供を兼ねて緑サポーターを養成することとしています。

(4) 「森林文化の森」の整備（県有林課）

近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人とのふれあい”の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められています。そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下12か所に「森林文化の森」を整備していくこととし、平成10年度に整備計画を策定し、平成11年度から各地域の歴史特性、景観、森林の特徴を活かして、歩道やトイレ等の整備、森林整備を行い、平成15年度に基本的な施設整備を終了しました。なお、既存の県民の森、武田の杜、金川の森についても森林文化の森

①森林文化の森のねらい

- ・活力ある山村づくりと中山間地域の振興・山梨の原風景の再生
- ・体験を通じた森林観の形成
- ・人間性の回復と親子の絆の強化
- ・自然教育の推進

②整備の基本方針

- ・森林そのものを活用した場所づくり
- ・地域の特性を生かした景観づくり
- ・文化的要素の導入
- ・積極的な利用促進策の展開
- ・市町村等との連携

③整備箇所

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ・釜無水源の森 | 峡北地域（北杜市白州町） |
| ・八ヶ岳の森 | 峡北地域（北杜市長坂町、北杜市大泉町、北杜市小淵沢町） |
| ・瑞牆の森 | 峡北地域（北杜市須玉町） |
| ・乙女高原の森 | 東山梨地域（山梨市牧丘町） |
| ・兜山の森 | 東山梨地域（笛吹市春日居町） |
| ・大菩薩の森 | 東山梨地域（甲州市塩山） |
| ・小金沢シオジの森 | 東部地域（大月市） |
| ・稲山の森 | 東八代地域（笛吹市八代町） |
| ・河口の森 | 富士北麓地域（富士河口湖町） |
| ・十谷の森 | 峡南地域（富士川町） |
| ・本栖の森 | 富士北麓地域（身延町、富士河口湖町） |
| ・思親山の森 | 峡南地域（南部町） |

として位置づけを行い、主催事業の実施などを通じて、森林文化の森の利用促進の先導的役割を果たしています。

<利用促進策の展開>

森林文化の森では、整備された歩道、森林をフィールドとして県、市町村、有識者、地域住民などからなる「森林文化の森連絡会議」や「森の学校」が自然観察、林業作業体験、木工作、ボランティア活動など誰でも気軽に参加できる「森林体験プログラム」を実施しています。各森林文化の森の施設配置や森林体験プログラムへの参加者募集については、パンフレット、県及び関係市町村の広報、県のホームページなどを通じて情報提供を行っています。

(5) 水辺環境の整備

①河川（治水課）

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が期待されています。河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川環境を保全・創出するための「多自然川づくり」に取り組んでいます。

②砂防（砂防課）

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、本県は景観にも優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境に恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められており、自然環境・景観の保全と創造および溪流の利用に配慮した砂防事業を推進していきます。

(6) 山岳環境保全対策（観光振興グループ、南アルプス観光振興グループ）

近年の登山ブームや自然志向の高まりにより、自然公園をはじめとする県内の山々に多くの人々が訪れている一方で、登山シーズンのピーク時を中心に、ごみ・し尿の不適正な処理など、山岳環境の汚染や破壊が問題となっています。そのため、山小屋トイレの改善の促進など山岳環境の保護と登山者の利便を図るための取り組みを推進しています。

北岳公衆トイレ（北岳山荘の隣）と北岳白根御池仮設公衆トイレの設置

- ・処理方式 バイオ方式（杉チップ使用）
- ・設置基数 15基（北岳公衆トイレ）、2基（北岳白根御池仮設公衆トイレ）
- ・供用期間 6月中旬～11月中旬（4か月）
- ・利用者数（令和6年度） 16,193人（北岳公衆トイレ）、34,655人（北岳白根御池仮設公衆トイレ）

3 循環型社会の形成

■ 3-1 3R+Renewable の推進

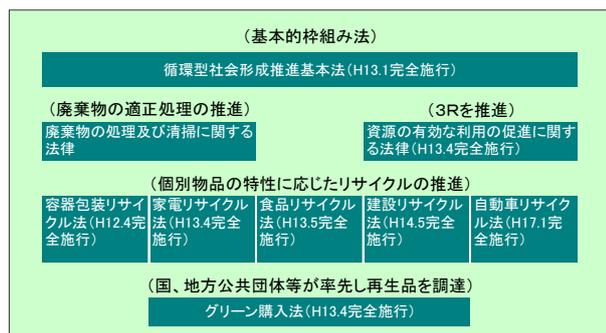
1 ごみ減量・リサイクル推進の普及啓発（森林環境政策課、環境整備課、自然共生推進課、県民生活支援課）

（1）ごみ減量化等の経緯

平成12年6月、「循環型社会形成推進基本法」が公布され、循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、地方公共団体、国の役割が規定されるとともに、処理の優先順位が初めて法定化され、1-発生抑制、2-再使用、3-再生利用、

4-熱回収、5-適正処分の順位とされました。また、3 R⁹の取り組みを総合的に推進するために「資源の有効な利用の促進に関する法律」も公布されました。

ごみの減量化に向けては、県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、まず、ごみを減らす（リデュース）工夫をし、さらには何度も繰り返して使い（リユース）、その上で、どうしても出たごみは、資源回収に回して再資源化（リサイクル）することが必要です。



（2）普及啓発活動等の推進

県では、ごみ減量・リサイクル推進のため、次の普及啓発活動等を行いました。

①家庭でできる取組の推進

レジ袋等の削減によるごみの減量化を図るとともに、県民一人ひとりがごみの減量化の必要性を自覚し、使い捨てのライフスタイルを見直す契機とするため、消費者に買い物袋（マイバッグ等）の持参等を呼びかけています。

②環境にやさしいイベントの推進

イベントは、多くの人が参加し、華やかな一方で、多くの廃棄物が排出され、資源やエネルギーが消費されています。このため、イベントを開催する際に、環境に与える負荷をできる限り低減することにより、持続可能な循環型社会の実現を目指すとともに、イベントに参加する県民等の環境保全に向けた意識の醸成を図るため、環境にやさしいイベントの開催を推進しています。

⁹ Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）

③食品ロス削減の推進

令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されました。食品ロスを減少させるには、国民各層が食品ロスの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉えて行動に移すことが重要であることから、食品ロスを削減するための方法などについての啓発活動を実施しています。

2 企業、事業者における環境対策への支援等

(1) チャレンジ産廃3R事業（環境整備課）

県内の事業者の産業廃棄物の排出抑制、再生利用に関する積極的な取り組みを行った事業者を認定し、このうち特に成果が顕著な事業者を表彰することにより、事業者を支援します。

(2) 専門家による支援（スタートアップ・経営支援課）

ISO14000シリーズの認証取得を目指す県内中小企業に対して、民間コンサルタント等の専門家派遣を実施しています。

(3) 金融面における支援（産業振興課）

県内中小企業等を対象とした「山梨県商工業振興資金融資制度」において、「環境対策融資」を設け、低利・固定、長期の資金を融資する仕組みを整えています。

○融資の概要

(環境対策融資)

1. 融資対象

中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者で、次に掲げる融資の対象となるもの

- ① 事業活動で生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するための施設整備に要する資金
- ② ISO14000 認定取得のための施設・設備の整備に要する資金
- ③ 地震災害の防止対策のための施設・設備の整備に要する資金
- ④ 特定防火対象物の防火対策のために必要な施設・設備の改善に必要な資金
- ⑤ リサイクル等に資する施設・設備の整備に要する資金
- ⑥ 自動車等に係る粒子状物質減少装置の整備に要する資金
- ⑦ 山小屋等のトイレの整備に要する資金
- ⑧ 産業廃棄物を処理するための施設・設備の整備に要する資金及び産廃業者の運転資金
- ⑨ 「代替フロン」「脱フロン」のための設備整備に要する資金
- ⑩ EV・FCV・低排出ガス車に認定された自動車の購入に要する資金
- ⑪ 省エネルギー・再生可能エネルギーに資する施設・設備の整備に要する資金
- ⑫ 水素エネルギーを活用した施設・設備の整備に要する資金

2. 融資条件

・利率

1.8% (融資対象⑨～⑪は1.5%、⑫は0.7%)

・貸付限度額

設備資金 5,000 万円 (融資対象⑪⑫は1億円、⑧は2億円)

運転資金 2,000 万円 (融資対象⑧のみ)

※ただし設備資金、運転資金を合わせて2億円以内

・償還期間

設備資金 7年以内 (1年以内の据置を含む) (融資対象①～⑥)

10年以内 (1年以内の据置を含む) (融資対象⑦～⑫ (融資対象⑧は据置2年以内))

運転資金 7年以内 (2年以内の据置を含む) (融資対象⑧のみ)

○融資実績

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
貸付件数 (件)	0	0	2	0	1	1
貸付実績 (千円)	0	0	32,000	0	3,970	9,000

3 容器包装リサイクル法と山梨県分別収集促進計画 (環境整備課)

(1) 第十期山梨県分別収集促進計画の策定

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」により、平成9年4月からガラスびん、ペットボトル等7品目が分別収集の対象とされました。その後、品目の増加、識別表示 (マーク) の義務化、法的な整備の進行などが行われ、容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図ることとした改正法が平成20年4月から完全施行されました。

これらの動きに伴い、県内市町村では、前計画の実施状況を踏まえ、令和4年度に第十期の市町村分別収集計画（令和5～9年度、5箇年計画）を策定しました。

県においても、同法第9条の規定に基づき、市町村分別収集計画を集約するとともに、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集の促進を図るため、第十期山梨県分別収集促進計画を策定しました。

(2) 計画の概要

①計画の基本的方向

- ア 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の促進
- イ 県民に対する普及啓発の充実
- ウ 地域の実情や特性、多様化するライフスタイルに対応した、市町村における効率的な分別収集体制の促進
- エ 再商品化製品の積極的な使用の促進

②計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

③対象品目

本計画は、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装（白色トレイのみの分別収集も可）、スチール製容器、アルミ製容器、段ボール、飲料用紙製容器（紙パック）の10品目が対象です。

④市町村分別収集計画の策定状況

県内27市町村の全てが市町村分別収集計画を策定しました。

⑤品目ごとの分別収集計画市町村数

対象品目／年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無色ガラス製容器	27	27	27	27	27
茶色ガラス製容器	27	27	27	27	27
その他ガラス製容器	27	27	27	27	27
その他紙製容器包装	18	18	18	18	18
ペットボトル	27	27	27	27	27
その他プラスチック製容器包装	26	26	26	26	26
(うち白色トレイ)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)
スチール製容器	27	27	27	27	27
アルミ製容器	27	27	27	27	27
段ボール	27	27	27	27	27
紙パック	25	25	25	25	25

※白色トレイについては、単独で分別収集を行う市町村数

⑥計画品目数別の市町村数

計画品目数／年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
10品目	17	17	17	17	17
9品目	8	8	8	8	8
8品目	2	2	2	2	2

⑦容器包装廃棄物の排出量の見込（法第9条第2項第1号）

（単位:t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物排出見込み量	26,084.6	26,065.1	26,036.4	25,925.7	25,821.8

⑧分別収集見込み量（法第9条第2項第2号及び第3号）

（単位:t）

対象品目／年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無色ガラス製容器	1,396.4	1,405.3	1,415.0	1,406.1	1,401.1
茶色ガラス製容器	1,223.8	1,235.9	1,248.0	1,239.1	1,232.4
その他ガラス製容器	926.8	943.9	958.9	957.5	954.2
その他紙製容器包装	698.7	673.8	650.4	629.6	609.5
ペットボトル	1,317.4	1,322.4	1,329.1	1,324.9	1,326.5
その他プラスチック製容器包装	2,307.0	2,373.1	2,437.1	2,470.8	2,504.3
（うち白色トレイ）	26.3	28.6	30.4	30.3	30.2
スチール製容器	1,091.0	1,086.8	1,083.9	1,080.6	1,078.2
アルミ製容器	786.9	787.3	787.6	788.3	785.0
段ボール	5,631.1	5,599.5	5,577.0	5,554.5	5,521.6
紙パック	126.9	128.3	130.8	131.2	129.6

⑨容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

- ア 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及
- イ 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進
- ウ 市町村等におけるごみ減量・リサイクル推進事業への財政的支援

※令和5年度市町村の分別収集状況

容器包装リサイクル法の実績（環境整備課調べ）

区分	分別収集計画量(t)	分別収集実績量(t)	収集率
無色ガラス容器	1,396.4	1,181.0	84.6%
茶色ガラス容器	1,223.8	1,061.2	86.7%
その他ガラス容器	926.8	1,153.1	124.4%
紙製容器包装	698.7	409.8	58.7%
ペットボトル	1,317.4	1,062.9	80.7%
白色トレイ	26.3	15.7	59.7%
白色トレイ以外	2,280.7	1,833.6	80.4%
スチール製容器	1,091.0	776.1	71.1%
アルミ製容器	786.9	717.7	91.2%
段ボール製容器	5,631.1	5,280.2	93.8%
紙パック	126.9	106.4	83.8%

4 資源の循環的な利用の促進

(1) 使用済自動車のリサイクルの促進（環境整備課）

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」は、自動車メーカー、自動車所有者、引取業者・解体業者・破砕業者等の関連事業者に役割を義務づけ、自動車に関わるすべての関係者が協力して使用済自動車のリサイクル・適正処理を図り、廃棄物を削減し、資源の有効利用を促進する循環型社会を構築することを目的としています。

県では、法に基づくりサイクルシステムが円滑に機能するよう、自動車所有者への普及啓発活動や相談業務を行うとともに、引取業者・解体業者・破砕業者等の関連事業者を監視指導しています。

5 山梨県プラスチックごみ等発生抑制対策（環境整備課）

(1) 山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画の策定

我が国では、海岸漂着物処理推進法に基づき、プラスチックごみを含む海岸漂着物対策を推進していますが、海岸漂着物の多くは、内陸域で発生したごみが河川などを經由して、海洋に流出したものとされています。

本県の豊かな自然環境を守るとともに、流域圏による発生抑制対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、流域都県等と連携し、本計画を令和2年3月に策定しました。引き続きプラスチックごみ等の自然環境への流出が続いている状況であることから、基本方針や数値目標の新設など、より具体的・実効的な計画として新たな計画を令和7年3月に策定しました。

①計画期間

令和7年度～11年度までの5年間

②対策の内容

次のア～カの対策を柱として、プラスチックごみ等の発生抑制対策を実施しています。

ア 環境教育

- ・やまなしエコティーチャーの派遣
- ・「漂着物のトランク・ミュージアム®山梨県版」の貸し出し
- ・学校と連携した環境教育の推進

イ 普及啓発

- ・やまなし環境月間（5月30日～6月30日）
- ・プラスチックごみ対策普及啓発リーフレット
- ・県公式 SNS による情報発信

ウ ワンウェイプラスチックの使用削減

- ・プラスチックごみ問題普及啓発ポスター
- ・やまなし環境月間（5月30日～6月30日）〔再掲〕

エ プラスチック等の3Rの推進

- ・農業用廃プラスチックの再資源化等の推進
- ・環境保全課題対策事業費補助金

オ 散乱ごみ対策の推進

- ・不法投棄対策の推進
- ・河川美化事業

カ 県民・事業者・行政の連携

- ・環境パートナーシップやまなし
- ・桂川・相模川流域協議会

③関係者の役割分担と相互協力

ア 国・県・市町村・事業者・民間団体・県民等が、適切な役割分担のもと相互に連携・協力を進めます。

イ 流域の共通課題になっているプラスチックごみ等の発生抑制対策について、流域都県（東京都、神奈川県、静岡県）が実施する対策等の情報共有と相互の連携を進めます。

(2) 対策の推進体制

環境活動に取り組む事業者、民間団体、行政等の連携を強化し、一体的な事業展開や情報交換を促進するため、令和2年11月に「やまなしプラスチックスマート連絡協議会」を設立し、協議会を年2回開催しています。

(3) 事業の実施状況

令和6年度はプラスチックスマート推進事業として、富士川水系、相模川水系におけるマイクロプラスチック河川調査を実施し、マイクロプラスチックの実態把握に努めるとともに、県内河川の環境美化啓発イベントの実施、プラスチックごみ等発生抑制に向けた総括学習会の実施、漂着物のトランク・ミュージアム®山梨県版を活用した普及啓発活動等を行いました。

■ 3-2 廃棄物等の適正処理の推進

1 一般廃棄物¹⁰の状況（環境整備課、大気水質保全課）

一般廃棄物は、市町村が処理に関する計画を定めるものとされており、各市町村は計画に従い一般廃棄物の減量に努めるとともに、生活環境の保全に支障のないよう処理を行っています。

県では、一般廃棄物の処理が適正になされるよう、各市町村に必要な助言を行うとともに、施設の整備等について技術的な支援を行っています。また、ごみ処理施設、し尿処理施設等に対して、計画的に立入検査を行い、周辺的生活環境への影響を未然に防止するための助言等を行っています。

(1) ごみ処理等の状況（環境整備課）

①ごみの収集・処理量の推移

家庭や事業所で発生したごみの量（以下「総排出量¹¹」という）の推移は、次のとおりです。

区 分 \ 年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画処理区域人口(千人)	861	868	862	856	851	846	839	832	828	822	817	814	807
ごみの総排出量(千t/年)	316	314	310	313	311	306	297	299	299	291	284	283	274
1人1日当たりの排出量(g)	961	949	949	1002	999	992	968	985	986	972	952	951	926

¹⁰ 産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律・政令で定める20種類のもの）以外のものをいい、私たちの日常生活から生じる家庭系の廃棄物及び20種類以外の事業系の廃棄物の総称。

¹¹ ごみ総排出量 = 収集運搬量 + 直接搬入量 + 集団回収量

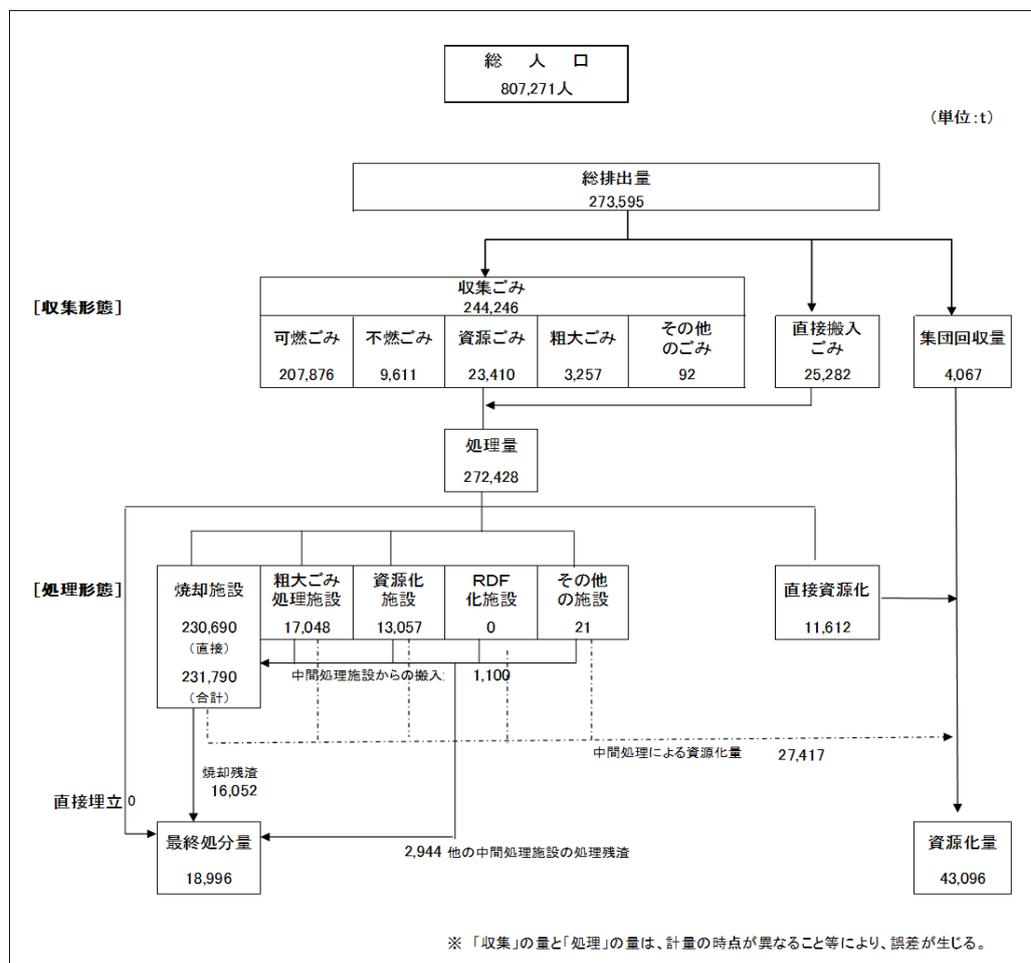
令和5年度のごみの総排出量は年間約27万4千tで、前年度と比較して3.2%減少しています。また、1人1日当たりの総排出量¹²は926gとなっています。

②ごみ処理の状況

県内の集団回収量を除いたごみ処理量の内訳は、家庭系のごみとして市町村等が直営又は委託により収集しているものが70.5%、事業系ごみとして事業者が焼却施設等へ直接搬入するか市町村の許可業者が収集するものが29.5%となっています。

収集・直接搬入されたごみは、次ページのとおり中間処理等がされており、最終的に再資源化されるものが14.3%、減量化されるものが78.7%、最終処分されるものが7.0%となっています。

令和5年度ごみ処理のフローシート



令和6年度末現在、市町村等が設置しているごみの中間処理施設はごみ焼却施設8施設（処理能力合計1,188t/日）、粗大ごみ処理施設2施設（処理能力合計45t/日）、資源化等を行う施設10施設（処理能力合計156t/日）となっています（中間処理施設一覧は資料編に掲載）。

¹² 1人1日当たりの排出量 = 総排出量 ÷ 総人口 ÷ 年間日数

(2) し尿処理の状況（環境整備課、大気水質保全課）

し尿処理の基本は、し尿を生活の場から容易に、かつ、迅速に排除し、排除したし尿を環境に悪影響を及ぼすことなく衛生的に処理することであり、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るうえで重要です。水洗化のニーズに応えるため、下水道の整備及び浄化槽の設置が進められています。

①し尿の処理状況（環境整備課）

し尿の処理状況については次の表のとおりです。し尿の収集は全ての市町村で、業者が許可を得たうえで行っています。市町村による計画処理量はくみ取りし尿と浄化槽汚泥と合わせると13.7万kl/年であり、し尿処理施設等において衛生的に処理されています。

区分 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
し尿処理量	160,552	150,782	136,576	142,769	142,954	143,516	144,538	144,474	140,148	138,915	139,132	136,874
計画処理量	し尿処理施設	158,530	148,910	134,413	140,691	141,041	141,690	142,588	141,875	137,624	136,178	136,270
	海洋投入処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農地還元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,989	1,869	2,159	2,074	1,895	1,806	1,938	2,579	2,512	2,729	2,850
計	160,519	150,779	136,572	142,765	142,936	143,496	144,526	144,454	140,136	138,907	139,120	136,862
自家処理量	3	3	4	4	18	20	12	20	12	8	12	12

*浄化槽汚泥を含む。

②浄化槽（大気水質保全課）

浄化槽は、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する施設です。下水道と同等の水質が得られ設置費用も安価なことから、家屋が散在する地域を中心に活用されており、令和6年度末の設置数は、122,120基（単独処理浄化槽含む）となっています。

令和6年度末における処理方式別、人槽別浄化槽設置基数は次の表のとおりです。

浄化槽の設置基数(人槽別・処理方式別)

処理方式		人槽	~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~	合計
単独処理 浄化槽	腐敗型		5,202	538	69	34	10	0	5,853
	ばっ気型		9,240	1,087	76	15	10	1	10,429
	その他		941	163	4	2	4	0	1,114
	分離接触ばっ気		36,211	3,401	36	9	3	2	39,662
	分離ばっ気		6,998	636	5	5	0	0	7,644
	散水ろ床		0	10	2	1	1	0	14
	その他		4,872	270	10	3	3	0	5,158
	小計		63,464	6,105	202	69	31	3	69,874
合併処理 浄化槽	散水ろ床		0	0	0	0	0	0	0
	活性汚泥		1	3	24	15	17	18	78
	その他		227	60	24	13	8	3	335
	分離接触ばっ気		568	561	67	27	15	3	1,241
	嫌気ろ床接触ばっ気		7,307	84	10	2	1	0	7,404
	脱窒ろ床接触曝気		39	0	0	0	0	0	39
	回転板接触		0	1	4	3	2	0	10
	接触ばっ気		0	627	321	196	109	30	1,283
	長時間ばっ気		0	0	7	28	17	13	65
	三次処理 脱窒・脱磷		0	0	0	0	0	1	1
	その他		39,233	2,172	205	77	68	35	41,790
	小計		47,375	3,508	662	361	237	103	52,246
	合計		110,839	9,613	864	430	268	106	122,120

旧構造
 新構造

2 産業廃棄物の状況 (環境整備課)

産業廃棄物とは、建設業、製造業などの事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、汚泥、がれき類、廃プラスチック類など20種類に限定されています。5年毎に「産業廃棄物実態調査」を実施しており、直近では令和5年度の発生量を対象に令和6年度に調査を実施し、その結果は、次のとおりです。

(1) 産業廃棄物の発生、排出の状況

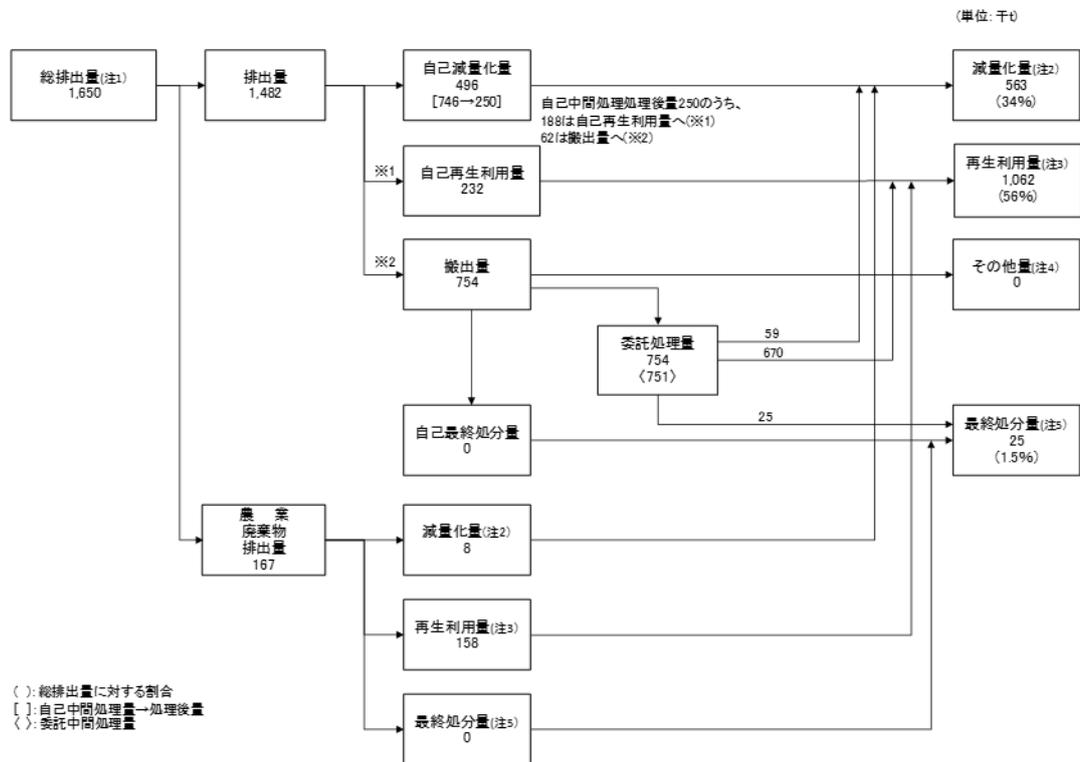
本県の産業廃棄物の排出量は、1,650千t/年でした。排出量を業種別にみると、建設業が525千t/年と最も多く全体の31.8%を占め、次いで電気・水道業433千t/年(26.2%)、製造業303千t/年(18.4%)、鉱業205千t/年(12.4%)、と続き、この4業種で全体の88.8%を占めています。次にこれを種類別にみると、汚泥が798千t/年と最も多く全体の48.4%を占め、次いでがれき類335千t/年(20.3%)、家畜ふん尿167千t/年(10.1%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず124千t/年(7.5%)の順となっています。

種類	排出量(千t/年)	構成比(%)
建設業	525	31.8%
電気・水道業	433	26.2%
製造業	303	18.4%
鉱業	205	12.4%
その他	184	11.2%
合計	1,650	100.0%

種類	排出量(千t/年)	構成比(%)
汚泥	798	48.4%
がれき類	335	20.3%
家畜ふん尿	167	10.1%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	124	7.5%
その他	226	13.7%
合計	1,650	100.0%

(2) 産業廃棄物の処理の状況

各事業所から排出された産業廃棄物（農業から発生したものを除く。）の処理の状況は、次の図に示すとおりです。



(注1) 総排出量

総排出量 = 再生利用量 + 減量化量 + 最終処分量 + その他量

(注2) 減量化量

中間処理施設において焼却、脱水等されたことにより減量した量

(注3) 再生利用量

排出事業者、処理事業者等で再生利用された量

(注4) その他量

一時保管されている量など

(注5) 最終処分量

排出事業者、処理事業者等で埋立処分された量

3 廃棄物対策（環境整備課）

(1) 第4次山梨県廃棄物総合計画

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会にあって、廃棄物に関する諸課題を解決していくためには、社会を構成する各主体との連携の下で、循環型社会への転換を意識し、廃棄物の発生から処理の全ての過程において環境への負荷をできる限り低減するよう取り組んでいく必要があります。

こうした中、国では、循環型社会を実現するための基本となる循環型社会形成推進基

本法や各種リサイクル法を整備し、廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処分を推進しています。

本県においても、平成17年に廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理について盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」を制定し、これを踏まえ循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制、循環的利用等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年2月に「山梨県廃棄物総合計画」、平成23年8月に「第2次山梨県廃棄物総合計画」、平成28年3月に「第3次山梨県廃棄物総合計画」、令和3年3月に「第4次山梨県廃棄物総合計画」を策定しました。

- 計画の位置付け 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に基づく計画
- 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間
- 計画の対象 山梨県生活環境の保全に関する条例第59条に定める廃棄物等
- 計画の目標

項目		基準年	目標年	増減
		平成30年度 (千t)	令和7年度 (千t)	
一般廃棄物	排出量	299	266	△11.0%
	生活系ごみ	205	182	△11.0%
	事業系ごみ	86	77	△10.7%
	集団回収量	8	7	△14.4%
	再生利用率	17.0%	25.0%	8.0%
	最終処分量	19 34	16 23	△16.7%
産業廃棄物	排出量	1,698	1,712	0.8%
	再生利用率	52%	52%	0ポイント
	最終処分量	21	21	0.0%

○各主体の役割

主体	役割
県民	・循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、「物を大切にする文化」のもとで、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革が求められます。
事業者	・商品の開発・生産・廃棄の過程において廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための取り組みに努めるとともに、法令を遵守した適正処理が求められます。
市町村	・区域内の一般廃棄物について、住民や事業者に対する普及啓発等を通じて発生抑制や循環的利用を促進するとともに、非常災害時の処理体制を整備します。
県	・県民意識の醸成、一般廃棄物の処理に係る市町村への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、処分等の適正処理を推進していきます。

○廃棄物等の発生抑制等のための施策の推進

循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分に係る施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 一般廃棄物の適正処理

県では、市町村の一般廃棄物の適正処理を推進するため、次の取り組みを行っています。

①一般廃棄物処理計画の見直しの促進

市町村における廃棄物行政推進の基本となる一般廃棄物処理計画が社会経済情勢の変化に対応した計画となるよう、必要な助言等を行っています。

②一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言

一般廃棄物処理施設の適正な運営のため、市町村に対する技術的支援や国の交付金等を活用した廃棄物処理施設の整備、長寿命化、延命化の支援、維持管理に対する助言を行っています。

③市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援

廃棄物の発生抑制や再生利用など、市町村が行う一般廃棄物処理事業における3Rを推進するため、国が示した指針等の活用を促すことにより、住民の取組意識向上のための情報提供や、食品廃棄物の発生抑制に向けた取組等を支援しています。

(3) 一般廃棄物処理広域化計画

県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年厚生省衛生局水道環境部環境整備課長通知）や、「ごみ処理に伴うダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成9年厚生省衛生局水道環境部長通知）に基づき、平成11年3月、広域的なごみ処理を行うため、県内を3つのブロックに分け、計画期間中に広域処理を行う施設等の基本的な整備方針を示した「山梨県ごみ処理広域化計画」（計画期間：平成10年度から19年度）を策定しました。

その後、平成12年6月に制定された循環型社会形成推進基本法をはじめとする循環型社会に向けた取り組みに加え、県における山梨県環境基本条例の制定や、廃棄物等の発生抑制や循環的利用等を盛り込んだ山梨県生活環境保全に関する条例の改正等、一般廃棄物をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、平成20年3月、従来の計画を見直した「山梨県ごみ処理広域化計画」（計画期間：平成20年度から平成29年度）を策定しました。計画の期間中には、計画によって区分した3つのブロックのうち、甲府市・峡東地域で構成されるCブロックでは、1施設への集約化が完了し、平成29年4月、甲府・峡東クリーンセンターが稼働を開始しました。

また、前計画の計画期間満了に伴い、市町村の意向等を十分に踏まえる中で、平成30年3月、平成30年度から2032年度を計画期間とする新たな「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

峡北・中巨摩・峡南地域で構成されるAブロックでは、令和元年10月にごみ処理施設の建設地を中央市浅利地区に決定し、令和2年2月に一部事務組合（名称：山梨西部広域環境組合）を設立し、ごみ処理施設建設に向けて取り組みを進めています。

残る富士北麓・東部地域で構成するBブロックでは、令和2年10月にごみ処理施設の建設地を西桂町小沼地区に決定し、令和4年2月に一部事務組合（名称：富士・東部広域環境事務組合）を設立し、ごみ処理施設建設に向けて取り組みを進めています。

(4) 広域的な一般廃棄物最終処分場の確保

一般廃棄物については、平成30年11月に、かいのくにエコパーク（山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場）が完成し、同年12月から埋立てを開始しました。埋立開始後も、市町村が長期間にわたり安定的に一般廃棄物の処理責任を果たしていけるよう支援を継続しています。

(5) 産業廃棄物の処理対策

①産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進

県内の産業廃棄物の最終処分量の一層の削減に向け、更に産業廃棄物の排出抑制や再生利用の促進を図るため、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を示した産業廃棄物適正処理推進ビジョンに基づき、産業廃棄物処理業を快適な県民生活と活力ある県内経済を支える産業と捉え、その健全な発展を支援していく観点から施策を実行し、産業廃棄物の適正処理を推進しています。

廃棄物を排出する事業者に対する施策として、排出抑制等に取り組む優良事業者の認定・表彰や、県職員によるよろず相談、排出抑制への取り組みを促進するためのセミナーなどを実施しています。また、優良な廃棄物処理業者を育成するための施策として、本県独自の格付け制度を導入しており、資質向上を図るための各種研修会を開催しています。

②産業廃棄物の処理対策の推進

産業廃棄物の処理対策の推進については、第4次山梨県廃棄物総合計画により、様々な施策を展開しています。

廃棄物の排出抑制、循環的利用については、基本的に事業者の取り組みへの支援により、その促進を図ることとし、適正処理については、生活環境の保全を図るための排出事業者や産業廃棄物処理業者の監視や指導、円滑な廃棄物処理施設の設置を進めるための事前協議制度、廃棄物の不法投棄や野外焼却などの不適正処理防止対策などにより、その推進を図っています。

③監視・指導等の状況

ア 監視・指導

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、次のとおり排出事業所の立入検査を行うとともに、産業廃棄物処理業者の監視・指導を実施しました。

排出事業所等立入件数(令和6年度)

区 分	立入検査数	改善指導数
産業廃棄物収集運搬業者	86	26
産業廃棄物処分業者	53	12
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	4	1
特別管理産業廃棄物処分業者	1	0
産業廃棄物処理施設	77	3
産業廃棄物排出事業者	868	94
合 計	1,089	136

イ 処理業者の状況

令和6年度末における産業廃棄物処理業者の状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業許可状況(令和6年度末現在)

○産業廃棄物処理業者

区 分		業者数
収集運搬業		2,321
処分業	中間処理	84
	最終処分	1

○特別管理産業廃棄物処理業者

区 分		業者数
収集運搬業		307
処分業	中間処理	6
	最終処分	0

ウ 中間処理施設等の状況

令和6年度末における事業者及び処理業者による中間処理施設等の許可状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理施設	処理能力	設置主体		計
		事業者	処理業者	
【中間処理施設】		16	102	118
汚泥の脱水	10m ³ /日超	8	1	9
汚泥の乾燥	10m ³ /日超	1		1
汚泥の天日乾燥	100m ³ /日超			
汚泥の焼却	5m ³ /日超		4	4
廃油の油水分離	10m ³ /日超			
廃油の焼却	5m ³ /日超		4	4
廃酸・廃アルカリの中和	50m ³ /日超			
廃プラスチック類の破砕	5t/日超		11	11
廃プラスチック類の焼却	0.1t/日超		4	4
木くず・がれき類の破砕	5t/日超	7	72	79
コンクリート固型化			1	1
水銀を含む汚泥のばい焼				
シアンの分解				
廃石綿等の熔解				
廃PCB等の焼却				
廃PCB等の分解				
PCB汚染物等の洗浄又は分離				
その他の焼却	200kg/時以上		5	5
【最終処分場】		1	3	4
安定型			1	1
管理型		1	2	3
遮断型				
【合計】		17	105	122

※処理施設は法第15条第1項に基づく許可施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。

産業廃棄物処分業者の中間処理施設の整備状況（令和6年度末現在）

種類	処分方法	許可数
燃え殻	焼却、造粒・固化等	3
汚泥	焼却、堆肥化、造粒・固化等	14
廃油	焼却、油水分離等	4
廃酸	乾燥、焼却	2
廃アルカリ	乾燥、中和等	6
廃プラスチック類	焼却、破砕、圧縮等	38
紙くず	焼却、破砕、圧縮等	27
木くず	焼却、破砕、圧縮等	32
繊維くず	焼却、破砕、圧縮等	23
動植物性残さ	焼却、堆肥化、乾燥等	8
動物系固形不要物	焼却	1
ゴムくず	焼却、破砕、圧縮等	13
金属くず	破砕、圧縮、切断等	36
ガラコン陶くず	破砕、圧縮、切断等	45
鉍さい	混練・固化、造粒・固化等	1
がれき類	破砕等	43
動物のふん尿	堆肥化	1
ばいじん	造粒・固化等	2

※ 産業廃棄物の種類ごとにおいて、産業廃棄物処分（中間処理）業の許可を取得している業者の数。

特別管理産業廃棄物

種類	処分方法	許可数
引火性廃油	焼却	1
強アルカリ（腐食性）	中和等	4
感染性産廃	焼却	1
有害鉍さい	コンクリート固型化等	1
有害ばいじん	コンクリート固型化等	1
有害燃え殻	コンクリート固型化等	1
有害汚泥	コンクリート固型化等	1

※ PCB関連廃棄物、廃石綿、有害廃油の処分に係る許可を有する処分業者はない。

※ 許可業者数（複数の種類の許可を有する事業者がいるため、「1 産業廃棄物処理業 許可状況」記載値と異なる。）

エ 最終処分場の状況

令和6年度末における埋立中の最終処分場は、安定型埋立処分場1施設であり、取り扱う産業廃棄物の種類は、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類です。

④事前協議制度

廃棄物処理施設の設置については、計画の初期段階から地域住民に情報提供し、地域住民の十分な理解を得ながら、計画が進められることが大切です。

このため、本県では、廃棄物処理施設の設置に際し事前協議制度を設け運用してきましたが、地域住民の理解がより進むよう、平成30年3月に見直しを行いました。この事前協議制度により、法の許可申請前に必要な手続きを行い、地域住民の理解を得ながら処理施設が設置されるよう、処理業者等を指導しています。

(平成30年3月の主な改正点)

- ・住民説明会の開催
- ・事業者名、事業内容等の県ホームページでの公表 等

(6) PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物は長い期間、事業者により保管されていましたが、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、処分期間が定められるとともに、国が全額出資する中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)を活用しての処理体制が確保されました。

山梨県内で保管されている高濃度のPCB廃棄物は、JESCO北海道PCB処理事業所で処理されており、令和6年度はコンデンサー類2台、安定器等汚染物1,640kgが処理されました。

一方、山梨県内で保管されている低濃度のPCB廃棄物については、県外にある民間の無害化認定施設等での処理が行われています。

(7) 再生資源物の適正保管・処理の推進

金属スクラップや堆肥原料など再生資源物について、適正な保管や処理の推進により生活環境の保全を図るため、令和5年12月に山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例を制定し、令和6年7月から施行しました。条例では、一定の面積を超える再生資源物の保管場所について事前届出が必要となり、また、保管や処理について事業者が守るべき基準や事業場への立入検査などを規定しました。この条例に基づき、再生資源物の適正な保管や処理が図られるよう、監視・指導を行っております。令和6年度末における甲府市を除く山梨県内での再生資源物の届出事業場数は47事業場です。

■ 3-3 不法投棄の防止（環境整備課）

（1）廃棄物対策連絡協議会が配置する廃棄物監視員による監視パトロールの実施

平成3年度から、県・市町村・関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会を設置し、広域的な監視指導を実施しており、県内4つの林務環境事務所ごとに廃棄物監視員を配置し、平日昼間の不法投棄防止パトロールを強化するとともに、廃棄物の適正処理に関する普及・啓発活動等を実施しています。

（2）休日・夜間の廃棄物不法投棄等監視パトロールの業務委託

平成11年度から民間警備会社への委託による監視パトロールを実施しています。平成17年度からは、監視体制が手薄となる夜間に特化し、夜間監視パトロールとして実施していましたが、平成21年度からは、休日・夜間監視パトロールとして実施しています。

（3）広域連携による監視強化

広域重大な産業廃棄物の不適正処理に対応するため、平成12年11月に関東甲信越静岡の21の都県、政令市（現在は37の自治体）で構成する連絡協議会を設置し、合同で路上調査を行うなど、連携して広域監視等を行っています。

富士箱根伊豆地域における不法投棄を防止するため、山梨県、静岡県、神奈川県が合同で一斉パトロールや啓発活動の実施し、相互の連絡を密にした取組を行っています。

（4）不法投棄監視協力員の登録

平成17年度から、「地域の環境は地域で守る」という観点から、日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等の活動を行う不法投棄監視協力員を登録し、不法投棄の早期発見や未然防止に努めるなど、不法投棄に対する県民総監視体制の確立を図っています（令和6年度末で702名登録）。

（5）事業者団体との情報提供に係る協定

県内各地域で広範に事業活動を行っている事業者団体等と不法投棄の情報提供に関する協定を締結している。（H18年度：6団体、H31年度：5団体）

（6）産廃Gメンの養成・設置

平成19年度から、不法投棄対策に対する専門的知識を有する職員を「産廃Gメン」と位置付け、重大不法投棄事案等に対応させるとともに、所属職員の指導育成に当たらせ、不法投棄事案等の処理解決能力の強化を図っています。

（7）不法投棄未然防止事業の実施

林道脇等、現に不法投棄がなされており、放置すると更なる不法投棄のおそれのある場所を選定し、頻繁に不法投棄される箇所には防止柵を設置するなど物理的な措置を講じる「不法投棄未然防止事業」を令和6年度は3箇所を実施しました。

4 生活環境の保全

■ 4-1 大気汚染の防止

1 大気汚染の状況（大気水質保全課）

大気汚染の状況を常に把握し、公害の未然防止を図るため、昭和46年から大気汚染常時監視測定局を設け、大気汚染の状況を監視しています。令和6年度の調査結果の概要は次のとおりです。

(1) 大気汚染状況の常時監視

①調査内容

環境基準が定められている二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質について、大気汚染防止法に基づき常時監視を実施しています。微小粒子状物質については、環境基準が平成21年9月に告示されたため、平成22年度から常時監視を開始しました。また、汚染状況の適切な評価等のため、一酸化窒素、非メタン炭化水素及び風向・風速を併せて測定しています。

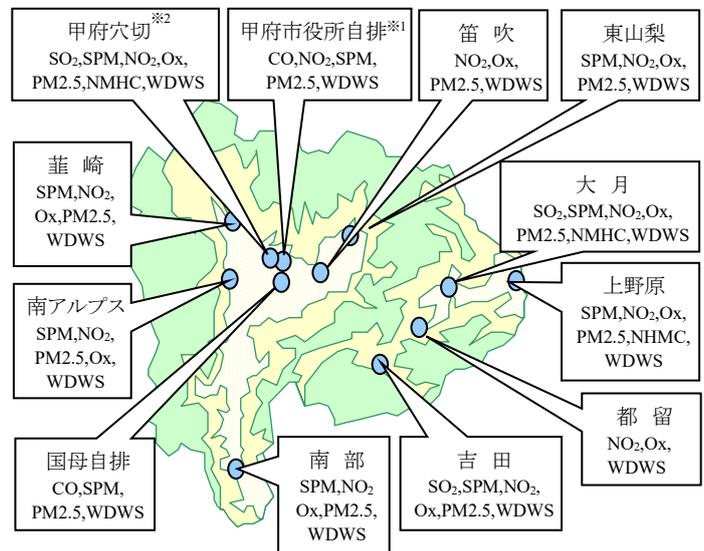
②測定局の設置場所、測定項目等

各測定局の設置場所及び測定項目は、右図のとおりです。一般環境大気測定局10局及び自動車排出ガス測定局2局の計12局を設置しています。

③調査結果の概要

光化学オキシダント（Ox）について、全ての測定局において、環境基準が非達成でした。その他の項目については、環境基準を達成しました。

本県の大気環境は、大気汚染物質の発生源が少ないにもかかわらず、地形的な条件や首都圏からの大気汚染物質の移流により、環境基準が達成されないことがあります。なお、令和6年の年間値、月間値等の測定結果は、資料編に掲載しています。



測定局の設置場所及び測定項目

備考) SO₂: 二酸化いおう、CO: 一酸化炭素、SPM: 浮遊粒子状物質、NO₂: 二酸化窒素、Ox: 光化学オキシダント、PM2.5: 微小粒子状物質、NMHC: 非メタン炭化水素、WDWS: 風向風速

※1 県庁自排から移設(H29.12.28～)

※2 甲府富士見局から移設(R5.4.1～)

測定局名	設置場所		用途地域	環境基準項目						補助項目		有害物質	
				SO ₂	CO	SPM	PM2.5	NO ₂	O ₃	NMHC	WDWS		
一般環境大気測定局	大月	大月市大月町花咲1608-3	富士・東部建設事務所	住	○		○	○	○	○	○	○	□
	上野原	上野原市上野原3832	上野原市役所	住			○	○	○	○	○	○	
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	高等支援学校桃花台学園 (旧かえで支援学園分教室)	未				○	○	○		○	
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	富士吉田合同庁舎	住	○		○	○	○	○		○	○
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	戸栗川橋北詰横	未			○	○	○	○		○	
	南アルプス	南アルプス市鏡中線1642-2	若草健康センター	未			○	○	○	○		○	□
	都留	都留市田原2-1204	南都留合同庁舎職員駐車場内	住					○	○		○	
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	東山梨合同庁舎	未			○	○	○	○		○	□
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	北巨摩合同庁舎	住			○	○	○	○		○	□
	甲府穴切	甲府市宝2-8-19	甲府市役所西庁舎	住	○		○	○	○	○	○	○	○
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	甲府市役所	商		○	○	○	○		○	△	
国母自排局	甲府市国母6-5-1	甲府市地方卸売市場	商		○	○	○				○	△	

有害物質:①ベンゼン、②トリクロロエチレン、③テトラクロロエチレン、④ジクロロメタン、⑤アクリロニトリル、⑥塩化ビニルモノマー、⑦クロロホルム、⑧1,2-ジクロロエタン、⑨1,3-ブタジエン、⑩塩化メチル、⑪トルエン、⑫水銀及びその化合物、⑬ニッケル化合物、⑭ヒ素及びその化合物、⑮マンガン及びその化合物、⑯アセトアルデヒド、⑰クロム及び三価クロム化合物、⑱六価クロム化合物、⑲酸化エチレン、⑳ベリリウム及びその化合物、㉑ベンゾ[a]ピレン、㉒ホルムアルデヒド
(○:①~②の物質を測定、□:①~⑪の物質を測定、△:①~⑪、⑬、⑮、⑱の物質を測定)

○有効測定局

有効測定局とは、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、年間測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については、有効測定日数が250日以上の測定局をいう。

○評価方法

(1)短期的評価(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2)長期的評価

①二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、未達成と評価する。

②二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

③微小粒子状物質

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準(1日平均値)と比較する。

長期基準、短期基準の両基準を満たした場合に環境基準が達成されたと判断する。

(2) 有害大気汚染物質等の測定結果の概況

有害大気汚染物質等のうち、環境基準が定められているベンゼン等の4物質、指針値が定められているアクリロニトリル等の11物質、環境基準及び指針値が設定されていない7物質の合計22物質について、測定しています。

環境基準が定められているベンゼン等の4物質については、測定した全ての地点で環境基準を達成しました。また、指針値が定められている11物質についても、測定した全ての地点で指針値を達成しました。なお、

有害大気汚染物質に係る環境基準等の設定状況	
◆環境基準に係る物質	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年2月 ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン 平成13年4月 ジクロロメタン
◆指針値に係る物質	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年9月 アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物 平成18年12月 クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン 平成22年10月 ヒ素及びその化合物 平成26年5月 マンガン及びその化合物 令和2年8月 塩化メチル、アセトアルデヒド

令和6年度の年平均値や各物質濃度の経年変化は、資料編に掲載しています。

(3) 光化学オキシダント (Ox) 濃度の測定状況

光化学オキシダントが高濃度になると、目やのどが痛くなるなど人体に影響を及ぼします。このため、県内10か所の測定局で光化学オキシダント濃度の常時監視を行っています。

また、毎年、光化学オキシダント濃度が上昇する時期（4月～9月）に強化期間を設け、監視及び連絡体制を強化し、隣接都県の光化学スモッグ注意報発令状況などの情報を広域的に収集しています。

光化学オキシダント濃度が基準値より上昇し継続するおそれがある場合には、注意報等を発令し、マスクみや市町村の防災無線等を通じて県民に外出や屋外での運動を控えることなどを呼び掛け、健康被害の発生防止に努めています。

注意報等の発令はその年の気候等により増減します。令和6年度は注意報等の発令はありませんでした。

光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令の基準
予報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になることが予想される、又は0.12ppmに近くなり当該状態が更に悪化することが予想される時
注意報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時
警報	オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時
重大警報	オキシダント濃度が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時

光化学スモッグ注意報発令日数

光化学スモッグ注意報発令日数

地域	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
上野原地域 ※1	2	3	6	1	1	1	2	1		3	2	1	
大月地域 ※1										1	1		
都留地域			2	1						1			
吉田地域													
吉田・南都留西地域 ※2										1			
東山梨地域													
笛吹地域													
甲府地域													
韮崎地域													
南アルプス地域													
峡南南部地域													
発令延日数	2	3	6	1	1	1	2	1	0	3	2	1	0
健康被害者届出数													
全国発令日数	53	106	83	101	46	87	80	99	45	29	41	45	77

※1 令和3年度に大月・上野原地域を大月地域と上野原地域に分割

※2 「吉田・南都留西地域」は、令和3年度に開始した移動測定局に係る臨時の地域（当該地域は、令和3年度のみ）。

注) 発令延べ日数は同日に2カ所以上で発令しても1日と数える。同日に注意報と警報等の2種類の発令をした場合2日と数える。

2 大気汚染防止対策（大気水質保全課）

大気汚染の防止対策としては、大気汚染物質の固定発生源である工場、事業場への立入検査を実施し、ばい煙等の排出基準や特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守状況の監視及び指導を行っています。

また、平成30年4月1日から改正大気汚染防止法が施行され、水銀排出施設に関する規制が始まり、工場・事業場への立入検査及び指導を実施しています。

令和6年度末現在の大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例（平成17年10月1日施行）に基づく規制対象施設の届出数は次表のとおりです。

林務環境事務所別 ばい煙・粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設及び条例に基づく特定施設数（令和7年3月31日現在）

種類 林務環境部名	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設※										大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設※				大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設※				大気汚染防止法に基づく水銀排出施設※				条例に基づく特定施設※				合計	
	ボイラー	乾燥炉	廃棄物焼却炉	金属溶解炉	ガスホッパー	ディーゼル機	焼成炉	その他	小計		事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	粉じん（製糖施設）		ばい煙（廃棄物焼却炉）		小計		事業所数	事業所数	事業所数	事業所数		
									事業所数	事業所数							事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数						
中北	540	13	11	17	10	125	27	743	267	212	38	10	4	11	8	21	11	9	9	30	20	1,006	337					
峡東	168	2	6	0	5	32	5	218	117	125	13	0	0	6	2	6	3	2	2	8	5	357	137					
峡南	84	2	2	6	5	19	4	122	69	164	43	7	5	2	1	14	7	1	1	15	8	310	126					
富士・東部	441	6	10	6	17	50	18	548	271	149	29	5	2	10	5	73	32	5	5	78	37	790	344					
合計	1,233	23	29	29	37	226	54	1,631	724	650	123	22	11	29	16	114	53	17	17	131	70	2,463	944					

※ 甲府市内に設置されている施設は、中核市である甲府市で所管しているため表中には含みません。

（特定粉じん発生施設に係る届出は無し）

（1）工場等に対する監視・指導（大気水質保全課）

①概要

大気汚染防止法等に基づき、排出基準の遵守状況、自主検査の実施状況等を調査するため、各林務環境事務所・衛生環境研究所が、ばい煙発生施設・一般粉じん発生施設・揮発性有機化合物排出施設・水銀排出施設等を有する工場・事業場への立入検査を実施しました。

令和6年度は、944の工場・事業場のうち49の工場・事業場について立入検査を実施し、ばい煙等の排出状況、施設の維持管理状況、法や条例に基づく届出内容の確認等を行いました。

立入検査実施状況

	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		ばい煙発生施設等(*1)	実施工場・事業場数 勧告その他行政指導実施	246	156	93	100	94	97	114	100	71	55
一般粉じん・特定粉じん発生施設等(*2)	実施工場・事業場数 勧告その他行政指導実施	16	7	4	4	2		5	19	7	8	8	1
揮発性有機化合物排出施設	実施工場・事業場数 勧告その他行政指導実施	13	14	14	14	12	12	12	12	12	6	5	1
水銀排出施設	実施工場・事業場数 勧告その他行政指導実施	—	—	—	—	—	5	15	13	13	13	11	8

* 1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設と条例に基づくばい煙に係る特定施設

* 2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん・特定粉じん発生施設と条例に基づく粉じんに係る特定施設

②実施結果

立入検査による行政指導件数は、ばい煙発生施設等に係るものが2件と一般粉じん発生施設等に係るものが2件でした。これらは届出の未届や自主測定結果の基準超過などが主な内容であり、法に基づく届出の徹底、施設の改善などを指導しました。

(2) 光化学オキシダント対策 (大気水質保全課)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物 (NO_x) と揮発性有機化合物 (VOC) が紫外線等による光化学反応により変化した酸化性物質です。これまで、光化学オキシダントの原因物質であるNO_xとVOCについては、法令による規制などの排出削減対策が進められてきました。

しかし、全国的に原因物質の排出量が減少してもオキシダント濃度が上昇する (低減しない) といった現象が観察されています。これについては、大陸からの大気汚染物質の移流や原因物質の濃度変化などの関与も指摘されていますが、今後も、国内における排出抑制対策を継続していく必要があります。

①窒素酸化物 (NO_x) 対策

本県における光化学スモッグの主原因は、首都圏地域からの大気汚染物質の移流ですが、県内における窒素酸化物対策も実施していく必要があります。そのため、本県では、大気汚染防止法等に基づく工場・事業場の監視を実施し、排出基準遵守の徹底を図っています。さらに、事業者に対して環境負荷の少ない燃焼機器の選定や燃焼機器の適正利用を呼びかけるなど、窒素酸化物の排出削減に向けた取り組みの啓発活動を実施しています。

②揮発性有機化合物 (VOC) 対策

大気汚染防止法の改正により、平成18年4月からVOC排出抑制対策が開始されました。このVOC排出抑制対策は、事業の実態を踏まえた事業者の創意工夫と自発性が最大限発揮される『自主的取組』と、規模の大きいVOC排出施設の『法規制』の双方を適切に組み合わせる相乗的な効果を発揮させる手法 (政策のベスト・ミックス) により実施しています。今後も、法の遵守と自主的取組によるVOC排出抑制の継続が重要です。

県内には、11事業所22施設のVOC届出施設がありますが、施設の立入検査を毎年実施し、VOC削減の早期実施等について指導・助言しています。(※甲府市に届けられているものを除く。)

(3) 浮遊粒子状物質・微小粒子状物質対策 (大気水質保全課)

自動車は窒素酸化物 (NO_x) や浮遊粒子状物質 (SPM)¹³等を排出するため大気汚染物質の排出源となっており、国では、平成13年6月に自動車NO_x・PM法を制定し、対策地域における規制を実施するとともに、自動車排出ガス規制を強化しているところですが、本県においても、環境への負荷が少ない自動車の普及が必要となっています。

¹³ (Suspended Particulate Matter) 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μ m (100分の1mm) 以下の物質をいう。

県では、低公害車を積極的に導入しており、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等を配備（知事部局）しています。

また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）¹⁴については、物の燃焼等によって直接排出されるものと、環境大気中での化学反応により生成されたものがあり、様々な発生源がありますが、前記の大気汚染防止対策の実施等により、排出削減を図っています。この他、「山梨県微小粒子状物質（PM_{2.5}）注意喚起要綱」に基づき、微小粒子状物質が高濃度になった際には、住民に速やかに注意喚起を促すことができるよう、連絡体制を整備しています。

（４）エコドライブの推進（地域エネルギー推進課）

二酸化炭素、大気汚染の元凶である窒素酸化物の排出を抑制するため、平成9年度から取り組んできた「アイドリングストップ運動」を継承、強化し、環境に配慮した運転方法を推奨する「エコドライブ」を平成16年度から進めています。平成17年10月には、「山梨県生活環境の保全に関する条例」において「アイドリングストップ」を義務化しました。

令和5年度の宣言数31台（平成9年度からの累計宣言数155,540台）

〔エコドライブ10のすすめ〕

・ふんわりアクセル『eスタート』	発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。
・車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転	走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。
・減速時は早めにアクセルを離そう	信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。
・エアコンの使用は適切に	暖房のみ必要なときは、エアコン（A/C）スイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。
・ムダなアイドリングはやめよう	待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。
・渋滞を避け、余裕をもって出発しよう	出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートを予め確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。
・タイヤの空気圧から始める点検・整備	タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。
・不要な荷物はおろそう	運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は荷物の重さに大きく影響されます。
・走行の妨げとなる駐車はやめよう	迷惑駐車はやめましょう。交差点付近など交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。
・自分の燃費を把握しよう	自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。

※平成24年10月に見直しが行われ、新しい「エコドライブ10のすすめ」が策定された。

¹⁴ 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm以下の物質をいう。

(5) 道路整備による交通の分散・円滑化（道路整備課）

地球温暖化防止のためには、自動車による二酸化炭素等の排出量の削減が大きな課題となっています。二酸化炭素等の排出を抑制するためには、交通渋滞や混雑を緩和することにより走行速度を向上することや、鉄道駅等との交通結節点の利用性を向上し、公共交通機関の利用を促進することにより自動車依存度の低減を図るなどの必要があります。

このため、環状道路やバイパスの整備、交通が集中している都市部の交差点改良など、渋滞解消により二酸化炭素等の削減が期待されます。

(6) アスベスト対策（大気水質保全課）

大気汚染防止法では、アスベスト（石綿）が飛散するおそれがある資材が使用されている建築物等について、解体等（除去、封じ込め、囲い込み）の“特定粉じん排出等作業”を行う者は、作業に際して実施届を提出することが義務付けられています。また、作業に当たっては、作業の種類ごとに作業基準が設定されており、作業場には作業方法等を表示した掲示板を設けることになっています。

令和6年度は17件の届出があり、労働環境を所管する山梨労働局と連携を取りながら、延べ14回の立入検査を実施し、現場での隔離、集じん・排気装置の設置状況等を確認し、周辺環境への影響がないような飛散防止措置が行われるよう指導しました。

また、一般環境におけるアスベスト濃度についての環境基準はありませんが、状況を把握するため、平成17年度からアスベスト大気環境調査を夏季・冬季の年2回実施しており、令和6年度は県内1か所において実施しました。

試料の採取及び分析は「アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）」に準じて行いました。これは、アスベスト以外の繊維を含む総繊維数濃度を求め、総繊維数濃度が1本/ℓを超過した場合は電子顕微鏡でアスベストかどうか同定する方法です。

令和6年度の夏季及び冬季において調査を実施した1地点では、夏季のみ総繊維数濃度が1本/リットルを超過しましたが、電子顕微鏡によるアスベストの同定により、アスベスト濃度が0.1本/リットル未満であることを確認しました。

大気環境中のアスベスト濃度の環境基準は定められておりませんが、WHOによると、世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は1～10本/リットル程度で、この程度であれば実質的には石綿のリスクはないとされています。

令和6年度 アスベスト大気環境調査結果

調査地点	夏季	冬季
	総繊維数濃度 (本/L)	総繊維数濃度 (本/L)
笛吹市石和町上平井	1.1	0.44

■ 4 - 2 水質の保全

1 水質汚染の状況

(1) 公共用水域水質測定結果の概要

本県の河川は、富士川水系、相模川水系及び多摩川水系で構成されており、本川、支川を合わせると、河川法の一級河川が601、二級河川が9、合計610で、その総延長は、約2,095.6kmに及んでいます。これらの公共用水域については、毎年、水質汚濁防止法に基づき測定計画を定めて水質測定を実施し、その測定結果を環境基本法に基づく環境基準で評価を行っています。令和6年度は、36水域、53地点（河川47、湖沼6地点）で水質測定を実施しました。

①測定期間及び測定回数

令和6年4月から令和7年3月までの間、毎月1日、河川のうち環境基準点では原則午前・午後の1日2回、補助点では1日1回、湖沼は1日1回、測定を実施しました。

②測定地点及び測定機関

富士川、相模川、多摩川の本川、支川及び富士五湖の36水域、53地点（河川47、湖沼6地点）において、県、国土交通省及び甲府市が測定を実施しました。

③測定結果

ア 環境基準項目

(ア) 生活環境の保全に関する項目

pH、BOD等生活環境の保全に関する環境基準は、利用目的に応じて河川6種類（AA、A、B、C、D、E）、湖沼4種類（AA、A、B、C）の水域類型に分類され、県内河川にはAA、A、B、Cが、湖沼にはAA、Aがあてはめられています。

水域類型があてはめられている27水域における令和6年度の生活環境項目（河川BOD、湖沼COD）の環境基準の達成率¹⁵（カッコ内は前年度の達成率等）は、次のとおり、河川は100%、湖沼は80%となりました。

- ・ 河川：100% 22水域／22水域 (95% 21水域／22水域)
- ・ 湖沼：80% 4水域／ 5水域 (80% 4水域／ 5水域)

¹⁵ BOD又はCODの日間平均値が年間で75%以上基準に適合している地点の割合をいう。

公共用水域の水質測定結果

水系名	流域名	水域名	番号	水質測定点	類型	基準値	令和5年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
							BOD(COD)値	環境基準達成状況	BOD(COD)値	環境基準達成状況
富士川	富士川	富士川(1)	1	船山橋	AA	1	0.8	○	0.7	○
		富士川(2)	2	三郡西橋	A	2	1.6	○	1.3	○
		富士川(3)	3	富士橋	A	2	1.6	○	1.5	○
		富士川(4)	4	南部橋	A	2	0.8	○	0.8	○
		黒沢川	5	黒沢川流末	C	5	1.4	○	1.2	○
		滝沢川	6	新大橋	B	3	1.6	○	1.3	○
	笛吹川	笛吹川上流	7	亀甲橋	A	2	0.7	○	0.7	○
			8	三郡東橋	A	2	1.7	○	1.1	○
			9	重川橋	B	3	1.4	○	1.2	○
		重川	10	日川橋	A	2	1.0	○	0.7	○
			11	平等川流末	B	3	1.1	○	0.8	○
			12	濁川橋	C	5	2.7	○	2.0	○
			13	桜橋	AA	1	1.1	×	0.8	○
			14	二川橋	B	3	2.2	○	1.3	○
			15	鎌田川流末	B	3	1.4	○	1.4	○
相模川	相模川	相模川上流(1)	16	富士見橋	AA	1	0.6	○	0.6	○
		相模川上流(2)	17	大月橋	A	2	0.6	○	0.6	○
		宮川	18	昭和橋	B	3	1.5	○	1.5	○
		柄杓流川	19	柄杓流川流末	A	2	0.7	○	0.7	○
		朝日川	20	落合橋	A	2	<0.5	○	0.5	○
		笹子川	21	西方寺橋	A	2	0.6	○	0.5	○
		鶴川	22	鶴川橋	A	2	0.6	○	0.6	○
達成地点/評価対象地点							21/22	22/22		
相模川	富士五湖	山中湖	1	山中湖湖心	A	3	2.5	○	2.4	○
		河口湖	2	河口湖湖心	A	3	3.0	○	3.0	○
		西湖	3	西湖湖心	A	3	2.2	○	2.4	○
		精進湖	4	精進湖湖心	A	3	3.2	×	3.1	×
		本栖湖	5	本栖湖湖心	AA	1	1.0	○	1.0	○
達成地点/評価対象地点							4/5	4/5		

類型

AA:BOD1mg/L以下、COD1mg/L以下
 A :BOD2mg/L以下、COD3mg/L以下
 B :BOD3mg/L以下
 C :BOD5mg/L以下

※75%値 n個の日間平均値を値の小さいものから並べたとき、 $n \times 0.75$ 番目の数値をいう。 $n \times 0.75$ が整数でないときは、小数点以下を切り上げる。

(例)年間12個の日間平均値がある場合
 $12 \times 0.75 = 9 \dots$ 値の小さいものから9番目の値

(イ) 水生生物の保全に関する項目

平成21年度に環境省が相模川水系及び富士川水系を類型指定するとともに、平成22年度に本県が県内の支川を類型指定しています。令和6年度の水生生物に係る環境基準項目である全亜鉛、ノニルフェノール、及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩については、全ての地点において環境基準を達成しました。

(ウ) 人の健康の保護に関する項目

カドミウム、シアン等人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域に一律に定められています。令和6年度は、砒素が塩川ダム貯水池（塩川）で環境基準を超過しました。上流域の地質から砒素が溶出することが判明しており、自然由来と推察されました。

イ 要監視項目

人の健康の保護に関連する物質等ではあるが、公共用水域における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質として、人の健康の保護に関する項目について27項目（ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（PFOS及びPFOA）等）、水生生物保全に係る項目について6項目（フェノール等）が設定されています。

令和6年度の測定結果は、全ての項目で指針値以下でした。

(2) 水生生物による水質調査（大気水質保全課）

河川の水質評価はBOD、SS等理化学的方法により測定した値を環境基準と比較することにより行われていますが、水生生物は過去から現在までの長期間の水質を反映して棲息しているものであり、これを指標として用いた調査は、誰でも簡単に参加し水質を判定することができます。

この調査は、一般市民の参加を得て、河川に棲む肉眼でみることのできる大きさの様々な生物（カワゲラ、サワガニ等29種の水生生物）の棲息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を推察するものです。また、調査への参加により、身近な水辺へのふれあいを深め、水質保全の必要性や河川愛護精神の重要性を認識してもらうことも目的としています。

【参考】

令和6年度は河川1地点について、1団体、16人の協力を得て調査を実施し、その結果は、1地点が「きれいな水（水質階級Ⅰ）」と判定されました（調査結果の詳細は資料1に掲載）。

(3) 地下水水質測定結果の概要（大気水質保全課）

地下水の水質保全を図るため、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、年度ごとに「地下水水質測定計画」を定め、地下水質の監視を行っています。

令和6年度の結果は、県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施した概況調査（定点方式11地点、ローリング方式42地点）において、環境基準項目については1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準（10 mg/L）を超過しました（笛吹市一宮町南野呂：11mg/L）。

要監視項目については、調査を実施した29地点のうち、4地点で全マンガンが指針値（0.2mg/L）を超過しました（中央市下河東：0.37mg/L、甲府市美咲：0.33mg/L、甲府市徳行：0.29mg/L、甲府市高畑：0.60mg/L）。

継続監視調査では、過去に環境基準を超過した39地点について調査を実施したところ、15地点で環境基準等を超過しました。今後もこれらの地点については、継続監視調査地点として、経年変化を調査していくことにしています

令和6年度地下水水質調査結果(概況調査・ローリング 環境基準項目)

環境基準項目	基準値	地点数(測定値:mg/ℓ)		
	mg/ℓ	基準値超過	基準値内検出	不検出
カドミウム	0.003	0	1(0.0010)	41
鉛	0.01	0	4(0.005~0.008)	38
六価クロム	0.02	0	1(0.01)	41
砒素	0.01	0	2(0.007~0.010)	40
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0	1(0.002)	41
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0	1(0.007)	41
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1	38(0.04~8.5)	3
ふっ素	0.8	0	37(0.05~0.59)	5
ほう素	1	0	19(0.04~0.45)	23

※測定項目のうち、いずれかの地点で検出された項目のみ表示。

要監視項目	指針値	地点数(測定値)		
		指針値超過	指針値内検出	不検出
全マンガン	0.2mg/ℓ	4(0.29~0.60mg/ℓ)	3(0.02~0.12mg/ℓ)	22

※測定項目のうち、いずれかの地点で指針値を超過した項目のみ表示。

令和6年度地下水水質調査結果(継続監視調査)

環境基準項目	基準値	地点数(測定値:mg/ℓ)		
	mg/ℓ	基準値超過	基準値内検出	不検出
砒素	0.01	4(0.013~0.039)	0	0
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0	1(0.013)	12
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0	1(0.021)	12
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	2(0.0005~0.0015)	11
トリクロロエチレン	0.01	1(0.011)	1(0.001)	11
テトラクロロエチレン	0.01	2(0.012~0.048)	9(0.0013~0.0093)	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	4(11~18)	13(0.98~10)	2
ふっ素	0.8	3(1.1~3.9)	0	1
ほう素	1	1(2.2)	0	0

※測定項目のうち、いずれかの地点で検出された項目のみ表示。

要監視項目	指針値	地点数(測定値:ng/ℓ)		
	ng/ℓ	指針値超過	指針値内検出	不検出
PFOS及びPFOA	50	1(100)	1(49)	0

2 水質汚濁防止対策

(1) 法令による排水規制等(大気水質保全課)

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法及び山梨県生活環

境の保全に関する条例に基づき、工場、事業場に対し排水規制及び地下水汚染の未然防止に係る規制を行っています。水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設を特定施設として定め、特定施設を設置する場合、事業者へ届出を義務付けるとともに、排水基準を定めています。また、同法では、有害物質を使用する特定施設や有害物質を貯蔵する施設に対する構造基準等も定めています。本県では、山梨県生活環境の保全に関する条例により、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい基準（上乘せ基準）を定め排水規制を強化し、また、水質汚濁防止法の特定施設以外に汚水を排出する施設（横出し施設）を定めて届出を義務付け、さらに水質汚濁への影響に関係の深い作業を行う工場を指定工場として、設置などに対して許可制としています。

また、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例の適用を受ける工場、事業場については、立入検査を行い、排水基準等の遵守状況や排水処理施設の管理状況等を監視しています。

(2) 規制対象施設及び立入検査（大気水質保全課）

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく届出事業場数は、令和6年度末で4,698でした。業種別の内訳では、旅館業が60.1%を占め、次いで自動式車両洗浄施設5.9%、洗たく業4.7%、飲料製造業4.4%、豆腐製造業2.6%であり、これら5業種で全体の約8割を占めています。令和6年度は、延べ171事業場について立入検査を実施し、うち154事業場について排水水などの採水検査を行い、排水基準の遵守状況などを監視した結果、13事業場において排水基準違反があり、文書による行政指導を行いました。

特定施設等届出数等の推移

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
特定事業場数		(515)	(482)	(448)	(434)	(430)	(396)	(294)	(298)						
		5,179	5,148	5,109	5,058	5,004	4,995	4,925	4,963	4,734	4,651	4,669	4,664	4,705	4,698
	水質汚濁防止法	(487)	(454)	(423)	(430)	(426)	(392)	(290)	(294)						
	横出し(県条例)	5,067	5,036	5,000	4,929	4,872	4,862	4,793	4,878	4,653	4,569	4,590	4,586	4,627	4,619
指定工場数		(28)	(28)	(25)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)						
		112	112	109	84	86	87	86	85	81	82	79	78	78	79
		(17)	(16)	(15)	(15)	(14)	(14)	(13)	(13)						
排水基準適用事業場数		68	67	64	60	60	60	59	56	42	42	42	41	40	40
		(155)	(155)	(150)	(151)	(150)	(153)	(125)	(126)						
		924	956	971	915	933	921	885	888	582	575	565	564	571	563
	有害物質使用事業場	(87)	(86)	(83)	(84)	(83)	(86)	(67)	(65)						
		286	300	317	318	305	304	277	283	199	198	195	196	202	191
	排水量20m ³ /日以上 (除有害物質使用)	(68)	(69)	(67)	(67)	(67)	(67)	(58)	(27)						
	横出し(県条例)	630	648	646	588	628	617	601	571	377	371	364	362	363	366
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)							
	8	8	8	9	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	

平成30年度までは甲府市を含む。(上段()内 甲府市分の再掲)

令和元年度以降は甲府市分を除く。

立入検査・採水検査実施の推移

項目	年度														
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
立入 検査	実施事業場数	(7)	(15)	(8)	(14)	(17)	(20)	(38)	(6)						
		460	413	450	673	378	381	337	325	311	355	411	206	191	171
	対象事業場数	(515)	(482)	(448)	(434)	(430)	(396)	(294)	(298)						
採水 検査	実施事業場数	(0)	(2)	(3)	(4)	(4)	(2)	(0)	(0)						
		316	317	305	342	278	263	255	235	250	229	194	176	161	154
	対象事業場数	(155)	(155)	(150)	(151)	(150)	(153)	(125)	(126)						
排水基準違反事業場数		924	956	973	915	933	921	885	888	582	575	565	564	571	563
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)						
		33	36	29	33	38	35	22	15	17	18	16	13	14	13

平成30年度までは甲府市を含む。(上段()内 甲府市分の再掲)

令和元年度以降は甲府市分を除く。

(3) 富士五湖の水質保全対策（大気水質保全課）

高度成長時代以降、湖沼等の閉鎖性水域においては、窒素・リンの流入による富栄養化が進み、アオコの発生による利水障害などが、全国的な問題となりました。このため、県では、富士五湖の富栄養化を防止するため、各種の水質調査を実施し、汚濁の解明に努めています。また、精進湖における網イケスの全面撤去（昭和60年度）、本栖湖における地域し尿処理施設の整備（昭和61年度竣工）、精進湖における特定環境保全下水道の整備（平成11年7月供用開始）を図ってきました。なお、山中湖、河口湖、西湖については、富士北麓流域下水道の整備が進められており、鳴沢村を除く市町村で一部共用を開始しています。

(4) 生活排水対策

①生活排水処理施設整備構想に基づく整備の促進（大気水質保全課）

公共用水域における水質汚濁の原因については、炊事、洗濯、入浴など人々の日常生活から排出される生活排水が約7割を占めると言われています。このため、公共用水域における水質汚濁防止のためには、計画的な生活排水処理対策を行うことが重要であり、現在、県内では生活排水処理施設として、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽の設置などが進められています。これらの事業は各々の事業目的により実施されていますが、これら事業手法の選択は、市町村が人口集中度や地理的要因を勘案し決定するものであり、整備を効率的に推進するためには、各種事業を総合した整備計画に基づくことが有益です。

そこで、県では県下全域を対象に、各種生活排水処理施設の整備を地域の实情や環境特性に応じて、効率的・計画的に進めることを目的とし、平成28年3月「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」を策定し、効率的かつ効果的な施設整備の促進を図っています。また、平成17年3月には「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改正し、日常生活等に伴う水質汚濁の防止を目的に、洗剤の適正使用等を新たに義務付けました。

生活排水処理施設整備の進捗状況と今後の予測

年 度	総人口	下水道	農業集落 排水処理 施設	合併処理 浄化槽	コミュニ ティ プラント	小規模集 合排水処 理施設	生活排水 処理人口	生活排水クリーン処 理率実績値 (目標値)	前年度 ポイント 比較
平成4年度	865,858	179,800	845	14,879	7,580	0	203,104	23.5%	—
平成7年度	877,794	255,407	5,688	52,554	8,210	0	321,859	36.7%	—
平成8年度	880,752	274,624	8,764	50,357	8,872	0	342,617	38.9%	2.2
平成9年度	882,661	300,585	10,268	51,963	8,553	0	371,369	42.1%	3.2
平成10年度	883,847	321,599	12,838	57,174	7,894	18	399,523	45.2%	3.1
平成11年度	885,422	348,370	13,144	60,988	8,351	17	430,870	48.7%	3.5
平成12年度	886,077	367,644	13,887	73,540	8,351	71	463,493	52.3%	3.6
平成13年度	885,196	385,791	13,900	84,010	7,475	79	491,255	55.5%	3.2
平成14年度	884,170	410,106	14,414	94,388	7,671	79	526,658	59.6%	4.1
平成15年度	882,677	436,864	15,115	104,145	8,201	77	564,402	63.9% (62.1%)	4.3
平成16年度	880,947	454,572	16,654	104,245	7,469	65	583,005	66.2% (65.7%)	2.3
平成17年度	879,239	466,764	16,685	103,914	7,222	63	594,648	67.6% (68.8%)	1.4
平成18年度	875,621	485,214	16,206	106,002	7,232	60	614,714	70.2% (71.5%)	2.6
平成19年度	871,481	501,174	16,664	112,566	7,241	59	637,704	73.2% (74.3%)	3.0
平成20年度	871,481	510,408	16,673	114,425	7,280	56	648,842	74.8% (74.6%)	1.6
平成21年度	864,210	519,537	16,328	108,424	7,468	57	651,814	75.4% (76.4%)	0.6
平成22年度	860,559	525,838	16,178	104,164	6,551	53	652,784	75.9% (78.0%)	0.5
平成23年度	855,746	529,128	16,460	108,856	6,512	52	661,008	77.2% (79.6%)	1.3
平成24年度	863,917	539,542	16,088	112,612	6,541	50	674,833	78.1% (81.0%)	0.9
平成25年度	857,879	545,766	15,982	115,301	6,465	50	683,564	79.7% (79.0%)	1.6
平成26年度	851,680	548,215	15,918	116,076	6,149	45	686,403	80.6% (79.9%)	0.9
平成27年度	846,216	548,782	15,805	112,120	5,983	38	682,728	80.7% (80.8%)	0.1
平成28年度	840,484	549,050	15,699	112,302	5,828	38	682,917	81.3% (81.6%)	0.6
平成29年度	835,130	550,201	15,604	114,778	5,714	0	686,297	82.2% (82.5%)	0.9
平成30年度	828,930	553,180	15,491	115,699	5,105	0	689,475	83.2% (83.3%)	1.0
令和元年度	822,769	547,726	15,358	121,522	5,056	0	689,662	83.8% (84.0%)	0.6
令和2年度	818,185	549,175	15,279	120,995	5,028	0	690,477	84.4% (84.8%)	0.6
令和3年度	813,130	553,828	15,136	124,100	4,381	0	697,445	85.8% (85.7%)	1.4
令和4年度	808,847	555,970	14,783	123,061	4,253	0	698,067	86.3% (86.5%)	0.5
令和5年度	802,951	557,024	14,701	124,790	2,429	0	698,944	87.0% (87.3%)	0.7
令和6年度	797,043	559,320	14,519	122,189	2,398	0	698,426	87.6% (88.2%)	0.6
令和7年度	790,686	586,446	13,241	103,459	112	31	703,289	(88.9%)	

注1) 令和7年度以降は推計値(目標値)

注2) 平成29年度以降、小規模集合排水処理施設は合併浄化槽に含まれている(調査方法が変更されたため)

②下水道の整備(下水道室)

下水道は、トイレの水洗化などにより、快適で衛生的な生活環境を作るとともに、公共用水域の水質保全を図るうえで重要な役割を果たしています。本県における下水道事業は、昭和29年度に甲府市が最初に着手し、令和6年度末で27市町村のうち24市町村が実施しています。県全体の下水道普及率(処理区域内人口/行政人口)は令和6年度末で70.2%となりました。

県では着手年度が他の流域と比較して最も遅く、比較的整備率が低い桂川流域下水道の整備を促進するため、桂川流域構成市町村が実施する未普及解消事業を対象とし、国庫補助対象事業の2.5%(一定要件を備えるもの)を補助する「公共下水道普及促進費補助金制度」により、下水道の普及促進を図っています。

下水道事業実施市町村

区分	実施市町村（一部供用開始年月）
富士北麓流域関連公共下水道	富士吉田市(S61.7)、富士河口湖町〔旧河口湖町(S61.7)、旧勝山村(H2.4)、旧足和田村(H2.4)〕、忍野村(S63.4)、山中湖村(H1.7)
峡東流域関連公共下水道	甲府市〔旧中道町(H5.7)〕、山梨市〔旧山梨市(H1.7)、旧牧丘町(H4.10)〕、笛吹市〔旧石和町(H1.7)、旧御坂町(H6.4)、旧一宮町(H5.7)、旧八代町(H6.4)、旧境川村(H5.7)、旧春日居町(H1.7)〕、甲州市〔旧塩山市(H1.7)、旧勝沼町(H5.7)〕
釜無川流域関連公共下水道	韮崎市(H8.4)、南アルプス市〔旧八田村(H10.4)、旧白根町(H10.4)、旧若草町(H7.4)、旧櫛形町(H8.4)、旧甲西町(H5.4)〕、甲斐市〔旧竜王町(H5.4)、旧敷島町(H7.10)、旧双葉町(H7.10)〕、中央市〔旧玉徳町(H5.4)、旧田富町(H5.4)〕、市川三郷町〔旧三珠町(H10.4)、旧市川大門町(H9.11)〕、富士川町〔旧増徳町(H5.4)、旧鯉沢町(H7.4)〕、昭和町(H5.4)
桂川流域関連公共下水道	富士吉田市(H17.4)、都留市(H16.4)、大月市(H16.4)、上野原市(H16.4)、西桂町(H16.4)
単独公共下水道	甲府市(S37.8)、北杜市〔旧明野村(H14.4)、旧須玉町(H8.2)、旧高根町(S62.5)、旧長坂町(H8.4)、旧大泉村(H12.3)、旧武川村(H19.4)、旧小淵沢町(H7.7)〕、甲州市〔旧大和村(H13.4)〕、市川三郷町〔旧六郷町(H11.7)〕、早川町(H2.4)、身延町〔旧身延町(H4.4)、旧中富町(H14.4)、旧下部町(H22.10)〕、富士河口湖町〔旧上九一色村(H11.7)〕、丹波山村(S62.10)、小菅村(S63.4)

富士北麓流域下水道（流域全体の普及率63.4%）

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
富士吉田市	48.5	忍野村	81.6	山中湖村	62.8	富士河口湖町	79.1

峡東流域下水道（流域全体の普及率63.5%）

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
甲府市	90.2	山梨市	60.2	笛吹市	64.9	甲州市	59.7

釜無川流域下水道（流域全体の普及率73.4%）

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
韮崎市	68.3	南アルプス市	60.5	甲斐市	79.0	中央市	72.4
市川三郷町	87.6	富士川町	81.7	昭和町	93.5		

桂川流域下水道（流域全体の普及率33.4%）

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
富士吉田市	20.1	都留市	29.6	大月市	19.8	上野原市	51.7
西桂町	58.3						

単独公共下水道

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
甲府市	97.3	北杜市	63.8	甲州市	91.7	市川三郷町	91.4
早川町	4.8	身延町	50.1	昭和町	88.6	富士河口湖町	22.1
小菅村	92.9	丹波山村	97.4				

③農業集落排水施設の整備（耕地課）

農業集落排水施設の整備は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は、農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質を保全し、地域資源の利活用に寄与するため農業集落におけるし尿、生活排水などの汚水や汚泥、雨水を処理し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としています。

本県では、現在43地区（富士川町、中央市、北杜市、早川町、南アルプス市、小菅村、甲府市、甲斐市、笛吹市、身延町、市川三郷町）で、供用しています。

管理者である市町村は施設の適正な保全管理に努めるとともに、必要な保全対策や更新を行う場合には、国等の補助制度を活用しながら適切な対策等を推進することとしています。

また、新たに施設の整備を行う場合には、関係市町村等と協議のうえ、事業を実施していきます。

④浄化槽設置の促進（大気水質保全課）

山間部が多い本県では、下水道・農業集落排水処理施設などの集合処理施設を整備することができない地域が多く、このような地域の生活排水対策としては、し尿と生活排水を併せて処理する浄化槽の整備が重要です。この浄化槽の設置を促進する

浄化槽の長所	
ア	処理性能は、下水道の終末処理場と同等
イ	施設規模が小さいため複雑な地形に対応できる
ウ	短期間の工事で設置できるため水質保全の効果が迅速に現れる。
エ	処理水を近くの水路に放流するため河川の水量維持に役立つ

ため、国、県及び市町村では次により浄化槽の設置に対して助成を行っています。

ア 浄化槽設置整備事業

住民が浄化槽を設置するにあたり、市町村が浄化槽の設置費用の約4割に当たる金額（施設規模ごとに基準額が決められています。例：5人槽33万2千円）を補助する事業。国・県はその事業に対し、事業費の1/3を各々補助します。令和6年度は、18市町村において実施され、398基分の助成を行いました。

イ 公共浄化槽等整備推進事業

市町村が各戸または集合処理用の浄化槽を整備する事業。住民から使用料を徴収することによって、維持管理等の事業の運営を行っています。国から1/3の補助と、起債元利償還の49%に対する交付税措置があります。令和6年度の事業実施市町村は、2市であり、24基が設置されました。

令和6年度 浄化槽設置整備事業設置基数(国庫交付金にかかるもの)

市町村名	助成基数	市町村名	助成基数	市町村名	助成基数	市町村名	助成基数
甲 府 市	22	韮 崎 市	19	早 川 町	2	忍 野 村	2
富 士 吉 田 市	59	南アルプス市	34	身 延 町	10	鳴 沢 村	11
都 留 市	41	北 杜 市	102	南 部 町	20	富 士 河 口 湖 町	18
山 梨 市	12	笛 吹 市	11	富 士 川 町	3		
大 月 市	13	上 野 原 市	16	西 桂 町	3		

令和6年度 公共浄化槽等整備推進事業設置基数

市町村名	助成基数
甲 州 市	22
甲 斐 市	2

(5) 内水面の有効利用に関する知識の普及啓発（食糧花き水産課）

良好な水辺環境の維持と内水面漁業の健全な発展を図るため、本県の河川湖沼を利用する釣り人などの遊漁者や一般利用客の皆様に対して、漁場の保全や水産資源の保護等に関するマナーやルールの普及啓発活動を行っています。

(6) 水質事故対策（大気水質保全課）

水質事故とは、工場等での操作ミスや機械の故障、交通事故や不法投棄等により、河川へ化学物質や油類が流れ込み、水質が汚染されたり、魚がへい死したりすることを行います。水質事故が発生した場合、被害を軽減するため、原因究明や被害の拡大防止な

ど関係機関と連携を図りながら緊急的な対応を行っています。また、例年、水質事故の発生を想定した訓練を、国土交通省など関係機関と合同で実施し、これら水質事故に迅速に対応することとしています。

令和6年度は31件の水質事故が発生しました。内訳は、油流出事故が18件、魚のへい死が6件、汚水流出事故が2件、その他が5件でした。

■ 4-3 化学物質による環境汚染の防止

1 化学物質による環境汚染の状況（大気水質保全課）

（1）ダイオキシン類の排出規制

ダイオキシン類対策として、国はダイオキシン類対策特別措置法を平成11年7月に制定・公布し、また、平成11年12月に環境基準を告示しました。同法では、規制対象施設を次のとおりとし、それぞれ排出基準を定めています。

特定施設
ダイオキシン類に係る排出ガス及び排水に関する規制対象施設
①大気基準適用施設
アルミニウム合金製造の用に供する溶解炉・廃棄物焼却炉等5種類の施設について排出ガスを規制する。
②水質基準対象施設
廃棄物焼却炉（大気基準適用施設）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は汚水等を排出する灰の貯留施設等19種類の施設について排水を規制する。

また、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合の基準についても定めています。令和6年度末現在の特定施設の届出状況は次表のとおりであり、届出施設（大気関係、水質関係）の総数は57施設となっています。

県では、これらの施設を設置する事業場に立入検査を実施しており、令和6年度は延べ20の事業場へ立入検査を行いました。また、排出ガスの測定を2施設で実施しましたが、全ての施設で基準に適合していました。

大気基準適用施設の届出数(令和7年3月31日現在)

特定施設の種類	施設規模	事業場数	施設数
アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	乾燥炉(処理能力:0.5t/h以上)	1	1
	溶解炉(容量:1t以上)		1
廃棄物焼却炉(焼却能力:50kg/h以上又は火床面積:0.5m ² 以上)	〈処理能力〉4t/h以上	34	3
	2t/h以上～4t/h未満		15
	200kg/h以上～2t/h未満		10
	100kg/h以上～200kg/h未満		14
	50kg/h以上～100kg/h未満		5
	50kg/h未満		4
合計		35	53

水質基準対象施設の届出数(令和7年3月31日現在)

特定施設の種類		事業場数	施設数
廃棄物焼却炉(大気汚染防止法)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	4	1
	灰の貯留施設		3
合 計		4	4

また、規制対象施設の設置者には、排出ガス、排水、ばいじん、焼却灰その他の燃え殻等の測定及び知事への報告が義務付けられており、その結果は次のとおりです。

報告対象の47施設のうち、46施設から測定結果の報告があり、報告があったすべての施設が排出基準に適合していました。

未報告の1施設は年度途中で施設の廃止を確認しています。

項目	特定施設種類	対象施設数*1	報告施設数		未報告施設数
			排出基準		
			適合	不適合	
排出ガス	廃棄物焼却炉	45	44	0	1
	アルミニウム合金製造施設	1	1	0	0
排水	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設	1	1	0	0
合 計		47	46	0	1

*1 設置後1年以上が経過している特定施設(年度を通じて休止している施設を除く)及び、設置後1年未満の特定施設(測定施設の報告があった場合)。中核市(甲府市)内の特定施設に係る報告は含まれない。

項目	対象施設数*2	報告施設数	未報告施設数
ばいじん・燃え殻*3	45	44	1

*2 *1の対象施設のうち廃棄物焼却炉

*3 ばいじん・燃え殻については、排出基準はないが、埋立等処分を行う場合には処理基準が定められている。

(2) ダイオキシン類¹⁶の環境汚染の状況

本県では、平成9年度から一般環境中のダイオキシン類濃度の実態を把握するため、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を調査しており、令和6年度においては、全ての地点で環境基準を達成しました。

¹⁶ ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDDs)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCBs)の3種の総称であり、極めて毒性が強く、分解性が低いため、排出量が微量であっても、大きな影響が懸念されている物質。また、ダイオキシン類は人間が意図的に製造した物質ではなく、主に廃棄物の焼却の過程において非意図的に生成、排出されている。

令和6年度ダイオキシン類測定結果

調査対象	調査地点数	実施者 (実施数)	調査回数/年	ダイオキシン類の 濃度範囲 (平均値)	環境基準	単位
大気	2地点	県(2)	4回	0.0057~0.044 (0.017)	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公共 用水 域	水質	7地点	1回	0.023~0.27 (0.11)	1以下	pg-TEQ/L
		県(5)				
		国交省(1) 甲府市(1)				
	底質	6地点	1回	0.093~2.3 (0.53)	150以下	pg-TEQ/g
県(5) 甲府市(1)						
地下水	8地点	県(8)	1回	0.022~0.027 (0.023)	1以下	pg-TEQ/L
土壌	6地点	県(6)	1回	0.0076~2.7 (1.2)	1,000以下	pg-TEQ/g

(3) 大気中における化学物質の状況

大気中における有害な化学物質については、平成8年の大気汚染防止法の改正により、有害大気汚染物質対策の推進に関する事項が新たに設けられ、地方公共団体は有害大気汚染物質による大気汚染の状況把握に努めることと規定されました。また、中央環境審議会では平成8年10月に、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度がある程度高いと考えられる有害大気汚染物質22物質を「優先取組物質」として選定し、平成22年10月に、有害大気汚染物質23物質を「優先取組物質」として見直しました。

有害大気汚染物質に係る環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）は、平成9年2月に、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質について設定されたのを皮切りに、令和3年3月31日現在、4物質について環境基準が設定され、11物質について指針値が設定されています。

県では、平成9年10月から環境基準が定められた物質及び同時測定が可能な優先取組物質（揮発性有機化合物）の計9物質について通年の測定を開始し、平成16年度からは指針値が設定された物質のうち測定が未実施であった水銀及びその化合物並びにニッケル化合物について測定を行っています。その後、新たに優先取組物質として追加された塩化メチル、トルエンなどの項目についても順次測定を開始し、令和6年度からはすべての優先取組物質の測定を行っています。

2 PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）（大気水質保全課）

（1）PRTR¹⁷制度の概要

平成 11 年 7 月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（略称:化管法）が公布されました。

化管法におけるPRTR制度の概要

対象化学物質を製造・使用している事業者は、環境中に排出した量と廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、都道府県を經由し国に年 1 回届け出る。国はそのデータを整理、集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表する。

PRTR制度によって、毎年どのような化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになり、「事業者による自主的な化学物質の管理の改善の促進」、「住民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進」、「行政による化学物質対策の優先度の判断材料として活用」、「化学物質による環境リスクに関する正確な情報の共有によるリスクコミュニケーションの促進」などが期待される。

法律に基づく届出は平成14年度から始まり、令和6年度には283事業所から届出（令和5年度把握分）がありました。国では、届出のあった排出量・移動量を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を令和7年2月28日に公表し、県においても、県内の概要を集計し令和7年11月17日に公表しました。なお、国は、PRTR開示窓口を環境省・経済産業省等に設置して、事業所のデータの開示請求（有料）に対応しています。

1 対象となる化学物質

トルエン、ジクロロメタン、トリクロロエチレンなどの515物質

2 対象事業者

次の3つの要件を満たす事業者

- ①全ての製造業、下水道業、産業廃棄物処分業など国が指定する24業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者
- ②常用雇用者数が21人以上の事業者
- ③次のいずれかに該当すること。

(ア)対象となる化学物質のいずれかの年間取扱量が1t以上※（発ガン性物質は0.5t以上）である事業所を有する事業者

(イ)下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者

(ウ)ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉を設置している事業者

(エ)その他、産業廃棄物処理施設など国が定める施設を設置している事業者

※平成16年度届出より年間取扱量がそれまでの5tから1tに変更

¹⁷ (Pollutant Release and Transfer Register) 有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組み。

(2) 山梨県内の集計結果の概要

①届出のあった事業所数：283事業所（全国：32,502件 県/国：0.9%）

②届出排出量・移動量：1,934t（全国：402,666t 県/国：0.5%）

（※以下、集計結果の数値は、四捨五入により端数処理をしているため、合計と内訳が合わない場合がある）

(内訳) i 環境への排出量：1,174t（全国：136,877t 県/国：0.9%）

・大気への排出：1,151t

・公共用水域への排出：24t

ii 事業所から出された移動量：760t（全国：265,789t 県/国：0.3%）

・事業所の外への廃棄物としての移動：759.7t

・下水道への移動：0.6t

③国が行った届出外排出量の推計値：1,765t（全国：202,268t 県/国：0.9%）

(内訳) ・移動体からの排出量の推計値：658t（構成比：37.3%）

・家庭からの排出量の推計値：320t（同：18.1%）

・非対象業種からの排出量の推計値：420t（同：23.8%）

・対象業種からの届出外排出量の推計値：367t（同：20.8%）

④物質別排出量等

ア 届出排出量・移動量の多い上位5物質

物質名	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
① トルエン	846	43.7	1.1
② ヘキサン	315	16.3	2.5
③ 塩化メチレン	171	8.9	1.2
④ ふっ化水素及びその水溶性塩	96	5.0	1.2
⑤ クロム及び三価クロム化合物	76	4.0	0.3

イ 届出排出量の多い上位5物質

物質名	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
① トルエン	673	57.3	1.7
② 塩化メチレン	151	12.8	2.0
③ ヘキサン	125	10.6	1.5
④ キシレン	44	3.7	0.2
⑤ テトラヒドロフラン	28	2.4	5.7

物質名	届出排出量	届出外排出量	合計排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
① トルエン	730	424	1,155	39.5	1.4
② キシレン	64	279	343	11.7	0.7
③ ノルマル-ヘキサン	154	71	225	7.7	1.5
④ 塩化メチレン	177	17	194	6.6	1.9
⑤ ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	159	160	5.5	1.1

ウ 届出排出量と届出外排出量の多い上位5物質

物質名	届出排出量	届出外排出量	合計排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
① トルエン	673	393	1,066	36.3	1.4
② キシレン	44	258	302	10.3	0.6
③ ヘキサン	125	70	194	6.6	1.3
④ 塩化メチレン	151	18	169	5.7	1.8
⑤ ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	160	161	5.5	1.1

■ 4－4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止

1 騒音の状況と対策（大気水質保全課）

(1) 騒音の状況

市町村及び県に寄せられた公害苦情件数のうち騒音に関するものは、令和6年度は115件で全体の13.1%を占めており、典型7公害の中では1位でした。この発生源は、家庭生活によるものが21.7%であり、次いで工事・建設作業によるものが19.1%、産業用機械によるものが14.8%となっています。また、その他として空調室外機等の近隣騒音があります。

(2) 騒音対策

①騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

騒音に係る環境基準は、環境基本法において人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準と定義されており、騒音に係る総合的な施策を進めていく上で目標となるものです。環境基準を適用する地域の指定権限は知事及び市長に委任されており、本県では現在、都市計画法に基づく用途地域に準じて、17市町に当該環境基準の地域類型が当てはめられています。なお、平成10年9月、環境庁（現環境省）は騒音に係る環境基準を改正し、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベルに変更するとともに、最新の科学的知見を踏まえて、一般地域と道路に面する地域について新たな環境基準値を設定し、平成11年4月から施行しました。

②騒音の規制等

騒音規制法に基づく規制地域については、昭和49年に指定後、環境条件の変化に合わせて見直しを行い、現在、県下27市町村中25市町村に規制地域が指定されています。

ア 工場・事業場、建設作業等の騒音

規制地域内の工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法で定める金属加工機械、空気圧縮機、織機等の特定施設を設置する場合は、市町村に届け出ることとされています。令和5年度末の県内の特定施設数は、7,967（工場数1,516）であり、その内訳は空気圧縮機等が3,060（38.4%）と最も多く、次いで織機が2,574（32.3%）、金属

加工機械が1,097（13.8%）の順でした。また、著しい騒音を発生する特定建設作業についても、同様の届出が義務づけられており、令和5年度は、バックホウを使用する作業が33件、さく岩機を使用する作業が28件、くい打機等を使用する作業が12件、空気圧縮機を使用する作業が10件等で、合計85件ありました。なお、山梨県生活環境の保全に関する条例（平成17年10月1日施行）では、騒音規制法で定められているもの以外の特定施設、特定建設作業のほか、深夜営業騒音、拡声器騒音についても規制を行っています。

※令和6年度末の届出件数は環境省で未公表のため、令和5年度末の届出件数を掲載。
（中核市である甲府市を除く）

イ 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正（平成11年）により、平成12年度から都道府県等の事務とされ、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」の達成状況等を把握するものです。騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域について、一定地域内¹⁸の住居等のうち騒音レベルが基準を超過する戸数及び超過する割合により評価（以下「面的評価」という。）することとされています。県では、平成13年度から面的評価を開始し、計画的に順次対象地域を評価することとしており、平成23年度までに、特例市である甲府市を除く12市6町の277.80 km²について面的評価を行いました。

平成24年度からは騒音規制法の改正により、全ての市がその区域内の道路の面的評価を行うこととなり、県では町村の区域の面的評価を行っています。

③面的評価の結果

山梨県が令和6年度に実施した町村の区域の面的評価については、対象区域内の8,874戸の住居等のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準値以下であったのは8,591戸（96.8%）、昼間のみ基準値以下であったのは150戸（1.7%）、夜間のみ基準値以下であったのは49戸（0.6%）、昼夜間とも基準値を超過したのは84戸（0.9%）でした。

また各市が実施した結果を加えた全県（中核市である甲府市除く）での評価は、対象区域内の55,938戸の住居等のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準値以下であったのは54,094戸（96.7%）、昼間のみ基準値以下であったのは765戸（1.4%）、夜間のみ基準値以下であったのは164戸（0.3%）、昼夜間とも基準値を超過したのは917戸（1.6%）でした。

¹⁸ 面的評価の対象地域は、原則として2車線以上の道路（市町村道にあっては原則として4車線以上の道路）の道路端から50mにある範囲となっている。

2 振動の状況と対策（大気水質保全課）

（1）振動の状況

振動は、都市における住宅と工場の混在、工場等における設備の大型化、建設工事の増加、モータリゼーションの進行に伴い地域によっては大きな問題となることがあります。これらの振動に対する住民からの苦情内容としては、気分がイライラする、戸、障子や物が揺れて気になる、不快に感じる、睡眠の妨げになる等の感覚的なものが主ですが、大きな振動の発生源に隣接している場合には、壁、タイル等のひび割れ、戸、障子の建て付けの狂い等の物的被害を訴える例もみられます。令和6年度の苦情件数は、11件でした。

（2）振動対策

振動規制法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定については、昭和54年に制定し、その後、環境条件の変化に合わせて見直しを行い、現在、県下27市町村中25市町村に規制地域が指定されています。振動規制法による特定施設の届出状況は、令和5年度末の施設数が6,927施設（工場数1,265）であり、その内訳は織機が2,229施設（32.2%）と最も多く、次いで圧縮機が1,890施設（27.3%）、金属加工機械が1,299施設（18.8%）等でした。また、特定建設作業の届出状況は、ブレーカーを使用する作業が42件、くい打機を使用する作業が13件等で、合計62件でした。

※令和6年度末の届出件数は環境省で未公表のため、令和5年度末の届出件数を掲載。（中核市である甲府市を除く）

3 悪臭の状況と対策（大気水質保全課）

（1）悪臭の状況

悪臭は低濃度でも感知されやすく、人の感覚に直接訴える公害だけに、快適な生活環境を損なうものとして問題とされてきました。令和6年度の悪臭の苦情件数は96件で、全苦情件数の10.9%と3番目に高い比率を占めており、この内訳は、家庭生活20件（20.8%）、焼却（野焼き）16件（16.7%）、流出・漏洩9件（9.4%）等となっています。

（2）悪臭対策

工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭対策として、アンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに「物質濃度」で規制を行ってきました。しかし、悪臭は通常多種類の悪臭物質によって構成されていることが多く、多数の物質が複合して強いにおいとなる複合臭や未規制の物質が排出されている場合には、対応が困難でした。このため、平成17年2月、悪臭の程度を人の嗅覚を用いて測定する嗅覚測定法を取り入れた臭気指数規制を導入しました。悪臭防止法に基づく規制地域については環境条件の変化に合わせて随時見直しを行い、現在24市町村に指定して悪臭対策の推進に努めています。また、近

年、増加傾向が見られるゴミ処理や飲食物の調理、ペットの飼育等、家庭生活に伴う悪臭苦情を防止するため、悪臭対策の基本的な考え方や発生源別の対策方法などをまとめた「生活型悪臭対策指導指針」を平成9年に策定し、生活型悪臭苦情の未然防止を図ることにより生活環境の保全に努めています。

4 地盤沈下の状況と対策（大気水質保全課）

（1）地盤沈下の状況

地盤沈下は、地面が徐々に沈んでいく現象であり、主たる原因は地下水の過剰採取です。これにより、帯水層の水圧が低下し、粘土層（不透水層）に含まれている水が帯水層に絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起きます。また、こうして起こった地盤沈下は、地下水位が回復してもほとんど元に戻らないと言われています。地盤沈下は、地質的に沖積層が厚く堆積した場所で起こりやすく、本県では甲府盆地の中央部から南部がこれに該当しています。昭和40年代に建設省国土地理院が行った一級水準測量で、石和地域において年平均20mmの沈下が確認されたことから、県では一級水準測量調査及び地下水位観測を実施し、地盤沈下の状況及びその兆候を調査しています。

（2）地盤沈下対策

①一級水準測量調査

水準測量とは、地域のある地点を不動点（基準点）として各水準の標高を測定するものであり、毎年の上準点の標高差を地盤の変動量としてとらえています。県では、昭和49年度から釜無川、笛吹川及びJR中央線に囲まれた約80km²の地域について、甲府市酒折（酒折宮境内）に基準点を設置し、観測点数37測点（当初17測点、昭和57年度から35測点、昭和61年度から38測点、平成16年度から37測点）で一級水準測量を行っています。その結果、調査地域全域で地盤沈下が観測され、沈下量は甲府盆地の中央部より南部の方が大きい傾向を示しています。しかし、現在までのところ年20mmを超える沈下はなく、被害を生じるほどのものではありませんでした。

令和6年度の調査結果をみると、年最大沈下量は甲府市城東五丁目（萩原運送前）の2.6mmでした。過去5年間では、全体的に平均沈下量は減少傾向にあります。

②地下水位観測

地盤沈下の原因である帯水層の水圧の低下は、地下水位の低下として観測されます。地盤沈下の兆候を被害が発生する以前に発見するような観測体制を整備しておくことが重要であることから、県では、10か所13観測井で地下水位観測を行っています。その結果、この数年間では著しい地下水位の低下はみられませんでした。

5 土壌汚染の状況と対策（大気水質保全課）

土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染

対策を内容とする「土壤汚染対策法」が平成15年2月15日に施行されました。土壤汚染の状況の把握として、有害物質を使用等していた施設の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更時において知事から調査命令を受けた場合等に、土壤汚染状況調査を実施することが土地所有者等に義務づけられています。令和6年度末現在で、法の要措置区域に指定されている区域は8件、形質変更時要届出区域に指定されている区域は16件です。土壤汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の構造や有害物質の適正管理・使用・廃棄等について指導を行っています。また、事業者には、土壤汚染状況調査や汚染の除去等の措置が適切になされるよう、土地の所有者や汚染原因者に必要な指導を行い、法の円滑な施行を図っています。

6 公害苦情処理（大気水質保全課）

（1）種類別苦情件数

令和6年度において、県及び市町村で新たに受け付けた公害苦情の総件数は880件でした。

その内訳を種類別にみると、騒音115件（13.1%）、大気汚染109件（12.4%）、悪臭96件（10.9%）、水質汚濁66件（7.5%）、振動11件（1.3%）、土壤汚染0件、地盤沈下0件となっており、これら典型7公害の苦情が計397件となり、全体の45.1%を占めていました。

このほか、典型7公害以外の苦情は、483件で全体の54.9%であり、その主な内訳は、廃棄物の不法投棄、雑草の繁茂に関するもの等でした。

（2）苦情件数の推移

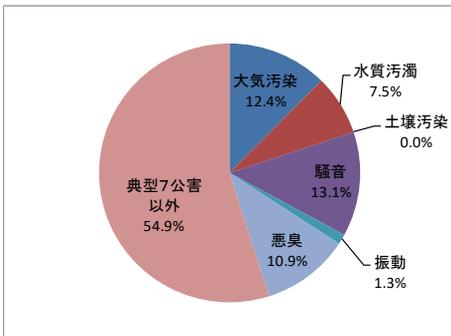
令和6年度の典型7公害苦情件数は、令和5年度に対し、6件減少しました。

主な内訳を種類別にみると、大気汚染の苦情が18件増加し、騒音の苦情が11件増加し、悪臭の苦情が30件減少し、水質汚濁の苦情が12件減少しました。

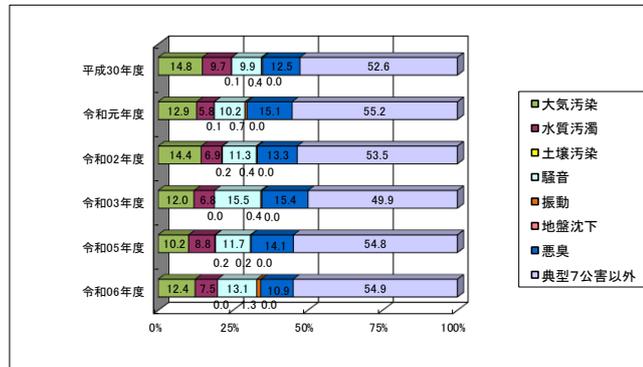
公害苦情件数の推移

(単位：件)

種別 年度	典型7公害								典型7 公害 以外	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	小計		
22	205	92	3	92	3	0	142	537	342	879
23	162	105	2	75	1	0	133	478	405	883
24	165	103	4	81	2	0	124	479	276	755
25	183	122	7	74	10	1	103	500	280	780
26	133	117	2	75	2	0	86	415	274	689
27	171	96	0	99	9	0	97	472	353	825
28	204	91	2	110	3	0	100	510	349	859
29	140	77	3	94	1	0	70	385	294	679
30	135	80	0	98	4	0	98	415	313	728
R01	108	71	1	72	3	0	91	346	383	729
R02	118	53	1	93	6	0	139	410	506	916
R03	130	62	2	102	3	0	120	419	482	901
R04	100	57	0	129	3	0	128	417	416	833
R05	91	78	2	104	2	0	126	403	488	891
R06	109	66	0	115	11	0	96	397	483	880
対前年度増減	18	-12	-2	11	9	0	-30	-6	-5	-11
対前年度比	1.20	0.85	0.00	1.11	5.50	-	0.76	0.99	0.99	0.99



令和6年度種類別苦情割合



種類別構成比の年度比較

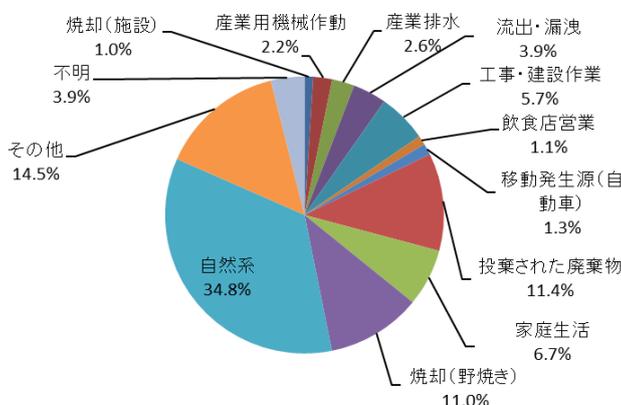
(3) 発生源別公害苦情件数

令和6年度の公害苦情をその発生源別にみると、「自然系」が306件（34.8%）、「投棄された廃棄物」が100件（11.4%）、「焼却（野焼き）」が97件（11.0%）、「家庭生活」が59件（6.7%）、「工事・建設作業」が50件（5.7%）であり、以下「流出・漏洩」、「産業排水」と続く結果でした。

令和6年度発生源別公害苦情件数

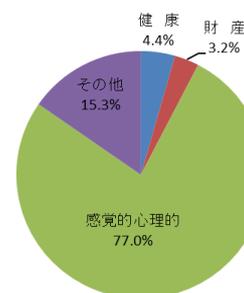
(単位：件)

発生源 種類	焼却 (施設)	産業用 機械作動	産業 排水	流出・ 漏洩	工事・ 建設作 業	飲食店 営業	移動 発生源 (自動車 等)	投棄さ れた廃 棄物	家庭 生活	焼却 (野焼き)	自然系	その他	不明	計
大気汚染	3	0	0	1	16	0	1	0	3	79	0	5	1	109
水質汚濁	0	0	16	16	0	2	3	5	3	0	2	1	18	66
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音 振動	0	17	0	8	22	5	6	0	25	0	0	29	3	115
地盤沈下	0	0	0	0	10	0	1	0	0	0	0	0	0	11
悪臭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	6	2	7	9	2	3	0	2	20	16	1	16	12	96
典型7公害以外	0	0	0	0	0	0	0	93	8	2	303	77	0	483
計	9	19	23	34	50	10	11	100	59	97	306	128	34	880



(4) 被害の種類別苦情件数

令和6年度の公害苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害（うるさい、臭い、不快等）が678件、全体の77.0%を占めており、健康被害（騒音による寝不足等）39件（4.4%）、財産被害（家屋や生活用品等の破損、汚れ等）28件（3.2%）の順でした。



令和6年度被害の種類別割合

また、その他として、動植物被害（農作物、養殖魚、ペット等の被害）、損害等や苦情申立人に直接の被害が及ばないものや、環境悪化を問題にするもの等、上記のいずれにも該当しないものが135件（15.3%）ありました。

(5) 公害苦情の処理件数

令和6年度の公害苦情を受理した機関別にみると、全件数880件のうち、県の機関で受理したものは87件（9.9%）、市町村で受理したものは793件（90.1%）でした。

また、県全体でみると、人口1,000人あたりの苦情件数は1.10件でした。

公害苦情の処理状況（前年度からの繰越分9件含む）については、年度内に県の機関及

び市町村において直接処理したもの796件、警察・国等へ移送したもの16件、翌年度へ繰越したもの6件でした。また、その他として、原因が不明で直接処理が不可能であったもの等、上記のいずれにも該当しないものが71件報告されました。

項目	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
苦情件数(前年度からの繰越分含む)		704	838	869	692	747	748	928	925	852	907	889
直接処理件数		651	803	785	631	680	647	743	715	768	827	796
直接処理率(%)		92.5%	95.8%	90.3%	91.2%	91.0%	86.5%	80.1%	77.3%	90.1%	91.2%	89.5%

令和6年度 市町村別・種類別公害苦情件数(令和7年3月末現在)

(単位:件)

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	7公害以外	合計	人口千人当り件数
市部	95	56		90	11		73	325	460	785	1.16
郡部	14	10		25			23	72	23	95	0.80
甲府市	25	15		29	9		12	90	3	93	0.51
富士吉田市	13	1		12			16	42	124	166	3.60
都留市	4	5		4	1		13	27	48	75	2.67
山梨市	13	5		4			6	28	50	78	2.40
大月市	3			5	1		2	11	62	73	3.45
韮崎市	2	1		1				4		4	0.14
南アルプス市	3	5		17			7	32		32	0.45
北杜市	6	2		3			2	13	16	29	0.64
甲斐市	21	3		9			9	42	156	198	2.60
笛吹市	4	10		3			1	18		18	0.27
上野原市	1	2		1				4	1	5	0.24
甲州市		2		2			3	7		7	0.24
中央市		5					2	7		7	0.23
西八代郡		3						3	1	4	0.28
市川三郷町		3						3	1	4	0.28
南巨摩郡	12	2					1	15	1	16	0.52
早川町											
身延町											
南部町	12	1					1	14		14	2.09
富士川町		1						1	1	2	0.14
中巨摩郡		3		14			13	30	10	40	1.87
昭和町		3		14			13	30	10	40	1.87
南都留郡	2	2		11			9	24	11	35	0.69
道志村											
西桂町		1						1		1	0.26
忍野村		1		2			5	8		8	0.83
山中湖村	1			1				2		2	0.35
鳴沢村									1	1	0.33
富士河口湖町	1			8			4	13	10	23	0.85
北都留郡											
小菅村											
丹波山村											
県計	109	66		115	11		96	397	483	880	1.10

7 工場における公害防止組織の整備(公害防止管理者の選任状況) (大気水質保全課)

工場における公害防止組織を整備し、企業が自主的に公害の未然防止を図ることを目的として「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されています。

同法では、ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が1時間当たり10,000N立方メートル以上の工場や汚水等排出施設の排出水量が1日当たり1,000立方メートル以上の工場、特定の有害物質を使用する工場等(特定工場という。)を設置している者に対し、公害防止に関する

技術的事項を管理するための公害防止管理者（代理者）を選任し、また、常時使用する従業員の数が21人以上の場合には、施設の維持管理及び使用や事故時の措置等に関する業務等を統括管理する公害防止統括者（代理者）を選任し、知事又は市町村長に届け出ることを義務づけています。

さらに、排出ガス量の合計が1時間当たり40,000N立方メートル以上、かつ排出水量が1日当たり10,000立方メートル以上の特定工場を設置している者に対しては、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する役割を担う、公害防止主任管理者（代理者）を選任し、知事に届け出ることを義務づけています。

令和6年度末現在、公害防止管理者等の知事への届出状況は次の表のとおりです。

公害防止管理者等の届出状況

	特定工場	公害防止 統括者	公害防止 主任管理者	公害防止 管理者
大気関係	161	9290	0 (0)	4541
水質関係				62 (54)
騒音関係				4 (4)
特定粉じん関係				0 (0)
一般粉じん関係				46 (37)
振動関係				4 (4)
ダ イキ シ ン 類 関 係				0 (0)

() は公害防止管理者等の代理者数

※上記の公害防止管理者等の届出状況は県に届出されたもののみであり、次の場合は含まれていません。

- ・事業場所在地が甲府市内にある場合
- ・事業場所在地が甲府市以外であって、騒音・振動関係の公害防止管理者のみが対象となる事業場の場合

※上記の公害防止管理者数は、異なる区分で同一の者を選任している場合の兼務者数を含みます。

8 土地利用の適正化

(1) 適正な土地利用に関する計画（県土整備総務課）

①国土利用計画

国土利用計画は、地域の自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた県土の有効活用を図ることを目的とした総合的な長期計画であり、県土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるものです。国土利用計画（山梨県計画）は、昭和52年3月25日に第一次計画を策定し、その後、平成29年3月29日に第五次計画を策定しました。

②土地利用基本計画

土地利用基本計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するに当たっての基本となる計画であり、国土利用計画を基本とし、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、治山・治水等に配慮しつつ、都市計画法、農業振興地域の整

備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法の個別の土地利用規制と相まって、適切かつ合理的な土地利用を図るための上位計画として位置づけられるものです。昭和51年5月20日策定後、土地利用の実態に合わせて定期的に見直し等を行っています。

(2) 適正な土地利用に関する規制等

土地利用のあり方については、都市計画法、森林法などの規制法が定められており、それぞれの法目的の実現が図られていますが、法律は、我が国全土に適用される基本原則であるため、必ずしも地域の実情を反映して制定改廃されるものではありません。このため、多くの地方公共団体では、それぞれの権能の範囲内で、地域の事情を勘案した土地利用に関する規制制度を設けています。

本県では、次に掲げる土地利用の規制システムを設け、法律による規制措置と相まって、全体として適切な県土利用が図られるよう、様々な施策を講じています。

① 県による土地利用規制

ア 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例（都市計画課）

宅地開発事業による工事が適正に施工されることにより、開発区域及びその周辺の地域における災害等を未然に防止し、健全な生活環境の保全を図ることを目的に、宅地開発事業を行うための基準を定めた「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」を昭和48年に施行しました。この条例では、都市計画区域外における0.3ha以上1ha未満の宅地開発事業について、基準に合致した設計であることの確認を受けることを義務付けています。

イ 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例（森林整備課）

ゴルフ場等の大規模な造成事業の実施に伴う災害を防止し、秩序ある土地利用を図ることを目的に、昭和48年に「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」を施行しました。この条例は、5ha以上の一団の土地に係るゴルフ場、遊園地等のレクリエーション施設の造成事業を対象に必要な規制を行っています。

② 法律に基づく土地利用規制

ア 都市地域における規制（都市計画課）

都市地域における土地利用の規制の中心となるのは都市計画法です。この法は、土地利用の規制に関して、都市計画区域及び準都市計画区域の指定、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の決定、開発行為の許可制等を定めています。

都市計画法による区域の指定状況(令和7年3月31日現在)

地域・地区等	指定地域等の数	面積(ha)	備考
都市計画区域	12	86,367	20市町村(12市6町2村)
市街化区域	1	5,628	甲府都市計画区域
市街化調整区域	1	6,884	4市町(3市1町)
(用途地域)		11,102	17市町(12市5町)

イ 農業地域における規制（農村振興課）

農業地域における土地利用計画の中心となるのは、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）です。この法律では、農業振興地域の指定、農業振興地域整備計画の策

定、農用地域内における開発行為の制限等を定めています。

農業振興地域指定状況（令和6年12月31日現在）

（単位：ha）

地域・地区等	指定地域の数	面積	備考
農業振興地域	22	294,472	27市町村（13市8町6村）
うち農用地区域		27,168	

ウ 森林地域における規制（森林整備課、治山林道課）

森林地域における土地利用計画の中心となるものは森林法です。この法律では、森林計画の樹立、林発許可制度、保安林及び保安施設地区の指定及びこれらの地区における土地利用行為の制限等を定めています。

令和6年度林地開発許可の実績（単位：ha）

開発目的	件数	面積
太陽光発電施設	0	0.0
工場事業場用地	0	0.0
その他	0	0.0
計	0	0.0

（1haを超える開発が対象）【森林整備課】
※保安林指定状況は別掲【治山林道課】

③国土利用計画法に基づく土地取引規制（用地課）

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

平成10年9月1日に同法が一部改正され、注視区域、監視区域等の土地取引の規制区域の指定がない場合、土地売買等の契約締結後、2週間以内に届出を行う事後届出制となりました。

事後届出受理状況

（単位：ha）

年次	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
住宅地	23	5.1	18	9.4	12	2.3	8	1.9	13	5.4	13	21.4	14	2.1	20	6.5	11	1.9
別荘地	0	0	2	3.1	1	1	0	0	0	0	0	0	4	4.6	2	0.2	1	1.8
商業・生産施設	18	34.3	20	34.7	11	18	38	26.1	31	15.4	38	17.4	17	39.1	9	4.6	4	5.7
レクリエーション施設 （ゴルフ場を含む）	4	5.2	0	0	3	14.8	2	0.9	0	0	1	0.1	7	3.8	0	0	8	5.8
林業	0	0	0	0	0	0	1	1.4	0	0	0	0	2	5	3	44.9	0	0
農業・畜産業	0	0	0	0	0	0	16	1.5	0	0	1	1.3	0	0	0	0	0	0
資産保有・その他	42	21	53	133.5	206	58.8	286	42.7	243	62.9	177	43	86	26	153	106.4	236	105.2
合計	87	65.7	93	180.7	233	94.9	351	74.5	287	83.7	230	83.7	130	80.6	187	162.6	187	120.3

※端数処理のため、計が一致しない場合がある。

■ 4-5 放射性物質の監視

1 環境放射能モニタリング調査の状況（大気水質保全課）

環境中の放射能を測定し、原子力施設からの影響の有無を把握することを目的として、昭和62年から国（現在は原子力規制委員会原子力規制庁）の委託により、生活空間の放射線量や降下物、上水（蛇口水）などに含まれる環境中の放射能の調査を行っています。

また、東日本大震災後の平成23年11月以降、県事業として、地上1m高さの空間放射線量率の測定を4林務環境事務所にて月1回実施しています。

放射能水準調査

調査内容	調査地点	測定結果	測定回数
空間放射線量率 (モニタリングポスト)	甲府市(県衛生環境研究所)	0.041~0.070 μ Sv/h	通年
	北杜市(畜産酪農技術センター長坂支所)	0.028~0.082 μ Sv/h	
	南部町(大気汚染常時監視南部測定局)	0.035~0.075 μ Sv/h	
	富士吉田市(富士吉田合同庁舎)	0.017~0.054 μ Sv/h	
	上野原市(上野原市役所)	0.023~0.052 μ Sv/h	
降下物	甲府市(県衛生環境研究所)	Cs137 不検出 Cs134 不検出	毎月
上水 (蛇口水)	甲府市(県衛生環境研究所)	Cs137 不検出 Cs134 不検出	年1回

県独自の調査

調査内容	調査地点	測定結果	測定回数
地上1mでの空間 放射線量率	韮崎市(北巨摩合同庁舎)	0.040~0.06 [※] μ Sv/h	月1回
	甲州市(東山梨合同庁舎)	0.040~0.050 μ Sv/h	
	市川三郷町(西八代合同庁舎)	0.050~0.065 μ Sv/h	
	都留市(南都留合同庁舎)	0.028~0.035 μ Sv/h	

※常用機器の点検・校正のため代替機で測定

令和6年度の測定状況

■ 4-6 魅力ある景観づくり

1 山梨県景観条例に基づく取り組み

(1) 景観条例制定の経緯(景観まちづくり室)

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父などの雄大な山岳を背景とした眺望やこれらを源とする河川や渓谷などの豊かな自然が織りなす美しい景観とともに、歴史の流れを感じさせる神社仏閣や遺跡、旧街道の宿場跡のまち並みなど歴史的文化的資産にも恵まれています。また、甲府盆地一帯には、桃やぶどうなどの果樹園や田畑など多様で個性的な景観が展開しています。

このような、優れた景観を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造し、快適な環境を形成するため平成2年10月に「山梨県景観条例」を制定しました。本条例では、①景観形成地域の指定、②大規模行為に関する景観形成、③公共事業の実施等に関する景観形成、④景観形成住民協定等を柱として、これまで、清里景観形成地域における届出に対する指導(平成23年10月1日の北杜市景観条例施行に伴い廃止)、大規模行為の届出に対する指導、公共事業による景観形成、景観形成住民協定の認定、及び市町村計画策定事業への助成などの取り組みを行ってきました。

市町村においては、令和5年度末までに27市町村が景観行政団体になり、そのうち25市町村で景観計画を策定して、独自の景観条例を施行し、2町で景観計画の策定に向けた検討を実施しています。

また、太陽光発電設備と景観との調和を図るため、景観条例を改正し届出対象とする

よう市町村に要請し、規制の必要性があると判断した22市町村において届出対象となりました。今後も県の景観条例に基づいて市町村の景観行政を支援していきます。

(2) 令和6年度における状況（景観まちづくり室）

- 大規模行為については、4件届出がありました。
- 公共事業については、専門家からなる景観アドバイザーに意見を伺い、景観に配慮した設計を行うなど、良好な景観形成に取り組みました。
- 住民協定締結地区

- ・ 現在認定されている箇所

甲州市勝沼町等々力地区、笛吹市芦川町新井原地区、富士川町長沢地区、笛吹市八代町奈良原地区、身延町下部湯町地区

- ・ 過去認定されていた箇所

早川町赤沢地区、富士河口湖町西湖南地区、南アルプス市あやめが丘地区、富士河口湖町旭南町地区、北杜市白州町台ヶ原地区、富士川町大瀬地区、富士河口湖町浜町地区、甲府市湯村地区

2 景観の保全・創造に関する施策

(1) 美しい県土づくりの推進（景観まちづくり室）

本県では、美しい県土づくりの推進方策を具体的に示し、各市町村における調和のとれた実効性の高い景観づくりを支援していくため、平成21年3月に「美しい県土づくりガイドライン」を策定し、平成26年12月には、一目見て山梨県であることが分かるような風景の活かし方について解説をした「山梨の大観」を関連資料として示しました。

さらに、美しく活力のある県土を後世に引き継ぐための考え方と取り組み事例を示した「美の郷やまなしづくり基本方針」を平成27年2月に策定しました。

これらに基づき、令和6年度に実施した主な事業は次のとおりです。

①景観アドバイザー活用事業

美しい県土づくりを推進するため、県や市町村が開催する景観形成に係る勉強会や、県の公共事業を所管する部門に景観アドバイザーを派遣し、その専門的知識を活用しています。

②公共事業景観検討

景観に配慮した公共事業をより一層推進するため、公共事業を景観形成の視点からチェックする手法を確立するとともに、早期の段階で専門家から指導助言を得ることができるよう、「景観アドバイザー会議」を導入し、平成26年から「公共事業景観検討実施要領」による景観検討を実施してきました。さらに、本県の優れた自然・歴史・文化的な景観を保全し、個性豊かで魅力ある景観を創造するものとする事ができるよう、令和2年4月に「山梨県公共事業における景観ガイドライン」を策定し、公共事業景観検討をより実践的なものとしています。令和6年度は2件の事業について公共事業景観検討を

行いました。

(2) 緑の風景創造事業（森林整備課）

計画的な緑化樹養成を行い、養成した緑化樹は要望があった公共施設に配付し、緑化率の向上に努めています。

(3) 甲府城跡の保存活用（文化振興・文化財課）

国指定史跡甲府城跡（平成31年指定）では、史跡甲府城跡保存活用計画（令和2年策定）に基づき、甲府城跡を確実に保存し、将来に伝えていくため甲府城跡の本質的価値である石垣や堀等の地上遺構をはじめ、城郭を構成する自然環境や史跡景観の保全と活用を図り、甲府城跡の価値を将来にわたり伝えていく取り組みを推進していきます。

(4) 文化財保存事業費の補助（文化振興・文化財課）

文化財は、長い歴史の営みの中で伝承され大切に保存されてきたものであり、本県文化の礎でもあります。また、多くの場合、文化財はそれが伝わる地域の象徴でもあり、地域の景観を形作る重要な要素ともなっています。

県では、国指定及び県指定文化財の所有者や管理者が行う修理等保存事業に対し助成を行うことにより、貴重な文化財の保存・活用を積極的に進めています。

(5) 建築文化賞による顕彰（建築住宅課）

山梨県建築文化賞顕彰事業は、地域の周辺環境の向上に資し、景観上又は機能性等に優れた建築物等を表彰することにより、魅力と風格のある文化的で快適なまちづくりに寄与するとともに、まちなみ景観に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

表彰部門は、住宅建築、一般建築物等、公共建築物等の3つの部門があり、山梨県及び建築関係5団体で構成される「山梨県建築文化賞推進協議会」が事業を実施しています。

なお、過去の受賞作品を県のホームページにおいて紹介しています。

○ホームページ：<https://www.pref.yamanashi.jp/kenchiku/bunkasho.html>

3 公共事業における景観形成（林業施設景観形成事業）（治山林道課）

本県の豊かな自然と優れた景観を維持し、保全していくため、林道事業及び治山事業にかかる施工箇所、施設等で眺望上景観形成が必要なものについて、自然と調和した修景工事を行っています。また、更に森林の持つ多面的な機能の総合的な発揮と均衡ある県土の保全を図るため、森林の環境保全機能と景観機能の強化に向けた施業も実施しています。

令和6年度林業施設景観形成事業実績(単位:千円)

事業名	事業費	備考
林道修景事業	2,944	林道施設修景対策工
治山修景事業	-	-
県有林野内修景事業	-	-
計	2,944	

4 屋外広告物の適正化(景観まちづくり室)

(1) 屋外広告物条例制定の経緯

屋外広告物は、県民の日常生活に有用な情報を提供するとともに、地域の活性化や個性の表現に一定の役割を果たしています。しかし、屋外広告物の無秩序な掲出は地域の美観や周囲の良好な景観を損なうばかりでなく、公衆に危害を及ぼす可能性もあります。このため、県は屋外広告物条例を定め、地域の良好な景観の形成や風致を維持するよう一定の規制を行うとともに、日常的な監視、講習会の開催及び制度の周知啓発に努めてきました。

また、富士山の世界文化遺産登録に伴い、イコモスから屋外広告物等が富士山や周辺の景観を阻害しているとの指摘があり、それに伴い平成27年4月1日から令和2年1月15日までに、幹線道路の沿道など9地区を景観保全型広告規制地区に指定し、規制の強化を行っています。

(2) 屋外広告物の適正化の推進

平成22、23年度にかけて行った県下の屋外広告物実態調査の結果、適切でない物件が多数確認されたことから、平成24年度より体制を強化し適正化を推進しています。

平成26年10月には、より質の高い広告物とするための手法やデザイン等の考え方、地域ごとの配慮事項、県内外の優良事例等を示した「山梨県屋外広告物ガイドライン」を発行し良好な景観づくりやまちづくりに利用しています。

県が、令和6年度に地域の良好な景観の形成や風致を維持するために行った、屋外広告物に関する指導や規制、広告主等に対する意識啓発等は、次のとおりです。

- 違反広告物に対する年間を通じた指導及び一斉取締りの実施。
- 屋外広告物に関する講習会の実施。

5 基盤となる施策の推進

■ 5-1 多様な環境教育・環境学習の推進

1 環境教育の推進体制（自然共生推進課）

(1) やまなし環境教育等推進行動計画

環境教育の果たす役割がますます重要になっていることから、平成21年3月に策定した「やまなし環境教育等実践指針」を見直し、新たに「やまなし環境教育等推進行動計画」を平成25年3月に策定しました。

計画では、県民や学校、民間団体、事業者が様々な環境保全活動を活発に展開できるよう、各主体の役割に応じ、様々な場における環境教育に関する具体的な取り組みを体系的に分かりやすく整理することにより、効果的な環境教育の実践に資するよう配慮しました。

(2) 環境教育の推進体制

本県では、各部局にわたり様々な環境教育事業を展開しています。その体制と主な実施内容は右のとおりです。

県の環境教育推進体制と主な実施内容

森林環境部	
森林環境政策課	環境活動の推進 「山の日」啓発活動推進等
森林整備課	森林整備、森林・山村地域の活性化 緑化推進、森林災害予防の普及啓発
林業振興課	植樹運動、林業体験等を通じた林業普及
県有林課	「森林文化の森」の整備と利用促進
大気水質保全課	大気・水質保全等公害防止に係る普及啓発
自然共生推進課	自然保護に係る普及啓発 「八ヶ岳環境と文化のむら」の運営
森林総合研究所	森林・林業に関する調査・研究 森の教室等の実施
富士山科学研究所	環境教育事業の実施 指導者の育成等
各林務環境事務所	地域における環境保全活動の推進
教育庁	
義務教育課	エネルギー教育推進事業の実施
高校教育課	エネルギー教育推進事業の実施
社会教育課	フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」の実施
その他の部局	
新価値・地域創造推進局	省エネルギー、クリーンエネルギー等の普及啓発
地域エネルギー推進課	
企業局電気課	クリーンエネルギー学習講座等の実施

2 環境教育の各種施策

(1) 富士山科学研究所における環境教室等（富士山科学研究所）

富士山科学研究所の環境教育部門では、環境問題を地球規模で考え、身近なことから実践することの大切さを学習する「ふじさん自然教室」、「自然体験事業」や常設展示・企画展示など、幅広い環境教育事業を実施しています。

環境教育事業の概要(令和6年度)

事業名	R6実績	備 考
ふじさん自然教室	団体を対象として随時開催	
富士山学習支援	団体を対象として随時開催	小中学校で実施されている「富士山学習」などに講師を派遣
出張講義	団体を対象として随時開催	各種団体からの講師派遣依頼に対し研究員を講師として派遣
自然体験事業	延べ39日開催	体験活動を取り入れながら、身のまわりのものを題材とした体験事業や自然観察会を開催 森のガイドウォーク(36日間※)、U-12理科研究部(1回)、富士山火山観察会(1回)、富士山五合目植物観察会(1回) ※40日間の実施予定に対し、台風や悪天候のため4日間が中止となった
富士山科学講座	3回(6講座)開催	科学的なデータや知見を取り入れ、わかりやすい内容で開催
富士山自然ガイドスキルアップセミナー	4回開催	外部講師を招き、より専門的な内容で科学的なデータや知見を取り入れた講義を開催
常設展示	富士山サイエンスラボ内に展示	研究員の監修のもと、富士山の基礎的な知見について展示
企画展示	「富士山をはぎ取る～地層が語る3000年の物語～」 4/27～12/27	研究員の監修のもと、研究成果や研究内容に関連した展示

(2) こどもエコクラブ活動の支援(自然共生推進課)

次代を担う子どもたちが、地域において楽しく自発的に環境学習及び環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援し、その内容の充実を図っています。

○県内の加入状況(令和7年3月31日現在)

- ・クラブ数…5
- ・会員数 …159人 (全国:クラブ数…2,385 会員数…97,955)

○事業内容

- ・こどもエコクラブ全国フェスティバル
こどもエコクラブの活動をまとめた壁新聞及び絵日記の募集。
- ・こどもエコクラブ事業の広報
新規登録を促すため、イベントでのチラシの配布やホームページに掲載。

(3) 体験の機会の場の認定(自然共生推進課)

平成24年10月に施行された「環境教育等促進法」に基づく「体験の機会の場」として、公益財団法人キープ協会の施設等を平成24年12月に認定しました。全国に先駆けた第1号の認定です。

(4) どんぐりクラブ育成事業(森林整備課)

小学生以下の子どもに、森林公園に落ちているどんぐりを拾う活動を通じて、緑に親しみ、森林を大切にすることを育んでもらうことを目的として実施しています。また、集まったどんぐりは養成し、どんぐりクラブ会員及び公共施設に配付しています。

令和6年度は527人の子どもが会員となり、シモツケ、ユキヤナギ、クヌギ、コナラ、

シラカシの苗木を配付しました。

(5) エネルギー教育推進事業（義務教育課、高校教育課）

①ESD エネルギー教育体験プログラムの実施

県下の小・中学校におけるエネルギー教育を推進するための「ESDエネルギー教育体験プログラム」を行っています。エネルギーに対する興味・関心を高めることを目的とし、小学生が楽しめる体験型の科学実験教室と小・中学校を対象とした施設見学会を開催して、身近なエネルギーについて発見の楽しさや不思議さを感じさせることで、持続可能な社会づくりに向けての意識の向上を図ります。

②エネルギー教育関連教材の貸し出し

各教育事務所及び総合教育センターに学校では購入しにくいエネルギー教育関連教材を備え、貸し出しを行っています。児童生徒がエネルギーを実際につくり出す体験等を行うことにより、エネルギー問題等について理解の促進を図ります。

③ホームページの活用・更新

ホームページ「小中学生のためのやまなしの環境教育」を通じて、環境学習に関わる県内の事業や施設、環境教育・エネルギー教育の進め方や実践事例、エネルギー教育関連教材等についての情報発信を行っています。

④高等学校におけるエネルギーに関する教育の推進

エネルギーについての意識を高めるとともに、学習指導要領の趣旨に沿ったエネルギーに関する教育を推進するため、実験器具・実験材料の整備、施設見学や講演会を実施しています。

(6) 青少年長期自然体験活動（フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」）

（社会教育課）

物質的な豊かさに伴う便利な環境の中で生活している青少年に、本県には存在しない海洋における大自然の中で、野外活動生活を長期間実施することにより、青少年に心の豊かさや、たくましさを育む事業を実施しています。

実施に当たっては、美しい海洋の自然に触れることで地球環境の大切さを感じ、人と自然との共存について考える機会を設けるとともに、生活環境の異なる地域の人々との交流を進めることにより、人と人との繋がりについて理解を深める機会を設けています。

○経緯 昭和63年度より事業を開始し、令和6年度で35回目を迎えた。

（令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止）

【参考】

○令和6年度の実施内容

参加者	県内の中学生32名（男子16名、女子16名）		
実施日	事前説明会：令和6年6月23日	日帰り	（ことぶき勸学院）
	事前研修会：令和6年7月6日・7日	1泊2日	（いずみプール・県立八ヶ岳少年自然の家）
	現地研修：令和6年8月1日～8月9日	8泊9日	（東京都八丈島八丈町垂戸）
	事後研修会：令和6年8月18日	日帰り	（県立八ヶ岳少年自然の家）

- 体験内容
- ・洋上体験（船での寝食、漁船クルージング、外洋の観察等）
 - ・自然体験（キャンプ生活、スノーケリング、野外炊事、サバイバル踏破、ヒバーク等）
 - ・交流体験（八丈島の小中学生、住民の方等）
 - ・自然環境体験（全期間での衣食住、天候、海洋及び海洋性の自然等）

(7) やまなしエコティーチャーの派遣（自然共生推進課）

地域における環境保全意識の高揚を図り、地域の環境保全活動に資するため、環境に関する知識や豊富な経験のある人材を環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）として登録し、県内の民間団体等が主催する環境保全に関する研修会等に派遣しました。

やまなしエコティーチャー登録名簿

令和7年3月31日

分野	No.	氏名
自然環境	1	齋藤 一紀
	2	流石 皇甫
	3	山本 紘治
	4	跡部 治賢
	5	内藤 邦雄
	6	野澤 健夫
	7	堀内 美千恵
	8	渡辺 尚希
	9	関 敦隆
	10	竜沢 信子
	11	窪田 茂
	12	桑原 治雄
	13	竹内 時男
	14	宮川 広
	15	村山 力
	16	中山 孝志
	17	佐藤 陽介
	18	大久保 哲
	19	岡野 由美
	20	饗場 葉留果
	21	斎藤 園子

分野	No.	氏名
自然環境	22	関根 健吾
	23	小野 明子
	24	村井 孝一
	25	岩淵 真奈美
	26	日向 治子
自然環境・生活環境	27	鳥屋尾 健
	28	田村 のり子
	29	坂川 実基
	30	澤登 早苗
	31	芦澤 公子
生活環境	32	黒田 光秀
	33	志沢 美香
	34	鶴田 和彦
	35	藤巻 真史
	36	望月 あけみ
	37	山坂 右内
	38	石井 迪男
	39	草野 香寿恵
	40	佐藤 悦子
	41	島崎 洋一
	42	清水 喜美男
	43	中村 伯男
	44	岸 いづ美

分野	No.	氏名
生活環境	45	窪田 真弓
	46	小林 敏樹
	47	齋藤 尚子
	48	櫻田 清
	49	篠原 充
	50	廣瀬 隆博
	51	森野 健治
	52	渡辺 節子
	53	伊藤 真理
	54	島田 豊
	55	杉浦 修
	56	永井 寛子
	57	長池 伸子
	58	深澤 修

令和6年度実績

No.	月・日	主催団体	テーマ	エコティーチャー	参加人数
1	5月18日	(株)ガールスカウト日本連盟山梨県第十団	～ゴミはどこまで減らせるか～	日向治子	15
2	5月24日	韭崎市立甘利小学校	八ヶ岳の自然・野鳥	竹内時男	53
3	6月4日	笛吹市立石和南小学校	八ヶ岳の自然の話	竹内時男	35
4	6月24日	富士通アイ・ネットワークシステムズ(株)	生物多様性の保全について	村山力	33
5	6月25日	山梨ことぶき勤学院	山梨ことぶき勤学院 南都留教室 必修講座 地域を作る「学び活動する③ 地域貢献」 一暮らしの中のプラスチックについて考えるー	日向治子	24
6	7月5日	甲斐市竜王北小学校	山梨から考える海の自然 絵本「イルカのKちゃん」	野澤健夫	93
7	7月18日	笛吹市立一宮西小学校	宇宙の話を通しての環境教育	宮川広	45
8	7月27日	株式会社フィッツ	夏休みソーラー工作教室	内藤邦雄	30
9	8月10日	万葉エコ市民の会	キッズエコチャレンジやまなし 「さわって学べる発電体験！」	島崎洋一	17
10	8月24日	イオンテアーズクラブ甲府昭和(イオンスタイル甲府昭和内)	やまねの魅力を知ろう!	饗場葉留果	6
11	11月18日	山梨県生活学校連絡会	廃棄プラスチックの現状と私たちの出来る事	永井寛子	32
12	2月14日	JA女性部組合員健康づくり委員会	リユース食器事業を通じてごみゼロへ	長池伸子	13

(8) やまなし環境学習プログラムの策定(自然共生推進課)

地球温暖化対策を推進していくため、平成23年3月に太陽光発電等自然エネルギーの分野に関し、小学校中学年用・小学校高学年用・中学校用の3件のプログラムを策定しました。子どもたちがそれぞれの発達段階において、体験的活動を中心にそこから得られる自然環境や社会問題について「学び」「話し合い」「行動に移す」ことを効果的に行うことができるよう構成されている実践的な指導用手引書です。

対象	プログラム	内容
小学校中学年	「やまなしのエコ大作戦」	体験やクイズを通じ、エネルギーについて知り、エコライフ宣言をする。
小学校高学年	「二酸化炭素ゼロやまなし」	山梨県の温暖化対策の目標を知り、身近なエコの方法を川柳で表現する。
中学校	「ソーラー王国やまなし」	山梨県のエネルギー計画を知り、未来のエネルギーの使い方を考える。

3 富士山科学研究所の取り組み(富士山科学研究所)

山梨県富士山科学研究所では、環境問題や環境教育への理解をより一層深めることを目的に、また、将来的には地域の環境活動を推進しうる人材を養成する第一歩となるよう、環境生涯学習プラン「富士山科学カレッジ」及び「富士山科学カレッジ大学院」、「自然解説員育成研修」を開講しています。また、県内小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、山梨県総合教育センターと共催で「学校教員研修会～体験で学ぶ火山研修会」を実施しています。令和6年度の実績は次のとおりです。

富士山科学カレッジ (修了生 13 名)

種別	内容	講師	実施日
開講式	開講式・プログラムの確認	環境教育スタッフ	4/20
必須講座	降下火砕物による建築物への影響	久保智弘 (主任研究員)	6/8 (動画配信 6/9~16)
	宇宙からとらえる富士山周辺の自然環境	杉田幹夫 (特別研究員)	
	富士山の成り立ち	吉本充宏 (研究管理幹)	9/14 (動画配信 9/15~22)
	富士山の地下水に含まれるミネラルは健康に良い働きがあるのか	長谷川達也 (専門員)	
	富士山麓の草原性鳥類の多様性	水村春香 (研究員)	11/9 (動画配信 11/10~17)
	火山の揺れ	池谷拓馬 (研究員)	
	臨地講座 森のガイドウォーク	当研究所 自然解説員	5月~10月
選択講座	2講座より一つ以上選択 ①常設展サイエンスラボ ②企画展		① 通年 ② 4/27~12/27
閉講式	修了認定証授与	環境教育スタッフ	11/9

富士山科学カレッジ大学院 (修了生 7 名)

種別	内容	講師	実施日
開講式	開講式・プログラムの確認	環境教育スタッフ	4/20
必須講座	降下火砕物による建築物への影響	久保智弘 (主任研究員)	6/8 (動画配信 6/9~16)
	宇宙からとらえる富士山周辺の自然環境	杉田幹夫 (特別研究員)	
	富士山の成り立ち	吉本充宏 (研究管理幹)	9/14 (動画配信 9/15~22)
	富士山の地下水に含まれるミネラルは健康に良い働きがあるのか	長谷川達也 (専門員)	
	富士山麓の草原性鳥類の多様性	水村春香 (研究員)	11/9 (動画配信 11/10~17)
	火山の揺れ	池谷拓馬 (研究員)	
	臨地講座 森のガイドウォーク	当研究所 自然解説員	5月~10月
	研究成果発表会 (口頭発表2題目、ポスターセッション19題目)	当研究所 研究員	2/8
選択講座	4講座より2講座を選択 ①スキルアップセミナー1 ②スキルアップセミナー2 ③スキルアップセミナー3 ④スキルアップセミナー4	①福永香織 (日本交通公社) ②奥山 哲 (気象研究所) ③三輪学央 (防災科学技術研究所) ④南 正人 (NPO 法人生物多様性研究所)	① 12/14 ② 1/11 ③ 2/15 ④ 3/8
閉講式	修了認定証授与	環境教育スタッフ	3/8

自然解説員育成研修（修了生 6 名）

種別	内容	講師	実施日
開講式	開講式・プログラムの確認	環境教育スタッフ	4/13
基礎講座	自然解説研修	環境教育スタッフ	4/13
演習講座 1	10 分プログラムの作成	環境教育スタッフ	6/22
演習講座 2	10 分プログラムの実施	環境教育スタッフ	7/13
演習講座 3	45 分プログラムの計画	環境教育スタッフ	8/17
演習講座 4	45 分プログラムの実施	環境教育スタッフ	9/21
演習講座 5	45 分プログラムの実施	環境教育スタッフ	10/5
臨地講座 1	森のガイドウォークへの参加	当研究所 自然解説員	5 月～10 月
臨地講座 2	森のガイドウォークへの参加	当研究所 自然解説員	5 月～10 月
臨地講座 3	森のガイドウォークへの参加	当研究所 自然解説員	5 月～10 月
臨地講座 4	森のガイドウォークへの参加	当研究所 自然解説員	5 月～10 月
閉講式	修了認定証授与	環境教育スタッフ	11/9

学校教員研修会～体験で学ぶ火山研修会

種別	内容	講師	実施日
火山学講義	火山学に関する講義	藤井敏嗣（所長）	8/6
実践事例	溶岩流実験および火山灰・火砕流のモデル実験	石塚吉浩（産業技術総合研究所） 吉本充宏（研究管理幹）	
アナログ実験	火山現象を理解するための実験の解説とデモ	千葉達朗（アジア航測株式会社）	
セミナーグループディスカッション	グループディスカッション 火山学者に質問しよう	他 当研究所研究員	
野外巡検	富士山周辺の野外にて、富士山の火山活動に関する巡検		8/7

4 森林総合研究所における研修（森林総合研究所）

林業従事者や後継者、また将来の担い手となる者を対象に技術研修を行い、地域林業や森林・林業教育の中核的指導者となるよう人材養成を行っています。令和6年度の実績は次のとおりです。

(1) 専門研修(対象：県、市町村及び森林組合職員 ほか)

研修名	内容	実施日	受講者数
森林土木	保安林・林地開発制度の概要	R6.7.26	16
〃	森林土木測量入門	R6.6.3-4	8
普及指導	森林施業プランナー研修-森林施業提案書作成演習-	R6.9.17	9
労働安全	労働災害の防止対策	R6.8.1	14
〃	技術職員の安全管理（現場で被災しないために）	R6.8.22	26
森林保護	山梨県におけるナラ枯れ被害実態と対策	R6.5.21	21
環境保全	森林生態系における希少種保護	R6.3.4	48
林業機械	林業架線作業主任者免許講習	R6.10.1-11.25	12
〃	架線系集材技術の基礎（機械集材装置の運転の業務に係る特別教育）	R6.10.24-25	5
〃	林業安全作業指導Ⅰ（チェンソー・刈払機）	R6.5.20-23	18
〃	林業安全作業指導Ⅱ（チェンソー・刈払機）	R7.2.26-28, 3.5	17
森林計画	市町村森林整備計画の策定及び実行に係わる基礎知識	R6.10.21	9
〃	森林経営計画及び林地台帳制度の基礎知識	R6.10.21	19
造林	低コスト造林技術の基礎知識	R6.10.30	19
〃	森林施業技術の基礎知識	R6.10.23	8
林業一般	法面緑化研修	R6.9.25	3
路網整備	林内路網の基礎知識	R6.6.13	16
〃	森林作業道の計画・施工	R6.6.14	13
林業DX	森林GISの効率的な活用に必要な基礎知識	R6.10.11	13
〃	「スマート林業」の基礎知識	R6.8.6	38
木材流通	木材の活用方法と木造建築の基礎知識	R6.9.11	10
〃	県産材利用に関する基礎知識	R6.9.19	10
計			371

(2) 基礎研修(対象：一般県民、教職員 ほか)

研修名	内容	実施日	受講者数
教員指導者養成研修 やまなしの森を学ぶ研修会Ⅰ（県産木材の 利用と木工体験）	「森林・林業と県産木材利用の現状と課題」 「木工体験 県産木材を利用したツールの製作」ほか	R6.7.31	16
教員指導者養成研修 やまなしの森を学ぶ研修会Ⅱ（間伐作業・ 森林体験と自然素材を活用した木工）	「森林・林業との現状と課題」 「森林体験とネイチャーゲーム」ほか	R6.8.7	16
計			32

教員養成研修は、総合教育センターおよび（公財）山梨県緑化推進機構との共催

(3) 技能者養成研修(対象：林業従事者)

研修名	内容	実施日	受講者数
森林調査・測量	GPS 測量の方法	R6.10.11	9
林業機械	「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」	R6.10.24-25	9
素材生産	木材流通と木材利用 木材の特性 安全な素材生産作業の確認	R6.9.11,19	14
計			32

■ 5 - 2 環境活動・協働取組の促進

1 参加と連携による環境活動（森林環境政策課、自然共生推進課）

環境の保全と創造を図るためには、私たち一人ひとりが人間と環境との関わりについての理解と認識を深めるとともに、県民・事業者・民間団体・行政等がそれぞれの主体の特性を活かし、互いに補完しながら、連携して取り組むことが必要です。

県では、「やまなし環境月間」や「環境フォーラムinやまなし」の開催などを通じて、県民の環境保全への意識の高揚を図っているほか、環境保全実践活動の展開を支援・促進するため、「環境保全課題対策事業費補助金」（令和4年度～、平成19年度から平成30年度までは「環境保全活動支援事業費補助金」、令和元年度から令和3年度までは「環境保全重点課題対策事業費補助金」）により、市町村（一部事務組合も含む）や民間団体などが実施する環境保全事業に対して補助を行うとともに、地域の民間団体等が開催する環境問題に関する講演会や学習会等に対して講師を派遣する「環境学習指導者派遣事業（やまなしエコティーチャー）」（平成21年度～、平成7年度から平成20年度までは「環境アドバイザー派遣事業」）を実施し、地域の環境保全活動を支援しています。さらに、これらの活動が日常生活の中に定着していくことを目的として、環境美化活動に取り組む一斉活動日を設け、やまなしクリーンキャンペーン（平成8年度～令和2年度）を提唱、実施してきました。

（1）環境保全課題対策事業費補助金（森林環境政策課）

市町村や民間団体が実施する環境の保全と創造に関する事業に対し補助を行っています。

令和6年度実績 市町村10件、民間団体5件

（2）やまなし環境月間（5月30日～6月30日）における取り組み（自然共生推進課）

環境基本法においても定められた「環境の日（6月5日）」を中心として、環境美化の日（5月30日、ゴミゼロの日）から6月末までを「やまなし環境月間」とし、環境保全に向けた各種行事を実施しています。

令和6年度環境月間行事

行事名	概要	主催
環境フォーラム in やまなし	やまなし環境月間の中心行事として実施。環境問題を学ぶため、講演会等を行った。また、山梨県環境保全功績者表彰として、環境保全に関する県民等の意識の啓発、高揚を図るため、地域の環境保全に顕著な功績のあった者を知事表彰した。	山梨県
環境情報コーナー	一般県民が多く利用する公共施設等において、環境に関する資料・パネル等を展示し、環境問題への意識啓発を図った。	山梨県
環境保全のための新聞広告掲載	環境保全の意識啓発を図るため、新聞広告を掲載した。	山梨県

(3) 「やまなし森づくりコミッション」の支援（森林整備課）

企業や団体、県民参加の森づくりを推進するため、活動をサポートする組織として、平成19年8月に県と森林・林業、環境関係の24団体により設立された、「やまなし森づくりコミッション」への支援を行っています。（コミッションの事務局は、（公財）山梨県緑化推進機構）

○やまなし森づくりコミッションの活動内容

- ・企業・団体の森づくりの推進：森林整備協定の締結、森づくり活動への参加に関する相談、活動資材の提供、森づくりに関する講師の派遣、森づくりイベントの紹介、森づくり活動の企画・立案への協力ほか

○ホームページURL: <http://www.y-ryokka.or.jp/ymc/index.html>

(4) CO₂ 吸収認証制度（森林整備課）

地球温暖化防止や水資源の涵養^{かん}など、森林の多面的な役割に対する県民の関心や、企業・団体の社会貢献活動としての森づくり活動に対する関心が高まっています。県では、企業・団体の森づくりへの参加促進と、より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機とするため、企業、団体の森づくり活動によるCO₂吸収量を認証する「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度」を実施しています（令和6年度CO₂吸収認証：28件、235.7 t-CO₂/年）。

※t-CO₂（二酸化炭素トン）：二酸化炭素の重さで、1t分の二酸化炭素（t-CO₂）は、体積にすると546m³、25mプール1杯1分に相当。

(5) やまなし土木施設環境ボランティアの推進（道路管理課、治水課、景観まちづくり室）

やまなし土木施設環境ボランティア推進事業は、自治会、老人クラブ、商店会、住民の有志等地域住民団体並びに企業、学校等及びその従業員、児童生徒等の団体の代表者が、公共施設を所管する建設事務所に環境ボランティア届けを提出、県及び市町村との三者で合意書を取り交わし、県が管理している道路、河川、公園施設の清掃、除雪、除草、草花の植栽等の美化活動をする制度です。

県では、美化活動に必要なカンナ、鍬、ゴミ袋等の清掃用具、安全確保のための簡易バリケード等を支給しているほか、活動中の事故に備えてボランティア保険に加入しています。平成15年9月から募集を開始し、平成15年度末で16団体であった合意団体は、令和6年度末で101団体となっており、土木施設の維持管理及び地域の環境に対する住民意識の高揚を図り、快適なまちづくりを推進しています。

(6) 山梨県環境保全基金（森林環境政策課）

県民、事業者等に対する環境の保全に関する知識の普及、実践活動の支援、地域に根ざした環境保全活動を推進することにより、県土の環境の保全を図るため、令和元年3

月27日に「山梨県環境保全基金条例（以下「基金条例」という。）を公布・施行し、基金条例に基づく山梨県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置しました。

①基金の額

平成元年度に国の地域環境保全対策費補助金及び地方交付税交付金による財源措置を各2億円受け4億円とし、平成3年度には県が4億円を増額、令和5年度より取り崩しを行っています。残高は、令和6年度末現在約7億3,000万円となっています。

②基金運用益の処理

基金の運用から生ずる収益は、毎年度の歳入歳出予算に計上し、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、令和6年度は運用益約70万円と基金約4,300万円を活用し、次の事業を実施しました。

- ア やまなし環境月間事業
環境月間及び環境の日の新聞広告掲出及び環境フォーラムの実施等
- イ 環境保全課題対策事業費補助金事業
市町村、民間団体等が実施する環境の保全と創造に関する事業に対する補助
- ウ やまなし水素エネルギー普及啓発事業
CO₂フリー水素に関する知識の普及、イベントの実施
- エ 桂川・相模川流域協議会計費負担金
桂川・相模川の流域環境保全
- オ 環境パートナーシップやまなし負担金
エコライフお絵かき・川柳コンテストの実施
- カ 希少野生動植物保護対策事業
希少野生動植物の保護活動を実施している団体に対する支援
- キ 生物多様性地域戦略推進事業
山梨県生物多様性戦略及び概要版の印刷製本・配布
- ク 温暖化防止活動推進支援事業
地球温暖化対策推進センター及び推進員の活動支援
- ケ 浄化槽対策事業
浄化槽の維持管理にかかる普及啓発や浄化槽法定検査未受験者への周知
- コ やまなしプラスチックスマート県民参加事業
プラスチックごみ問題に関する学習会、清掃活動の実施
- サ やまなしカーボンフリー農業モデル事業
県有施設へEV農作業機械を導入し、モデルの普及啓発や実証実験の実施

2 県民・事業者・行政のパートナーシップの構築

(1) 環境パートナーシップやまなし(自然共生推進課)

①目的・概要

環境保全のための活動は、個人から各種団体まで規模や活動内容が多様化しており、団体間の連携や情報交換の場づくりが求められています。そこで、県民・事業者・行政のパートナーシップ（協働）のもと、自主的な環境保全活動を積極的に展開していくことを目的とし、平成9年6月5日、環境パートナーシップやまなし(会長:坂本 政彦（一社）山梨県トラック協会相談役）が設立されました。

②事業内容

○活動情報の交換及びネットワークづくりのための事業

- ・広報誌の発行（年4回）
- 3R推進・温暖化対策のための事業
 - ・「エコライフお絵かき・川柳コンテスト2024」の実施
 - ・「やまなし環境活動推進ネットワークフォーラム」の開催
 - ・県民の日記念行事への出展
- 県事業との協働

（2）環境に関する企業連絡協議会（自然共生推進課）

「企業の抱える環境問題」を解決するため、県内の企業122社（令和7年4月1日現在）で構成している環境に関する企業連絡協議会（令和6年度会長：五十嵐 壘 東日本電信電話（株）山梨支店支店長）では、次の活動を行っています。

- ・環境に関する啓発活動の実施、各種取り組みへの参加
- ・各種環境研修会の開催
- ・環境美化活動の実施
- ・他の環境団体との連携

3 民間団体の環境保全活動への支援（自然共生推進課）

（1）公益財団法人やまなし環境財団

「やまなし環境財団」は、山梨県が民間の篤志家からの寄付をもとに、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の自発的な環境保全への取り組みを支援することを目的に設立したものです。

①財団の概要

- ・設立年月日 平成9年11月20日
- ・基本財産 4億8,279万244円（令和7年3月31日現在）
- ・所在地 甲府市丸の内1-6-1（自然共生推進課内）
- ・理事長 齊藤 武彦（森林環境部長）

②財団の事業内容（平成10年度から実施）

ア 環境保全活動支援助成事業

県内で環境保全活動をしている民間団体等が行う実践活動、普及啓発活動、調査・研究活動などに助成する。

（助成内容）

- スタートアップ助成:新たに開始又は開始後3年未満の団体の活動（助成率10/10以内で15万円を限度）
- ステップアップ助成:環境保全活動を開始後3年以上行っている団体等の活動に対して助成
 - ・助成率1/2以内で30万円を限度（助成期間2年間を限度）

○ブラッシュアップ助成:ステップアップ助成を2年以上交付された実績がある団体等の活動に助成

・助成率1/2以内で10万円を限度

実績:令和6年度:スタートアップ助成7団体、ステップアップ助成3団体、
ブラッシュアップ助成3団体 1,900,000円を助成

イ 「若宮賞」表彰事業

優れた環境保全活動を行っている個人、団体を表彰(本財団の設立に御協力いただいた方の名前を記念し「若宮賞」としている)。

表彰対象:概ね2~3年以上継続して行っている環境保全に関する実践活動で、清掃美化、
ごみ減量化・リサイクル、大気・水質浄化、環境教育等に関する活動を対象。

令和6年度 2団体

ウ やまなし環境活動推進ネットワークフォーラムの開催

環境保全活動に取り組む民間団体等に交流の場を提供し、環境パートナーシップや
まなしとの共催で、参加者の相互理解とネットワークの形成を目的に開催。

実績:令和6年度 「持続可能な未来への道~出会おう・つながろう・ともに歩もう
~」をテーマにポスターセッションを実施。

エ 情報提供事業

財団の事業や活動団体の紹介、県や活動団体等から寄せられた情報等を掲載するホ
ームページを作成し情報発信するとともに、メールによる情報提供を行う。

オ 温暖化防止対策支援事業

山梨県地球温暖化防止活動推進センターに事業を委託し、実効性の高い効果的な地
球温暖化防止対策の普及啓発や環境教育を実施する(委託事業内容:温暖化防止の相
談窓口設置業務、温暖化防止環境教育教室開催業務、情報発信業務)。

4 桂川・相模川流域環境の保全(自然共生推進課、富士・東部林務環境事務所)

相模川は、その源流を山中湖に発し、山梨県内では桂川と呼ばれ、神奈川県に入ってから
は相模川と名前を変え、相模ダム(相模湖)、城山ダム(津久井湖)を経て、平塚市で相模
湾に注ぐ全長113kmの一級河川です。両県の県民に過去から現在まで多くの恵みを与え続
けている桂川・相模川の流域環境を、将来の世代にかけがえのない資産として引き継いでい
くため、上流部の山梨県と下流部の神奈川県が流域に与えている環境負荷や、その改善のため
に果たすべき役割を認識したうえで、県域を越えて、流域の市町村、住民、企業等と一体と
なって、流域環境の保全に取り組むことを目的に、平成7年9月から両県の共同事業として「桂
川・相模川流域環境保全推進事業」を開始しました。

この事業では、平成9年度までの3か年に、問題提起と合意形成を図るための流域シンポジ
ウムや流域サミットを開催するとともに、流域の住民や市民団体・事業者・市町村等と一体
となったクリーンキャンペーン、住民参加型環境調査、パートナーシップ交流等を実施し、
併せて流域の全体像を把握するための流域環境基礎調査や流域環境の保全に関する住民意識

調査を実施しました。

これらの事業成果を踏まえ、事業の最終年度となる平成9年度には、流域全体の環境保全のための推進母体として、流域の市町村や市民団体、企業等で構成する流域協議会を設置（平成10年1月20日）し、平成10年1月31日行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定しました。平成10年度からは、この流域協議会として活動を進めています。令和6年度の主な事業の実施状況は次のとおりです。

（1）クリーンキャンペーンの実施

流域で行われるクリーンキャンペーンの情報を集め、広く県民等に周知することにより環境保全活動への参加を促すとともに、簡易水質検査や水生生物調査等を行い、水質保全をはじめとする流域環境保全の重要性について啓発を行いました。

- ・実施箇所 山中湖から相模川河口までの37回
- ・参加人数 21,230人
- ・実施内容 ごみ清掃、簡易水質調査、水生生物調査等

（2）流域シンポジウムの開催

「命と暮らしを守れるか 新たな水害対策 ～支流から考える流域治水～」と題し、忍野村との共催により、サン・エールさがみはら等の各サテライト会場においてハイブリッド開催（集合・オンライン同時開催）しました。基調講演では名古屋工業大学教授の萱場祐一氏による講演、その他、流域事例対策に関する事例発表やトークセッションを行いました。

- ・開催日 令和6年11月30日（土）
- ・開催場所 サン・エールさがみはら、平塚市民活動センター、南都留合同庁舎）
- ・参加者 約60人
- ・内容 （基調講演）名古屋工業大学教授 萱場祐一 氏
「支流から考える流域治水～多自然川づくりの新たな役割～」
（事例発表）山梨県治水課
「流域治水対策アクションプラン」

（3）環境調査事業の実施

ア 身近な水環境の一斉調査

第21回「身近な水環境の全国一斉調査」に参加した。一斉調査日である6月2日を中心に、会員約40人が参加し、流域を中心に119地点で調査を実施しました。

イ 梅花藻生息状況調査

近年減少傾向にあり、山梨県等で絶滅危惧種に指定されており、水質状況を知る資料となる梅花藻の生育状況を調査しました。

■ 5-3 環境情報の提供

1 環境情報センター（富士山科学研究所）

富士山科学研究所の環境情報センターは、富士山の自然や地域の環境についての情報を提供しています。

本センターでは、自然科学・環境に関する図書・DVD等を年々充実させていることに加え、富士山に関する資料の充実を図っています。さらに「ニュースレター」「メルマガジン」の発行等により、研究所の各種活動の紹介も行っています。



環境情報センター施設概要

- 閲覧時間 午前9時～午後5時
(休館日：年末年始・蔵書点検期間・電気設備点検・荒天による臨時休館)
- 図書閲覧コーナー 図書の閲覧、調査研究ができます。図書は館外貸出も受けられます。また、直接来所しなくても、最寄りの図書館を通して研究所の資料の検索・貸出ができます。
- DVD（ビデオ）コーナー 自然環境に関するDVD等を視聴ができます。
- パソコンコーナー 自然環境情報の検索ができます。
- バードウォッチングコーナー・ブラウジングコーナー 野鳥の観察や、雑誌の閲覧ができます。

令和6年度発行「ニュースレター」



環境情報センター蔵書数等（R7.3.31 現在）

令和 6 年度利用実績

図書	和書	25,137 冊
	洋書	518 冊
	合計	25,655 冊
AV 資料	ビデオ	584 点
	DVD	288 点
	CD-ROM	288 点
	合計	1,160 点
逐次刊行物	和洋雑誌	836 タイトル
その他	地図等	232 点

環境情報センター利用者数		4,410 人	
図書個人貸出	人数	234 人	
	図書貸出数	706 冊	
	AV 貸出数	26 本	
図書相互貸出	貸出	件数	3 件
		冊数	3 冊
	借受	件数	0 件
		冊数	0 冊
図書団体貸出	件数	19 件	
	冊数	600 冊	
AV 利用	人数	21 人	
	本数	28 本	
レファレンス（調査相談）		33 件	
学習用 PC「しえん君」 利用人数（H22.10 から提供）		利用中止	

なお、環境教室等の参加者を含む富士山科学研究所全体の来館者数は次のとおりです。

富士山科学研究所来館者数（令和 6 年度）

区 分	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	計
一 般	6,552 人	11,624 人	4,551 人	1,566 人	24,290 人
団 体	3,555 人	5,376 人	1,569 人	180 人	10,680 人
計	10,107 人	16,997 人	6,120 人	1,746 人	34,970 人

2 提供体制の確立（森林環境政策課、自然共生推進課）

(1) 県ホームページ

県では、環境保全活動を広めていくため、県ホームページに広く情報提供しています。ここでは、「やまなしの森林」「やまなしの環境」「やまなし水政策ビジョン」の3つのページを紹介します。

①『やまなしの森林』

山梨県の森林・林業に関する取り組み、計画・イベント情報など、次の項目ごとに構成しています。

やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン

県では、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化等に対応し、森林資源の有効活用による林業の成長産業化を実現するとともに、県民の暮らしを支え、様々な恩恵をもたらす森林の公益的機能の強化を図るため、新たに「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」を令和2年3月に策定しました。

このプランは、山梨県総合計画で定めた施策の方向性を踏まえ、本県の森林・林業・木材産業が目指す将来像を描いた上で、「森林の公益機能の強化」と「林業の成長産業化の推進」を2本の柱とし、取り組みの基本方針と施策の展開を示しています。

リーフレット「やまなしの森林」

山梨県の森林・林業・木材産業の概要を紹介するリーフレット「やまなしの森林」を掲載しています。

関連する計画等

山梨県が定めた森林に関連する計画や方針等を紹介しています。

- ・地域森林計画
- ・県有林管理計画
- ・森林セラピー推進指針
- ・山梨県緑化計画

やまなし森のイベント情報

「森林環境教育」や「木育」など森に関するさまざまなイベントを紹介しています。

森林公園だより（県民の森、武田の杜、金川の森）

森林と親んでもらう森林公園の紹介と活動を紹介します。

森林文化の森

人と森林との関わり合いを実感する場所、自然への回帰を目指す場所として整備した「森林文化の森」について、事業のねらいや整備方針などを掲載しています。

やまなし森づくりコミッション

森づくり活動フィールド・森林づくりイベント・指導者などの紹介や、活動計画や企画の提案など、森づくり活動を様々な形で支援します。

やまなしで過ごす「山の日」

国民の祝日「山の日」の意義や山梨の山や森林の魅力などに関する情報、県内外の方々が山に親しめるよう実施している様々な事業を紹介しています。

FSC森林管理認証

県有林は、持続可能な森林経営をさらに推進していくためにFSC森林管理認証を取得、その取組を紹介しています。

山梨県森林審議会

「山梨県森林審議会」の会議録を公表しています。

恩賜林について

3月11日は恩賜林記念日。恩賜林の沿革や恩賜林記念式典などを紹介します。

林業・木材産業情報リンク集

林業・木材産業に関するリンク集です。

山梨県林業統計書

山梨県の林業統計データを掲載しています。

②『やまなしの環境』

山梨県の環境に関する計画や取り組み、環境団体の情報など次の項目ごとに構成しています。

山梨環境基本条例

平成16年4月1日に施行した「山梨県環境基本条例」です。

山梨県環境基本計画

「山梨県環境基本条例」で定めた環境の保全及び創造に関する施策の方向等を明らかにした、環境施策に関する基本計画です（令和6年3月に「第3次山梨県環境基本計画」を策定しました。）。

環境関連の条例、計画等

- ・山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例
- ・山梨県地球温暖化対策条例
- ・山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例
- ・山梨県地球温暖化対策実行計画
- ・山梨県廃棄物総合計画
- ・山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画
- ・やまなし生物多様性地域戦略
- ・鳥獣保護管理事業計画
- ・やまなし環境教育等推進行動計画
- ・富士山総合環境保全対策基本方針
- ・やまなし水政策ビジョン
- ・山梨県生活排水処理施設整備構想

富士山の環境保全

富士山周辺の環境保全に取り組んでいる施設の紹介です。

- ・富士山科学研究所
- ・富士山世界遺産センター
- ・富士山ボランティアセンター

山梨県環境保全審議会

自然環境保全法第51条第2項(自然環境保全、鳥獣の保護繁殖及び狩猟、温泉)に関する重要事項及び環境基本法第43条第1項(環境の保全)に関する基本的事項の調査審議等を行う「山梨県環境保全審議会」の開催案内や会議録等を公表しています。

環境白書「やまなしの環境」

山梨県における環境の現状とその保全に向けた対策をまとめた環境白書「やまなしの環境」の各年度版を紹介しています。

環境NPO・団体の情報

「やまなしNPO情報ネット」では、県内の活動しているボランティア・NPOの情報などを提供しています。

環境関係例規集

山梨県の環境に関する条例等を掲載しています。

③『やまなし水政策ビジョン』

本県の水政策に関する総合的な指針である「やまなし水政策ビジョン」を掲載しています。

やまなし水政策ビジョン

「持続可能な水循環社会を目指して」を政策目標として定め、この目標を実現するために、「育水と保全～健全な水循環の維持～」、「魅力発信と活用～水を活かした地域・産業の振興～」、「連携と相互理解～水を通じた交流の活性化～」、「暮らしと防災～安全な水の確保と暮らしを守る治水の推進～」の4つの基本方針に基づき、健全な水循環系の構築と水を活かした地域振興を図るための指針として、平成25年6月に策定しました（従来の「山梨県水政策基本方針」は、「やまなし水政策ビジョン」の内容として引き継がれました）。

(2) 環境情報提供事業（環境ライブラリー事業）（自然共生推進課）

県民が環境問題に関心を持ち、実践活動に参加し、環境に配慮した生活スタイルへの転換が進むよう、「環境情報コーナー」の設置、ビデオテープの貸出しなど「ライブラリー事業」を実施しています。

○内容（令和6年度実施内容）

- ・移動情報コーナー（パネル、環境にやさしい商品等の展示）
- ・ビデオライブラリー
- ・パンフレットの提供

■ 5－4 調査研究・国際協力の推進

1 主な環境モニタリングの内容（大気水質保全課）

県が実施する主な環境モニタリングの内容は、次のとおりです。

(1) 大気汚染常時監視

大気汚染防止法に基づき大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局10局及び自動車排出ガス測定局2局の合計12局で窒素酸化物や浮遊粒子状物質等による汚染状況を常時監視している。

また、ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質について8地点においてモニタリング調査を実施している。

(2) 公共用水域及び地下水の水質の常時監視

河川、湖沼の水質の状況を定期的に把握し、各種水質保全施策の基礎資料とするため、53地点においてBOD、CODなどの環境基準項目等の水質調査を実施。また地下水の状況を定期的に把握するため、概況調査を行い、過去の調査により環境基準を超過等し、継続的に監視するためモニタリング調査を実施する。

(3) ダイオキシン類の調査

ダイオキシン類による一般環境中の汚染状況を把握するため、大気2地点、公共用水域5地点、地下水8地点及び土壌6地点の調査を実施（令和6年度）。

(4) 騒音・振動の調査

幹線道路沿道地域の生活環境の保全を図るため、自動車騒音の常時監視を行う。

(5) 地盤沈下の調査

地盤沈下を未然に防止するため、一級水準測量調査や地下水位観測を行い地盤沈下の状況を把握する。

大気汚染常時監視、公共用水域及び地下水の水質の常時監視、ダイオキシン類の調査、騒音・振動及び地盤沈下に係る調査結果については、「4 生活環境の保全」及び資料編に掲載しました。

2 富士山科学研究の推進

(1) 富士山科学研究所の取り組み（富士山科学研究所）

富士山科学研究所は、日本のシンボル・富士山に様々な角度から光を当て、世界共有の財産として“守り”、“活かす”ための方策を科学的に追求しています。平成9年に開所した山梨県環境科学研究所で積み重ねた研究の成果に根ざし、さらに富士山の知を集積し、その情報・成果を発信しています。

研究活動は、中期計画に基づいて各研究科等で中長期的に取り組む「基盤研究」及び基盤研究を推進する上で、重点的に課題解決を行う「課題研究」並びに総合理工学研究機構が統括する領域横断的な共同研究や緊急性の高い行政課題に対応するために取り組む「成長戦略研究」、「特別研究」などを進めており、その成果を着実に積み重ねてきています。主な研究活動の状況は次のとおりです。

基盤研究	(令和7年度より開始)	
課題研究	富士北麓地域における侵略的外来植物の防除支援システムの開発と社会実装に向けた研究	R5～R7
	富士北麓の採取文化が維持されてきた社会的背景に関する研究	R5～R7
	富士山麓の二次草原における鳥類の分布と捕食者の影響評価	R6～R8
	富士山における落石事象の現地観測技術の開発と落下過程の解析	R5～R7
	富士山の最近5,600年間の主要テフラ層序に関する研究	R5～R7
	富士山のマグマ供給系解明に向けた基礎研究	R4～R6
	自然災害にかかる継続的な学校防災計画改善に関する研究	R5～R7
	富士山噴火時の適切な避難行動に資する過去の災害事例の時系列分析	R6～R8
成長戦略研究	富士山の野生動物管理に向けた生態観測ネットワークの開発	R4～R6
	富士山高山帯に生息するニホンジカの行動特性の解明	R6～R8
	登山道安全管理を目的とした情報共有コンテンツ開発に関する研究	R6～R8
	富士山の山岳ハザード検知のための空振観測研究	R5～R7
	深部低周波地震を用いた火山防災体制構築のための研究	R6～R8
特別研究	河口湖の水質浄化のための基礎的研究	R3～R6
	効果的な火山防災マップのあり方に関する研究	R5～R7
総理研究	マルチモーダル観測を用いた侵略的外来種のモニタリングシステムの開発	R6～R8
	富士山噴火の減災に資する実験教材の開発	R4～R6

(2) 森林総合研究所（森林総合研究所）

森林総合研究所は、昭和10年に林業試験場として設立され、その後、林業研修所、林産事務所、林木育種場等を統合した林業技術センターを経て、平成6年から山梨県森林総合研究所として、森林、林業、林産業に対する新たな時代の要請に対応しています。

森林の持つ環境保全や木材生産をはじめとする多面的機能をより高度に発揮させるための調査研究を行うとともに、再生可能資源である木材やきこ類をはじめとする森林副産物の有効活用技術、効率的な木材生産作業システムの確立、木質バイオマスの有効活用技術の開発に取り組むなど、幅広い行政課題に対応しています。試験研究活動の状況は次のとおりです。

研究目標	部門	研究テーマ	期間
森林資源の造成と管理技術の確立	生産	希少植物等の生息域外保全研究	R1-R8
		広葉樹直挿しによる低コスト更新技術の開発	R6-R10
		カシノナガキクイムシ発生予察	R3-
		ヒノキ花粉症対策品種の円滑な生産支援	R3-R6
		カシノナガキクイムシ生息状況モニタリング	H24-
		再造林の低コスト化に関する研究	R4-R7
		山梨県産キノコの抽出成分に関する研究	R4-R6
森林環境保全技術の確立	環境	県有林モニタリング事業	H19-R8
		亜高山帯の森林でのニホンジカの密度推定と剥皮への影響の関係	R5-R5
		小規模流域における土砂流出対策のための水文地形的要因に関する研究	R3-R6
		ニホンジカによる植生への現在の影響は深刻なのか？過去数千年の個体群動態からの検証	R3-R6
		森林環境税モニタリング調査	H25-
		富士スバルライン沿線緑化試験	S43-
		ニホンジカの密度はタイムラプス撮影と機械学習で低コストかつ高精度で推定できる	R6-R8
		山地流域でのニホンジカの捕獲技術の確立と森林下層植生への影響に関する研究	R6-R10
森林資源活用技術の確立	資源利用	スマート林業導入のための森林資源量のデジタル化	R5-R6
		バッテリー式草刈機による下刈り作業の検証	R5-R6
		林業重機「フォワーダ」の無人運転化に関する研究—整地における無人自動運転化技術の確立—	R5-R7
		急傾斜地等での軽運搬を目的とした電動架線システムの開発	R6-R8
		下刈り作業の機械化に向けた研究	R4-R6

(3) 衛生環境研究所（衛生薬務課）

衛生環境研究所は、県関係部局との密接な連携のもと、県民の公衆衛生の向上とより良い環境の保全を図るとともに、地域における健康危機管理に対応するため、衛生・環境行政の科学的かつ技術的中核として、調査研究、試験検査、研修指導及び情報の収集・解析・提供を行っています。

環境に関わるものとしては、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、環境放射能、温泉及び環境指標生物等の試験検査や調査研究、技術指導を実施してい

ます。

研究テーマ	期間
河口湖、精進湖、本栖湖のCODに関する研究	R4～R5
県内「名水」の水生生物による評価とその効果的発信	R4～R5
ブタクサの花粉飛散調査と気象データの解析	R5～R7

(4) 産業技術センター（スタートアップ・経営支援課）

産業技術センターは、県内企業の発展と経済振興のため、技術支援、研究開発、人材育成、情報提供、技術移転・事業化支援を5つの柱とし、県内企業支援を行っています。環境に関しても企業の環境保全活動を支援するとともに、水素・燃料電池に関する研究や農産物の残渣を有効利用した研究、天然素材に発熱保温効果を付与する研究にも積極的に取り組んでいます。

試験研究機関	研究テーマ	期間
産業技術センター	CNF技術を応用した新規和紙製品開発	R4～6
	水素・燃料電池システムの多用途展開に関する研究	R4

(5) 農業関係試験研究機関

ア 総合農業技術センター（農業技術課）

環境と調和した農業生産技術の開発のために、家畜ふん堆肥などの有機物由来肥料の活用試験や環境への負荷低減を図るため野菜類の有機栽培の実証、土壌の適正な養分管理技術について研究を行っています。

また、効率的な病害虫防除法の確立について検討するとともに、県内農耕地土壌の理化学性に関する調査を行っています。

さらに、土壌の炭素量を増加させることで、人の経済活動によって発生する大気中の二酸化炭素の増加を抑制するという考え方に基づく国際的な取り組みである「4パーミル・イニシアチブ」に日本の都道府県で山梨県が初めて参加し、炭素貯留方法として果樹園から出る剪定枝等を炭化した「バイオ炭」や草生栽培等を利用する研究を実施しています。

イ 果樹試験場（農業技術課）

環境にやさしい農業を推進するため、環境への負荷軽減に活用できる安定かつ効率的な防除技術の開発や、可給態窒素量を考慮した新しい施肥基準の確立を進めています。また、ブドウの着色期にあたる夏季の温度上昇は、ブドウの着色に悪影響を及ぼし、高品質安定生産の阻害要因となっていることから、環境変動に対応した遺伝的に着色性の優れた黒色系の新品種の開発に取り組んでいます。さらに醸造用ブドウにおいても、本県の気候に適し、地球温暖化に対応した新たなフラッグシップとなる欧州系品種の選抜に取り組んでいます。

ウ 畜産酪農技術センター（畜産課）

暑熱環境下における肉用鶏の生産性低下や鶏卵の品質低下に対応した飼養管理技術と、耐暑性に優れる暖地型牧草の利用技術の研究を行っています。

また、採卵鶏や種鶏の窒素排出量を低減させる養鶏飼料の開発や温暖化により荒廃した草地の生産性向上と高栄養化を図る追播技術の確立について取り組んでいます。

試験研究機関	研究テーマ	期間
総合農業技術センター	県内主要土壌の地力の推移と変化要因の把握	S54～
	有機物施用土壌における地力窒素の評価	S50～
	新農薬の効果査定	S54～
	薬剤に対する耐性菌及び感受性低下害虫のリスク管理	H26～
	有機質資材による持続可能な農業技術の確立	R2～R6
	野菜栽培ほ場における温室効果ガス亜酸化窒素発生抑制技術の確立	R5～R7
	果樹や野菜におけるバイオ炭を用いた土壌炭素貯留効果の検証	R5～R7
果樹試験場	環境に配慮した病害虫防除法の改善（有効薬剤の検索及び防除法の改善）	H25～
	着色系オリジナル品種の育成	H29～R8
	山梨県のフラッグシップとなる欧州系醸造用品種の選抜（ワイン特性の解明）	R5～R7
	ブドウとモモの新しい窒素施肥基準の作成	R5～R7
畜産酪農技術センター	暖地型牧草の栽培利用技術の開発	R4～R6
	採卵鶏における気候変動影響予測	R5～R6
	生産性を維持しながら温室効果ガス削減を可能とする養鶏飼料の開発	R5～R7
	追播適性に優れるライグラス新品種を用いた省力的な草地の高位安定生産技術の確立	R5～R8

エ 水産技術センター（食糧花き水産課）

魚類生息環境の保全に関する試験研究調査や希少魚に関する調査研究を行うと共に、関係者へ指導普及を行っています。

試験研究機関	研究テーマ	期間
水産技術センター	アユの生息に及ぼす環境要因と放流適期の解明	R6～R9
	ワカサギ資源管理技術の開発	R6～R10
	効果的な外来魚等抑制管理技術の開発	R6～R10
	クニマスの保全と養殖に関する研究	R4～R8

3 国際環境交流事業（富士山科学研究所）

富士山科学研究所は、本県の将来を見据え、予見・予防的な視点に立った環境行政を支援することを基本姿勢として、「研究」「教育・情報」「広報・交流」の各機能を通じて、自然と人との生活が調和した地域の実現に向けて事業を展開しています。「広報・交流」においては、

富士山・環境をテーマとして人や情報の交流を活発にするため、県民の方々や地域との交流、国内外の研究者、研究機関との交流機会等を提供しており、毎年国内外の研究者を招聘し、一般向けに実施している国際シンポジウムについて、令和6年度は「中南米の噴火対応から学ぶ火山防災」をテーマに行いました。

国際シンポジウム 2024

- 開催日 令和6年9月4日
- テーマ 「中南米の噴火対応から学ぶ火山防災」
- 開催場所 富士山科学研究所ホールおよびオンライン配信によるハイブリッド開催
- 内 容
 - 講演1 「エルサルバドル国における火山防災に関わる組織とその対策」
Mercelino de Jesús Hernández Ortiz（エルサルバドル国 東部地域市民防災局 地方管区代表）
 - 講演2 「チリにおける火山ネットワーク 15年のあゆみ、モニタリングと火山リスク管理の経験」
Felip Andres FLORES LOBOS（チリ国 国家地質鉱山局 地質・火山系ハザードユニット 地質担当）
 - 講演3 「ペルーにおける火山ハザードに対するリスク管理」
Alfredo Adrian ZAMBRANO GONZALES（ペルー国 国立防災減災センター 情報管理局 副局長）
 - 講演4 「有珠山 次の噴火対策について」
足立勇二（伊達市 総務部 危機管理対策課 課長）

■ 5-5 DXの推進

スマート林業の推進（森林整備課）

森林情報のクラウド化やドローン等を活用したデジタル森林情報の整備などにより、森林資源の位置情報や施業履歴などを一元的に管理し、地域における森林整備の計画立案や進捗管理の効率化を図っています。